

東京の福祉保健2019

分野別取組

はじめに

我が国では、世界でも類を見ないスピードで少子高齢化が進み、人口は既に減少に転じています。

東京では、社会増等によりいまだに人口は増加していますが、団塊の世代が後期高齢者になる平成37年（2025年）をピークに減少に転じ、平成47年（2035年）には都民の4人に1人が高齢者になると見込まれています。

時代の大きな転換点を迎える中で、将来世代に確かな「安心」を引き継ぐためには、中長期的な視点に立って、福祉・保健・医療施策を総合的に展開していくことが必要です。

こうした考えの下、平成18年2月に「福祉・健康都市 東京ビジョン」を取りまとめ、以来、社会経済環境の変化や災害等の緊急・突発的な事態にも対応しながら、福祉・保健・医療サービスの充実を図ってきました。

平成28年12月の「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」、それ以降毎年度策定している政策の強化版においても、子供や高齢者、障害者をはじめ、誰もがいきいきと生活できる、活躍できる都市・東京の実現を目指して、様々な政策を盛り込んでいます。

このたび発行する「東京の福祉保健2019 分野別取組」は、福祉保健局が所管する施策のうち、平成31年度に重点的に取り組む事業を分野別に取りまとめたものです。

今後とも、大都市「東京」にふさわしい、福祉・保健・医療施策を積極的に展開していきます。

平成31年
東京都福祉保健局

目 次

大都市東京にふさわしい福祉・保健・医療施策の展開

大都市東京にふさわしい福祉・保健・医療施策の展開に向けて.....	2
都における各種計画.....	4
平成31年度福祉保健局予算の概要.....	22
平成31年度予算における主な新規・拡充事業.....	23

分野別事業展開

第1 地域で安心して子供を産み育てられる社会を目指します	
【子供家庭分野】	36
1 待機児童解消に向け、多様な保育サービスの整備を加速します	
2 妊娠期からの切れ目のない子育て支援を推進します	
3 特に支援を必要とする子供や家庭への対応を強化します	
第2 高齢者が健康で自分らしく暮らせる社会を目指します	
【高齢者分野】	56
1 住み慣れた地域での継続した生活を支える地域包括ケアシステムの構築を推進します	
2 高齢者の多様なニーズに対応する施設や住まいを確保します	
3 認知症対策を総合的に推進します	
4 介護人材等の確保・育成・定着を支援します	
第3 障害者がいきいきと暮らせる社会の実現を目指します	
【障害者分野】	78
1 障害者が地域で安心して暮らせるよう基盤等を充実します	
2 障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現を目指します	
3 保健・医療・福祉等が連携した支援体制の充実により身近な地域での生活を支援します	
4 障害者の自立に向けた就労促進策を推進します	
第4 都民の生活を支える取組を推進します	
【生活福祉分野】	94
1 低所得者・離職者等の生活の安定に向けた支援を進めます	
2 福祉人材の確保・育成・定着への取組を充実します	
3 ユニバーサルデザインの考え方に立ったまちづくりを進めます	

第5	ライフステージを通じた健康づくりの取組を推進します	
		【保健分野】 104
1	がんを含めた生活習慣病の予防、健康づくりを支援します	
2	難病患者の療養生活を支援します	
3	自殺対策を総合的に推進します	
第6	都民の安心を支える質の高い医療提供体制の整備を進めます	
		【医療分野】 116
1	都民の安全・安心を守る救急医療・災害医療体制を整備します	
2	安心して子供を産み、育てられる周産期医療・小児医療体制を確保 します	
3	がん・脳卒中・糖尿病等の疾病別の医療連携体制や、在宅療養環境 の整備を進めます	
4	医療人材の確保・育成を支援します	
第7	多様化する健康危機から都民を守ります	
		【健康安全分野】 136
1	新型インフルエンザをはじめとする新興・再興感染症等の発生予防 及びまん延を防止する対策を強化します	
2	危険ドラッグ等の速やかな排除、乱用の防止を目指し、規制、監視 指導、普及啓発を強化します	
3	健康危機から都民を守る体制を確保します	
4	人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指します	
第8	広域的な自治体としての役割を着実に果たします	
		【横断的取組】 148
1	サービスの「信頼確保」と「質の向上」を推進します	
2	区市町村の主体的な施策展開を支援します	
3	新たな時代に合わせた都立施設改革を推進します	
4	福祉人材対策を総合的に推進します	

参 考

平成30年度に成立した主な条例	160
審議会等の検討状況について	163
福祉・保健・医療に係る普及啓発	
様々な啓発活動への参加	164
キャンペーンキャラクター	167
シンボルマーク等	170

大都市東京にふさわしい 福祉・保健・医療施策の展開

大都市東京にふさわしい

福祉・保健・医療施策の展開に向けて

（「福祉改革」「医療改革」の取組と「福祉・健康都市 東京ビジョン」）

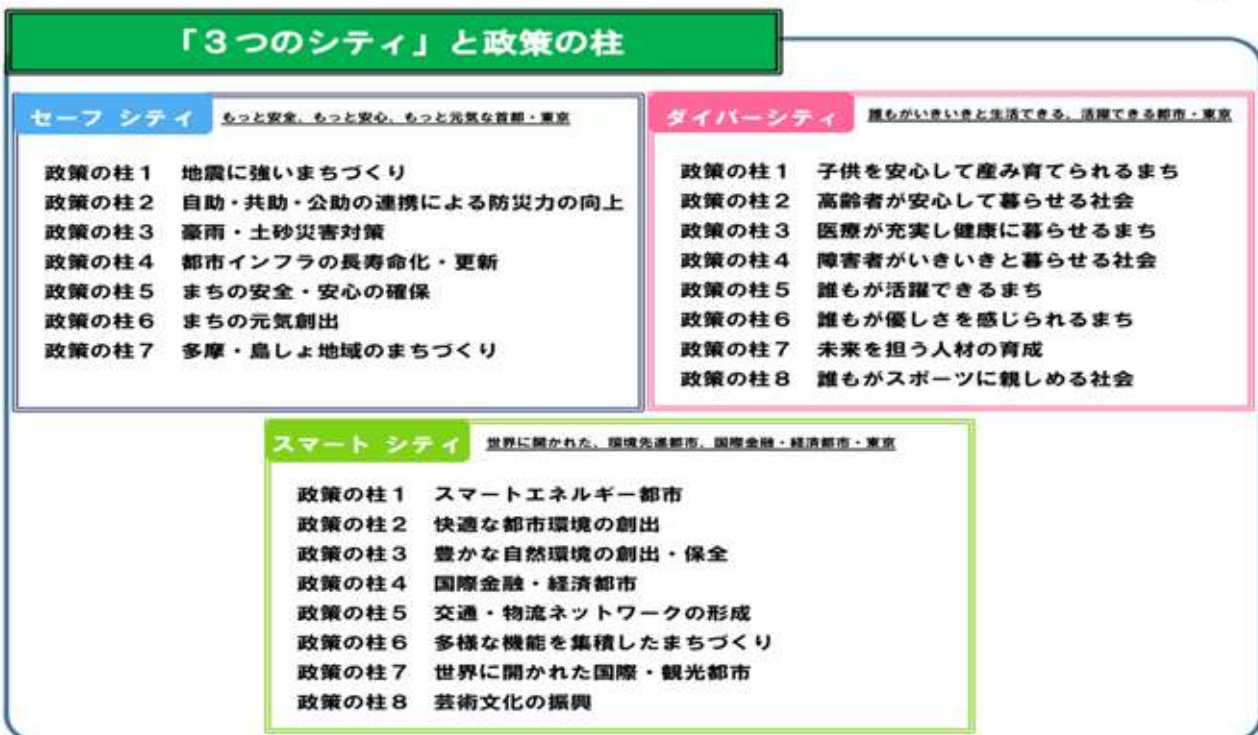
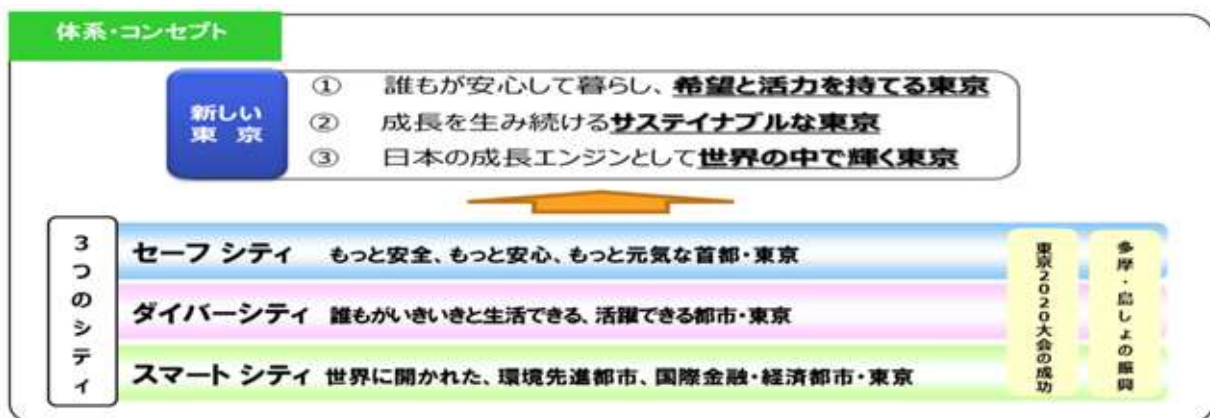
- 都は、これまで、「利用者本位の新しい福祉」、「患者中心の医療」という、福祉、保健、医療サービスを利用する人の主体的な選択を重視した、様々な改革を進めてきました。
- 福祉分野では、措置から契約へとサービスの利用の仕組みが大きく変化する中で、「東京都福祉改革推進プラン」（平成12年）、「T O K Y O福祉改革S T E P 2」（平成14年）を発表し、多くの事業者が競い合って提供する多様なサービスの中から、利用者自らがサービスを選択し利用する「利用者本位の新しい福祉」の実現を目指す取組をスタートしました。
- また、保健医療分野では、平成12年に「東京発医療改革」を発表し、医療における透明性、信頼性、効率性の3つの不足を克服し、「365日24時間の安全・安心」と「患者中心の医療」の実現を目指す取組を開始しました。
- 平成16年8月には、少子高齢社会に対応し、健康に対する都民の安心を確保するため、福祉局と健康局を統合し、福祉保健局が発足しました。平成18年2月には、「福祉改革」と「医療改革」を更に前進させ、確かな「安心」を次世代に引き継ぐため、福祉と保健医療の両分野を貫く基本方針として「福祉・健康都市 東京ビジョン」を策定し、あらためて都の取組姿勢を明らかにしました。
- 以降、この「ビジョン」で示した方針を基本に、福祉・保健・医療に関わる各種の分野別計画を定め、施策を推進しています。

（「2020年に向けた実行プラン」の策定）

- 平成28年12月、都は「都民ファースト」の視点に立ち、「セーフ シティ」「ダイバーシティ」「スマート シティ」の「3つのシティ」を実現し、「新しい東京」をつくるため、平成29年度から平成32年（2020年）度までの4か年を計画期間とする「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」（以下「2020年に向けた実行プラン」という。）を策定しました。

- それ以降も、PDCA サイクルの運用を徹底して、既存事業の見直しや新規施策の充実を行い、それを「政策の強化版」としてとりまとめ毎年度公表しています。
- 平成31年1月に公表した政策の強化版の中では、児童虐待防止対策の推進について新たな政策目標を掲げるほか、受動喫煙防止対策の推進や多様な保育サービスの拡充、高齢者の活躍の場や生きがいの創出、認知症に関する総合的な施策の推進等、今後取り組むべき事業を記載しています。
- これらに加え、平成30年度に改定した高齢・少子・障害の福祉三分野の主要計画や「保健医療計画」「がん対策推進計画」、今年度中間評価を行った「健康推進プラン21（第二期）」等に記載した様々な事業を着実に実施しながら、誰もが安心して、いきいきと生活できる、活躍できる大都市東京の実現に向け、福祉・保健・医療施策を積極的に展開していきます。

＜「2020年に向けた実行プラン」の政策の強化に当たって＞



都における各種計画

(平成 28 年 12 月)

都民ファーストでつくる「新しい東京」
 ～2020 年に向けた実行プラン～

新しい東京をつくるための今後の都政の
 具体的な政策展開を示す計画

「3つのシティ」の実現に向けた政策の強化
 (2019 年度)

(平成 18 年 2 月)

福祉・健康都市 東京ビジョン

福祉と保健医療の両分野を貫く基本方針で、
 分野別計画の策定・推進の基本

分野別計画

※各計画の概要については次頁以降に掲載

子供・子育て支援総合計画	平成27年度～ 平成31年度
ひとり親家庭自立支援計画	平成27年度～ 平成31年度
社会的養護施策推進計画	平成27年度～ 平成41年度
高齢者保健福祉計画 (介護保険事業支援計画・老人福祉計画)	平成30年度～ 平成32年度
高齢者の居住安定確保プラン (高齢者居住安定確保計画)	平成30年度～ 平成32年度
障害者・障害児施策推進計画 (障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画)	平成30年度～ 平成32年度
福祉のまちづくり推進計画	平成31年度～ 平成35年度
地域福祉支援計画	平成30年度～ 平成32年度
アルコール健康障害対策推進計画	平成31年度～ 平成35年度
保健医療計画	平成30年度～ 平成35年度
がん対策推進計画	平成30年度～ 平成35年度
健康推進プラン21(第二次)	平成25年度～ 平成34年度
医療費適正化計画	平成30年度～ 平成35年度
自殺総合対策計画	平成30年度～ 平成34年度
感染症予防計画	平成30年3月 改定
食品安全推進計画	平成27年度～ 平成32年度
動物愛護管理推進計画	平成26年度～ 平成35年度

子供・子育て支援総合計画

■ 計画策定の趣旨等

- 子ども・子育て支援法第62条に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画と次世代育成支援対策推進法第9条に基づく都道府県行動計画、子どもの貧困対策法第9条に基づく都道府県子どもの貧困対策計画とを合わせて一体的に策定
- 福祉、保健、医療、雇用、教育などにわたる子供・子育て支援の総合計画
- 計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間
(平成29年度に中間年の見直しを実施)

■ 理念

- ・ すべての子供たちが個性や創造力を伸ばし、社会の一員として自立する環境を整備・充実する
- ・ 安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会を実現する
- ・ 社会全体で、子供と子育て家庭を支援する

■ ポイント

- ・ 幼児教育・保育にまたがる初めての計画
- ・ 待機児童解消の目標年次を設定
- ・ サービスを担う人材の確保と資質の向上に向けた取組の充実

■ 目標と取組内容

- 1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり
子供や家庭がニーズに合ったサービスを利用できるよう、地域における子供・子育て支援の実施主体である区市町村を支援し、妊娠・出産・子育てを通じて切れ目なく支援する体制を整備
- 2 乳幼児期における教育・保育の充実
乳幼児期の重要性や特性を踏まえた質の高い教育・保育が確保され、地域の子育て家庭の期待に応えられるよう必要な支援を実施
- 3 子供の成長段階に応じた支援の充実
次代を担う子供たちが、自ら学び考え行動する力や、社会の発展に主体的に貢献する力を身に付けるとともに、社会の一員としての自覚を持ち、自立に向けた準備を整えられる仕組みづくり、また実際に自立するための支援を推進
- 4 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実
様々な環境の下で育つ子供が、地域社会の中で生まれ、将来の社会的自立に必要な支援を受けられるよう、子供や保護者の置かれた状況や心身の状態を的確に把握した上で、特に支援を要する子供や家庭に対する支援を総合的に推進
- 5 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備
家庭生活と仕事の調和(ライフ・ワーク・バランス)が実現した社会を目指すため、男女を問わず、育児休業等を取得しやすい職場環境づくりや、働き方の見直しに向けた普及啓発等、仕事と子育てを両立できる雇用環境を整備。また、子育て世帯が安心して暮らせる住環境の確保や、交通事故、家庭内等での不慮の事故等を防ぐための取組を実施

ひとり親家庭自立支援計画

■ 計画策定の趣旨等

- 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく自立支援計画
- ひとり親家庭が安定した就労や生活の下、子供を健全に育むことができるよう、都が実施する施策と区市町村等に対する支援策を示した計画
- 計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間（第3期計画）

■ 理念

- ・ ひとり親家庭の自立を支援し、生活の安定と向上を図る
- ・ ひとり親家庭の子供の健やかな育ちを支援する
- ・ ひとり親家庭の親子が地域で安心して生活できる環境を整備する

■ 4つの施策分野

- 1 相談体制の整備
ひとり親家庭が抱える課題に早期に対応するとともに、様々な関係機関が連携して適切な支援に繋げる体制を整備
- 2 就業支援
ひとり親家庭のより安定した就業を支援
- 3 子育て支援・生活の場の整備
ひとり親家庭の親が安心して子育てでき、子供が健やかに育まれるよう、多様な支援策を展開
- 4 経済的支援
ひとり親家庭の自立と子供の将来の自立に向け、経済的な支援を実施

社会的養護施策推進計画

■ 計画策定の趣旨等

- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」に基づき、各施設が定めた「家庭的養護推進計画」も踏まえながら策定
- 子供の一時保護から、家庭復帰や社会的自立に至る一連のプロセスを視野に入れた計画
- 計画期間は、平成27年度から平成41年（2029年）度までの15年間（5年ごとの期末に見直し）

■ 理念

社会的養護が必要な子供たちが、生まれ育った環境によらず、健やかに育ち、自立できるよう、それぞれの状況や課題に応じた養育・ケアを行う。

■ 目指すべき姿

- ・ 平成41年（2029年）度において、社会的養護に占める家庭的養護の割合を概ね6割となるよう、養育家庭等・ファミリーホーム・グループホームを推進
- ・ 全ての施設において子供一人ひとりに、専門性の高いきめ細かなケアを行えるよう、施設の機能を強化

高齢者保健福祉計画

(介護保険事業支援計画・老人福祉計画)

■ 計画策定の趣旨等

- 老人福祉法第20条の9に基づく都道府県老人福祉計画及び介護保険法第118条に基づく都道府県介護保険事業支援計画を合わせ、東京都における高齢者の総合的・基本的計画として一体的に策定
- 高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築するため、都が目指す基本的な政策目標及びその実現に向けて取り組む施策を明らかにすることを目的
- 計画期間は、平成30年度から平成32年(2020年)度までの3年間(第7期計画) 中長期的には、「団塊の世代」が後期高齢者となる平成37年(2025年)を見据える

■ 理念

- ・ 「地域で支え合いながら安心して暮らし続けることができる東京」

■ 施策の方向性

- ・ 計画の理念の実現に向けて、東京における地域包括ケアシステムの構築を目指す
～都内の各地域で次の4つの状態が実現されていることを目指す～
 - 1 高齢者一人ひとりの自立と選択を支援
 - 2 高齢者の生活を支えるための適切な住まいの確保
 - 3 適切な医療・介護サービス等の一体的な提供
 - 4 住民主体の生活支援・介護予防サービスと高齢者の社会参加

■ 重点分野

- 1 介護保険制度の円滑・適正な運営と区市町村への支援
～高齢者の自立と尊厳を支えるために～
- 2 介護サービス基盤の整備
～住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために～
- 3 高齢者の住まいの確保と福祉のまちづくりの推進
～多様なニーズに応じた居住の場を選択できるように～
- 4 介護人材対策の推進
～質の高い介護サービスを安定的に提供するために～
- 5 在宅療養の推進
～医療と介護の連携強化による24時間の安心を目指して～
- 6 認知症対策の総合的な推進
～認知症になっても安心して暮らせる東京を目指して～
- 7 介護予防の推進と支え合う地域づくり
～「支えられる存在」から「地域を自ら支える存在」へ～

高齢者の居住安定確保プラン

(高齢者居住安定確保計画)

■ 計画策定の趣旨等

- 高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条に基づく「高齢者居住安定確保計画」
- 都市整備局と福祉保健局が共同で策定
- 計画期間は、平成27年度から平成32年(2020年)度までの6年間(原則として3年ごとに見直し)
- 2020年に向けた実行プラン、東京都住宅マスタープラン、第7期東京都高齢者保健福祉計画の策定等を踏まえて、平成30年3月に一部改定

■ 視点

- 地域包括ケアシステムの構築に向けた対応
- 住宅施策と福祉施策の連携による総合的な取組
- 区市町村の取組との連携
- 限られた土地資源や既存ストックの有効活用

■ 目標

- 高齢者の多様なニーズを踏まえ、賃貸住宅や老人ホームなどの住まいが適切に供給されるよう環境を整備するなど、高齢者が住み慣れた地域で暮らせる住まいを確保
- 適切に供給された住まいにおいて、高齢者が安心して日常生活を営むために必要なサービスを提供する体制を整備

■ 目標実現に向けた取組

- 1 高齢者向けの賃貸住宅・老人ホーム等の供給促進
- 2 高齢者向け住宅等の質の確保と高齢者の入居支援
- 3 地域で高齢者を支える仕組みの構築
- 4 高齢者の居住の安定確保に向けたその他の取組

障害者・障害児施策推進計画 (障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画)

■ 計画策定の趣旨等

- 障害者基本法第11条第2項に基づく都道府県障害者計画、障害者総合支援法第89条第1項に基づく都道府県障害福祉計画、児童福祉法第33条の22第1項に基づく都道府県障害児福祉計画を一体的に策定
- 障害者施策に関する基本理念、平成32年(2020年)度までの各年度における障害福祉サービス等の必要見込量、地域生活移行、一般就労、障害児通所支援等に関する成果目標などを掲げ、広範な施策分野にわたって達成すべき施策目標・事業目標を明らかにして、全庁を挙げて障害者施策を総合的に展開するための計画
- 計画期間は、平成30年度から平成32年(2020年)度までの3年間

■ 基本理念

- ・ 全ての都民が共に暮らす共生社会の実現
- ・ 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現
- ・ 障害者がいきいきと働ける社会の実現

■ 施策目標

- 1 共生社会実現に向けた取組の推進
障害者差別の解消を推進する取組や、障害及び障害者への理解促進と心のバリアフリーの推進とともに、情報バリアフリーの推進、障害者のスポーツ・文化芸術活動や地域活動等への参加を推進する
- 2 地域における自立生活を支える仕組みづくり
施設入所・入院から地域生活への移行を促進するとともに、地域生活基盤と相談支援体制の整備を促進する
- 3 社会で生きる力を高める支援の充実
障害特性や成長段階に応じた適切な支援を提供するとともに、特別支援教育の充実を図る
- 4 いきいきと働ける社会の実現
障害者の企業等への一般就労と職場定着を支援するとともに、福祉施設の受注拡大と工賃向上を図る
- 5 サービスを担う人材の養成・確保
障害者が身近な地域でサービスを利用できる体制を整備するとともに、サービスの質の向上を図る

福祉のまちづくり推進計画

■ 計画策定の趣旨等

- 東京都福祉のまちづくり条例第7条に基づき策定
- 福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画
- 計画期間は、平成31年度から平成35年（2023年）度までの5年間

■ 理念

- ・ 東京2020大会とその先を見据えたユニバーサルデザインの先進都市東京の実現に向け、「誰もが、自分の意思で円滑に移動し、必要な情報を入手しながら、あらゆる場所で活動に参加し、共に楽しむことができる社会」を目標とし、一層の施策の充実を図る

■ ポイント

- ・ 福祉のまちづくりで目指す社会像の共有
- ・ 高齢者や障害者等の当事者の参加と意見の反映
- ・ 都民、事業者、行政等が一体となった取組の推進

■ 基本的視点

- 1 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進
全ての人々が安全で快適に移動できるよう、地域住民と連携しながら、旅客施設等を中心とした地区等における面的・一体的な整備を推進するなど、交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進
- 2 全ての人々が快適に利用できる施設や環境の整備
全ての人々が安全で安心して暮らし、訪れることができるよう、建築物のバリアフリー化をより一層進めるとともに、高齢者や障害者等の当事者参加の取組により、利用者の視点に立って快適に利用できる施設や環境の整備を推進
- 3 災害時・緊急時に備えた安全・安心のまちづくりの推進
災害時・緊急時に高齢者や障害者等の要配慮者の安全を確保するため、事前の備えや発災後の応急対策、避難所におけるバリアフリー化等の取組を推進するとともに、日常生活の中で発生する事故の防止や、安全教育等の理解を促進するための取組など、安全対策を推進
- 4 様々な障害特性や外国人等に配慮した情報バリアフリーの推進
誰もが必要な情報を適切な時期に容易に入手できるよう、情報の入手が困難な人にとっても分かりやすい様々な手段による情報提供を推進
- 5 都民等の理解促進と実践に向けた心のバリアフリーの推進
誰もが円滑に移動し、様々な活動を楽しめるまちづくりを進めるため、全ての人々が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続ける心のバリアフリーを推進

地域福祉支援計画

■ 計画策定の趣旨等

- 社会福祉法第108条第1項に基づく福祉分野の総合的な計画
- 計画期間は、平成30年度から平成32年（2020年）度までの3年間

■ 理念

- ・ 誰もが、所属や世代を超え、地域で共に参加・協働し、互いに支え、支えられながら、生きがいと尊厳を持って、安心して暮らすことができる東京
- ・ 地域の課題について、身近な場において包括的に相談でき、解決に向けてつながることができる東京
- ・ 多様な主体が、それぞれの専門性や個性を活かし、地域づくりに参画することができる東京

■ 施策の方向性

1 地域の支え合いを育む

- ・ 複合的課題や制度の狭間の課題にも対応した相談支援体制を整備する区市町村を支援
- ・ 高齢者・障害者・子供など、誰もが集える多世代交流拠点を整備する区市町村の取組を支援
- ・ 地域の住民ボランティアを育成し、高齢者の見守り等に活用する区市町村の取組を支援

2 安心した暮らしを支える

- ・ 低所得高齢者等に対し、住まい確保と生活支援を一体的に提供する区市町村の取組を支援
- ・ 生活困窮者の相談支援従事者の研修や、子供の居場所づくり等の区市町村の取組を支援
- ・ 成年後見制度推進のため、関係機関との連携強化や、後見人養成等の区市町村の取組を支援

3 地域福祉を支える

- ・ 福祉人材情報バンクシステム「ふくむすび」を通し、福祉職場に関心のある方に情報を発信
- ・ 民生・児童委員に対し、傾聴等の相談技量の習得、活動意欲の向上を目的とした研修を実施
- ・ 利用者が福祉サービスを選択できるよう、福祉サービス事業者の第三者評価の受審を促進

アルコール健康障害対策推進計画

■ 計画策定の趣旨等

- アルコール健康障害対策基本法第14条に基づき策定
- アルコール健康障害対策の推進に関する計画
- 計画期間は、平成31年度から平成35年（2023年）度までの5年間

■ 基本理念

- ・ アルコール健康障害の発生、進行、再発の各段階に応じた防止対策を推進
- ・ 当事者とその家族が日常生活や社会生活を円滑に営めるよう支援

■ 目標

- ・ アルコール健康障害の発生を予防
- ・ アルコール健康障害に関する相談から治療、回復に至る切れ目のない支援体制を整備

■ 取組内容

- 1 教育の振興等
 - ・ 学校教育等の推進
 - ・ 適正な飲酒に関する正しい知識等の普及啓発
- 2 不適切な飲酒の誘引の防止
- 3 健康診断及び保健指導
- 4 アルコール健康障害に関する医療の充実等
 - ・ 専門医療機関の選定
 - ・ 一般医療と専門医療との連携
- 5 アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等
- 6 相談支援等
 - ・ 精神保健福祉センターを相談拠点に位置づけ
 - ・ 相談支援を担う人材に対する研修等の実施
- 7 社会復帰の支援
- 8 民間団体の活動に対する支援
- 9 人材の確保等
- 10 調査研究の推進

保 健 医 療 計 画

■ 計画策定の趣旨等

- 医療法第30条の4に基づく「医療計画」を含むものであり、東京都の保健医療施策の方向性を明らかにする「基本的かつ総合的な計画」
- 保健医療をめぐる社会情勢の変化や、これまで都が取り組んできた施策の実施状況及び国の医療提供体制の確保に関する基本方針の改正等を踏まえ、平成30年3月に第六次改定を実施
- 「東京都地域医療構想」（平成28年7月策定）の達成に向けた取組を具現化し、推進する
- 計画期間は、平成30年度から平成35年（2023年）度までの6年間（在宅医療等については、3年ごとに見直し）

■ 東京の将来の医療（地域医療構想）

「誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる『東京』」を目指す
〔4つの基本目標〕

- ・ 高度医療・先進的な医療提供体制の将来にわたる進展
- ・ 東京の特性を生かした切れ目のない医療連携システムの構築
- ・ 地域包括ケアシステムにおける治し、支える医療の充実
- ・ 安心して暮らせる東京を築く人材の確保・育成

■ 健康づくりと保健医療体制の充実

- 1 都民の視点に立った医療情報の提供
 - ・ 適切な医療機関・薬局の選択を支援するための情報提供の充実
 - ・ 医療の仕組みなどに対する普及啓発
 - ・ ICTを活用した効果的な医療情報の共有等の促進
- 2 保健医療を担う人材の確保と資質の向上
- 3 生活習慣の改善（栄養・食生活、身体活動・運動、喫煙等）
 - ・ 健康的な生活習慣に関する普及啓発等
 - ・ 未成年者の喫煙防止
 - ・ 受動喫煙防止対策
- 4 母子保健・子供家庭福祉
- 5 青少年期の対策
- 6 フレイル・ロコモティブシンドロームの予防
 - ・ 望ましい生活習慣の実践に関する普及啓発
 - ・ 住民主体の通いの場づくりの推進
- 7 COPD（慢性閉塞性肺疾患）の予防
 - ・ COPDに関する正しい知識の普及
- 8 こころの健康づくり
- 9 自殺対策の取組
- 10 がん
 - ・ 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実
 - ・ 患者本人の意向を尊重し、トータルケアの視点を持ったがん医療の推進
- 11 脳卒中
 - ・ 脳卒中を予防する生活習慣や再発予防及び疾患特性等に関する都民・患者への理解促進
 - ・ 急性期から在宅療養に至るまで一貫したリハビリテーションの提供
- 12 心血管疾患
 - ・ 心血管疾患を予防する生活習慣に関する都民への理解促進
 - ・ 東京都CCUネットワークを活用し、速やかに専門的な医療につながる体制の確保
 - ・ 早期退院の促進から重症化予防・再発予防までの継続的な支援
- 13 糖尿病
 - ・ 糖尿病・メタボリックシンドロームの予防に関する都民への理解促進
 - ・ 登録医療機関制度を活用した地域で実効性ある糖尿医療連携体制の構築

- 14 精神疾患
 - ・精神科や一般診療科に加え、相談支援機関等の関係機関との連携体制を構築し、「日常診療体制」を強化
 - ・身近な地域で症状に応じた適切な医療を受けられるよう「精神科救急医療体制」を整備
 - ・精神科病院から地域への移行及び定着の取組の推進など「地域生活支援体制」の充実
- 15 認知症
 - ・認知症の人が容態に応じて適切な医療・介護・生活支援等を受けられる体制の構築
- 16 救急医療
 - ・保健・医療・介護関係者の連携の下、高齢者が迅速・適切に救急医療を受けられる体制の確保
 - ・救急相談体制の充実を図るとともに、救急車の適正利用を推進し、搬送時間を短縮
- 17 災害医療
 - ・地域の実情を踏まえて災害拠点病院等を整備し、医療機関の受入体制を充実
 - ・災害時に円滑な医療救護活動を行う区市町村の体制強化への支援
 - ・災害医療派遣チーム「東京 DMAT」の体制強化
- 18 へき地医療
 - ・医療従事者の確保やへき地医療の普及・啓発活動の支援
 - ・へき地勤務医師の診療活動や診療施設・設備等の診療基盤の整備への支援
- 19 周産期医療
 - ・リスクに応じた妊産婦・新生児へのケアの強化
 - ・母体救命が必要なハイリスク妊産婦への対応の強化
 - ・NICU 等長期入院児に対する在宅移行支援の充実強化
- 20 小児医療
 - ・こども救命センターにおける迅速かつ適切な救命処置から円滑な転退院まで患者・家族を支援
 - ・小児医療に関する普及啓発・相談支援事業の推進
 - ・小児医療を担う人材の確保や、小児等在宅医療の提供体制の整備
- 21 在宅療養
 - ・入院時（前）から、病院、地域の保健・医療・福祉関係者と連携した入退院支援の取組の推進
 - ・在宅療養に関わる人材の育成・確保に向けた取組の推進
- 22 リハビリテーション医療
- 23 外国人患者への医療
 - ・外国人患者受入れ医療機関の整備
 - ・外国人向け医療情報等の効果的な提供
 - ・外国人患者が症状に応じて安心して受診等ができる仕組みの構築
- 24 歯科保健医療
- 25 難病患者支援対策
- 26 原爆被爆者援護対策
- 27 ウイルス肝炎対策
- 28 血液の確保・血液製剤の適正使用対策・臓器移植対策
- 29 医療安全の確保等
- 30 医療費適正化

■ 高齢者及び障害者施策の充実

- 1 高齢者保健福祉施策
- 2 障害者施策

■ 健康危機管理体制の充実

- 1 健康危機管理の推進
- 2 感染症対策
- 3 医薬品等の安全確保
- 4 食品の安全確保
- 5 アレルギー疾患対策
- 6 環境保健対策
- 7 生活衛生対策
- 8 動物愛護と管理

がん対策推進計画

■ 計画策定の趣旨等

- がん対策基本法第12条に基づく「都道府県がん対策推進計画」
- がんの予防から治療及び療養生活の質の向上に至るまでの総合的な計画
- 基本法及び国の第3期がん対策推進基本計画の内容を踏まえるとともに、これまでの施策の成果や都の特性を反映した取組を進めるため、平成30年3月に第二次改定を実施
- 計画期間は、平成30年度から平成35年（2023年）度までの6年間

■ 全体目標

「がん患者を含めた都民が、がんを知り、がんの克服を目指す。」

- ・ 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実
- ・ 患者本位のがん医療の実現
- ・ 尊厳を持って安心して暮らせる地域共生社会の構築

■ 分野別施策

- 1 がんのリスクの減少（一次予防）
 - ・ 生活習慣・生活環境の改善に向けた取組及び感染症に起因するがん予防のための取組の推進
- 2 がんの早期発見（二次予防）
 - ・ がん検診受診率50%の達成に向けた区市町村支援及び検診受診の機運醸成に向けた普及啓発
 - ・ 科学的根拠に基づくがん検診の実施及び精密検査受診率90%の達成に向けた体制の整備
 - ・ 職域での検診実施や質の向上及び受診促進に向けた支援
- 3 がんの医療提供体制
 - ・ 専門的ながん医療提供体制と地域の医療機関における適切な医療提供体制の確保
 - ・ トータルケアの提供を目指した多職種連携の強化
- 4 緩和ケアの提供体制
 - ・ 診断時からの切れ目のない緩和ケア提供のため、拠点病院等における基本的・専門的な緩和ケアの提供体制の充実・強化及び地域も含め医療従事者等の育成
 - ・ 緩和ケア病棟の機能分化と一般病床も含めた在宅療養者の病状変化時の受入れ体制の検討
 - ・ 都民等に対する緩和ケアに関する正しい理解のための普及啓発の強化
- 5 相談支援・情報提供
 - ・ 患者・家族等の相談ニーズの多様化に対応する相談体制の確保・充実
 - ・ 東京都がんポータルサイトの活用促進と提供情報の充実等により、都民等へのがんに関する正しい情報の発信
- 6 ライフステージに応じたがん医療等の提供
 - ・ 小児やAYA世代などの患者のライフステージに応じた適切な医療提供や支援等の推進
- 7 がんとの共生
 - ・ がん患者等が、罹患前と変わらず安心して生活し続けることが可能な地域共生社会の構築
- 8 施策を支える基盤づくり
 - ・ がん登録及びがんに関する研究の推進
 - ・ がん教育等による、あらゆる世代に対するがんに関する正しい理解の促進

健康推進プラン21（第二次）

■ 計画策定の趣旨等

- 健康増進法第8条に基づく「都道府県健康増進計画」
- 都民が主体的に取り組む健康づくりを社会全体で支援・推進する計画
- 計画期間は、平成25年度から平成34年（2022年）度までの10年間
平成31年3月に中間評価を実施

■ 基本的な考え方

- ・ どこに住んでいても、生涯にわたり健やかに暮らせる社会の実現
- ・ 都の特性や都民の健康状況を踏まえた目標の設定
- ・ 目標達成に向けた都民及び関係機関の役割・取組の明確化

■ 総合目標

- ・ 健康寿命の延伸
- ・ 健康格差の縮小

■ 分野別目標

（領域1） 主な生活習慣病の発症予防と重症化予防

- | | | | |
|---|------------------|---|---------------------------|
| 1 | がん | : | がんの75歳未満年齢調整死亡率を下げる |
| 2 | 糖尿病・メタリック・シンドローム | : | 糖尿病による合併症を発症する人の割合を減らす |
| 3 | 循環器疾患 | : | 脳血管疾患及び虚血性心疾患の年齢調整死亡率を下げる |
| 4 | COPD（慢性閉塞性肺疾患） | : | COPDについて知っている人の割合を増やす |

（領域2） 生活習慣の改善

- | | | | |
|---|---------|---|-------------------------------|
| 1 | 栄養・食生活 | : | 適切な量と質の食事をする人を増やす |
| 2 | 身体活動・運動 | : | 日常生活における身体活動量（歩数）を増やす |
| 3 | 休養 | : | 睡眠に充足感を感じている人の割合を増やす |
| 4 | 飲酒 | : | 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合を減らす |
| 5 | 喫煙 | : | 成人の喫煙率を下げる |
| 6 | 歯・口腔の健康 | : | 「8020」の達成者の割合を増やす |

（領域3） ライフステージを通じた健康づくりと健康を支える社会環境の整備

- | | | | |
|---|--------|---|----------------------|
| 1 | こころの健康 | : | うつ傾向や不安の強い人の割合を減らす |
| 2 | 次世代の健康 | : | 運動を習慣的にしている子供の割合を増やす |
| 3 | 高齢者の健康 | : | 社会生活を営むために必要な機能を維持する |
| 4 | 社会環境整備 | : | 地域のつながりを醸成する |

医療費適正化計画

■ 計画策定の趣旨等

- 高齢者の医療の確保に関する法律第9条に基づく計画
- 計画期間は、平成30年度から平成35年（2023年）度までの6年間（第3期計画）
- 住民の生活の質の維持・向上や良質かつ適切な医療の効率的な提供など、持続可能な医療保険制度の確保を図る。

■ 基本的な考え方

以下の二つの視点から取組を推進し、都民医療費の適正水準を確保

- ・ 視点1：生活習慣病の予防と都民の健康の保持増進
医療費に占める割合が高く、高齢になるにつれ受療率が増加する生活習慣病の発症・重症化予防や、健康づくり等の取組を推進し、都民の生涯にわたる健康づくりを支援
- ・ 視点2：医療資源の効率的な活用
医療費が増加する中、国民皆保険制度を維持し、都民が引き続き良質かつ適切な医療を受けられるようにするため、医療資源の効率的な活用を推進

■ 医療費適正化に向けた取組

都・区市町村が保険者として進める国民健康保険の医療費適正化の取組と合わせて実施

- 1 生活習慣病の予防と健康の保持増進に向けた取組
 - ・ 保険者による特定健診、データ分析に基づく保健事業等の取組を支援
 - ・ 「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を策定、医師会等関係機関と保険者との連携による重症化予防の取組を推進
 - ・ 健康づくりに係る普及啓発及び区市町村・事業者・保険者の取組を支援
 - ・ たばこによる健康影響防止対策の取組
- 2 医療資源の効率的な活用に向けた取組
 - ・ 地域医療構想による病床機能の分化・連携等による切れ目ない保健医療体制の推進
 - ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の推進
 - ・ 緊急性や受診の必要性を確認できる医療情報の提供
 - ・ 後発医薬品の使用促進、医薬品の適正使用の推進

■ 目標値（平成35年（2023年）度）

- | | | | |
|-------------|-----|----------|--------|
| ・ 特定健診実施率 | 70% | （平成27年度 | 63.4%） |
| ・ 特定保健指導実施率 | 45% | （平成27年度 | 14.8%） |
| ・ 後発医薬品使用割合 | 80% | （平成29年3月 | 64.1%） |

自殺総合対策計画

■ 計画策定の趣旨等

- 自殺対策基本法第13条に基づく「都道府県自殺対策計画」
- 計画期間は、平成30年度から平成34年（2022年）度までの5年間

■ 基本的な考え方

- ・ 都民だけではなく、都内への通勤・通学者等を含め、広く自殺対策の対象として捉える
- ・ 環境整備や社会的要因への対策も含めて総合的に取り組む
- ・ 行政及び各分野の団体・機関・個人等の連携・協力により対策を進める
- ・ 事前予防（一次予防）、危機対応（二次予防）、事後対応（三次対応）の各段階ごとに対策を進めるとともに、全体的予防介入、選択的予防介入、個別的予防介入という対象ごとの対策を効果的に組み合わせる
- ・ 東京の自殺の実態を踏まえ、地域ごとに効果的な取組を進める
- ・ 自殺の実態の分析結果や社会情勢の変化などに合わせて、対策を柔軟かつ迅速に見直す

■ 数値目標

平成38年（2026年）までに、自殺死亡率及び自殺者数を平成27年と比較して30%以上減少

- ・ 自殺死亡率* 平成27年：17.4 → 平成38年（2026年）：12.2以下
*人口10万人当たりの自殺者数
- ・ 自殺者数 平成27年：2,290人 → 平成38年（2026年）：1,600人以下

■ 施策

1 基本施策

- (1) 区市町村等への支援強化
- (2) 関係機関・地域ネットワークの強化
- (3) 自殺対策を支える人材の育成
- (4) 住民への啓発と周知
- (5) 生きることの促進要因への支援

2 重点施策

- (1) 広域的な普及啓発
- (2) 相談体制の充実
- (3) 若年層対策の推進
- (4) 職場における自殺対策の推進
- (5) 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
- (6) 遺された人への支援の充実

3 生きる支援関連施策

- (1) 自殺防止につながる環境整備
- (2) 様々な悩み・問題に対する相談支援の実施
- (3) 関係機関の職員等を対象とした研修等
- (4) 地域における必要な支援につなげるための取組
- (5) 適切な精神科医療の受診確保

感染症予防計画

■ 計画策定の趣旨等

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）及び国の「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（平成 29 年 3 月改正）を踏まえ、平成 30 年 3 月に改定
- 近年の国内外の脅威となる感染症の発生動向や法改正等に的確に対応し、感染症危機管理体制の強化を図る

■ 基本方針

- ・ 総合的な予防対策の実施
- ・ 健康危機管理体制の強化
- ・ 関係行政機関との連携体制の強化
- ・ 人権の尊重
- ・ 病原体の適切な管理及び検査の精度確保
- ・ 感染症に関する知識の普及啓発と情報提供

■ 主な内容

〔予防・まん延防止〕

- ・ 感染症発生届の確実な実施等による発生の探知、予防接種などの対策の重要性の啓発
- ・ 動物・食品・環境部門との連携、国、区市等との連携を密にした迅速な対処

〔医療提供体制の整備〕

- ・ 患者の人権にも配慮した、良質かつ適切な感染症医療を提供する体制の確保
- ・ エボラ出血熱、MERS 等に対応可能な指定医療機関の確保、一般医療機関の対応支援

〔取組の基盤〕

- ・ 海外からの感染症侵入を見据え、検疫所や近隣自治体との連携の強化
- ・ 感染症対策を支える調査研究、危機管理を担う人材の育成
- ・ 各種関係団体等と連携した普及啓発の推進、個人情報に配慮した必要な情報提供

〔その他の施策〕

- ・ 近年の感染症の発生動向等を踏まえ、疾患の特性に応じた対策を推進
- ・ 災害時の経験を踏まえた啓発、訪日外国人への多言語での情報提供

食 品 安 全 推 進 計 画

■ 計画策定の趣旨等

- 東京都食品安全条例第7条に基づき策定
- 計画期間は、平成27年度から平成32年（2020年）度までの6年間

■ 基本的視点

東京都食品安全条例の目的と基本理念を踏まえ、食品を取り巻く課題の解決を図る

〔東京都食品安全条例の目的〕

食品の安全を確保することにより、「現在及び将来の都民の健康の保護を図る」

〔東京都食品安全条例の基本理念〕

- ・ 事業者責任を基礎とする安全確保
- ・ 最新の科学的知見に基づく安全確保
- ・ 都、事業者、都民の相互理解と協力に基づく安全確保

■ 食品の安全確保のための施策（46施策）

〔施策の柱1〕

国際基準等を見据えた事業者による安全確保の推進（9施策）

- 重点施策1 : 東京都工コ農産物認証制度の推進
- 重点施策2 : 国際規格と整合させた食品衛生自主管理認証制度の推進
- 重点施策3 : 国際基準である HACCP 導入支援

〔施策の柱2〕

情報収集や調査、監視指導等に基づく安全対策の推進（20施策）

- 重点施策4 : 食品安全情報評価委員会による分析・評価
- 重点施策5 : 輸入食品対策
- 重点施策6 : 「健康食品」対策
- 重点施策7 : 法令・条例に基づく適正表示の指導
- 重要施策8 : 食品安全に関する健康危機管理体制の整備

〔施策の柱3〕

世界への情報発信、関係者による相互理解と協力の推進（9施策）

- 重要施策9 : 食品中の放射性物質モニタリング検査結果等、食品安全情報の世界への発信
- 重要施策10 : 食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進
- 重要施策11 : 総合的な食物アレルギー対策の推進

〔施策の基盤〕

安全を確保する施策の基盤づくり（8施策）

基礎研究や、人材の育成、国や他自治体との連携など、「施策の柱」の土台となる取組

動物愛護管理推進計画

■ 計画策定の趣旨等

- 動物の愛護及び管理に関する法律第6条、東京都動物の愛護及び管理に関する条例第2条、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針に基づく計画
- 都民、事業者、ボランティア・関係団体、区市町村、都といった動物愛護管理に関わる各主体に共通の行動指針
- 計画期間は、平成26年度から平成35年（2023年）度までの10年間（5年後を目途に見直し予定）

■ 基本方針

人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指す

■ 施策展開の方向

1 動物の適正飼養の啓発と徹底

- 施策1 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化
- 施策2 犬の適正飼養の徹底
- 施策3 地域の飼い主のいない猫対策の拡充
- 施策4 多頭飼育に起因する問題への対応
- 施策5 動物の遺棄・虐待防止に関する対策
- 施策6 適正飼養の普及啓発に係る動物愛護推進員等の人材育成
- 施策7 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援

2 事業者等による動物の適正な取扱いの推進

- 施策8 動物取扱業の監視強化
- 施策9 動物取扱業の指導事項等の拡大への対応
- 施策10 特定動物飼養許可及び適正飼養の徹底
- 施策11 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応

3 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進

- 施策12 譲渡拡大のための仕組みづくり
- 施策13 取扱動物の適正な飼養管理の確保

4 災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応

- 施策14 動物由来感染症への対応強化
- 施策15 災害時の動物救護体制の充実

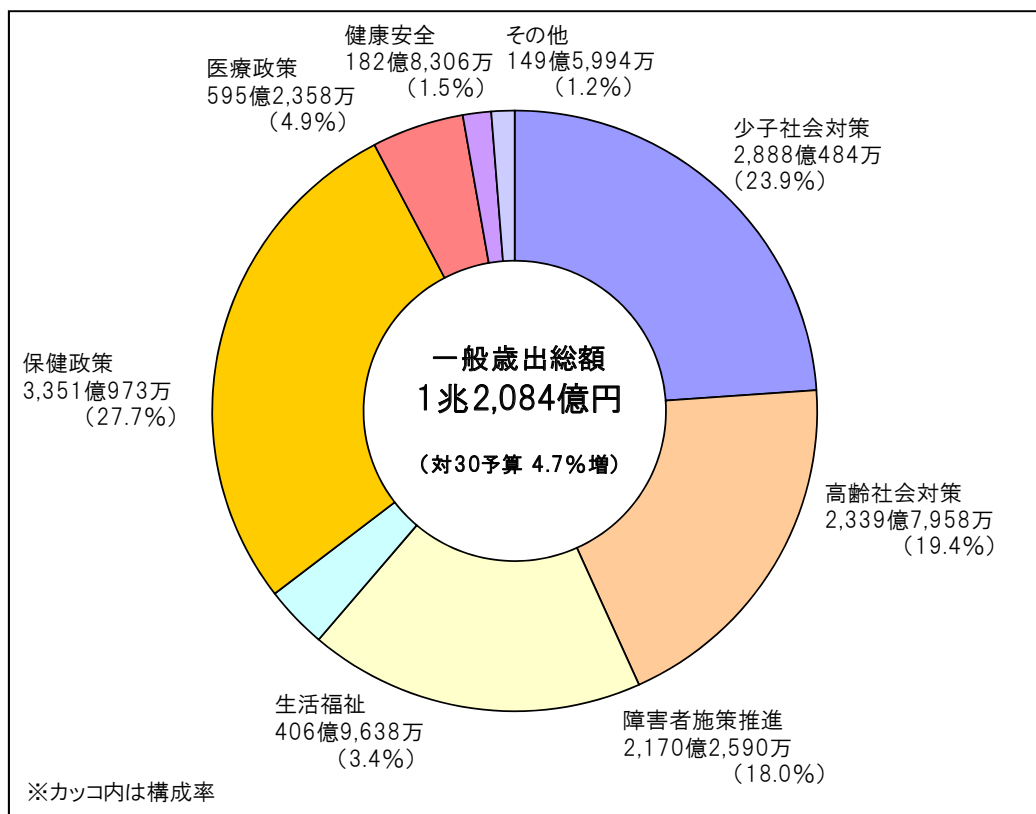
■ 具体的数値目標（平成35年（2023年）度）

- ・ 動物の引取り数 : 平成24年度比15%削減
- ・ 動物の致死処分数 : 平成24年度比20%削減
- ・ 犬の返還・譲渡率 : 85%以上に増やす
- ・ 猫の返還・譲渡率 : 20%以上に増やす

平成31年度福祉保健局予算の概要

(単位:百万円、%)

科 目	31年度予算額	30年度予算額	増減額	増減率
福祉保健局予算(一般歳出)	1,208,383	1,153,854	54,529	4.7%
少子社会対策	288,805	272,911	15,894	5.8%
高齢社会対策	233,979	227,469	6,510	2.9%
障害者施策推進	217,026	198,095	18,931	9.6%
生活福祉	40,696	37,263	3,433	9.2%
保健政策	335,110	328,519	6,591	2.0%
医療政策	59,524	58,928	596	1.0%
健康安全	18,283	16,030	2,253	14.1%
その他	14,960	14,639	321	2.2%



〔特別会計予算の状況〕

(単位:百万円、%)

区 分	31年度予算額	30年度予算額	増減額	増減率
国民健康保険事業会計 交付金等	1,105,244	1,120,814	△ 15,570	△ 1.4%
母子父子福祉貸付資金会計 貸付金	3,936	4,061	△ 125	△ 3.1%
心身障害者扶養年金会計 清算金等	4,341	4,584	△ 243	△ 5.3%

平成31年度予算における主な新規・拡充事業

※1 ◎は、「2020年に向けた実行プラン」及び「実行プランの政策の強化版」に掲げる事業であることを示す（一部が該当する事業を含む）

※2 （ ）内は、P36以降の各分野での掲載頁を示す（以下では、事業規模や用語の注釈は省略）

※3 各事業の予算額は、表示単位未満を四捨五入し、端数調整をしていないため、合計と一致しない場合がある

第1 子供家庭分野

待機児童解消に向け、多様な保育サービスの整備を加速します

- ◎ **夜間帯保育事業（P42）** **63 百万円**
 - ・ 深夜帯の保育や24時間保育に取り組む認証保育所を支援することで、都民が安心して利用できる夜間帯（22時から翌7時まで）及び休日の保育サービスを提供します。

- ◎ **自然を活用した東京都版保育モデルの検討（P43）** **50 百万円**
 - ・ 都内の自然環境を活用して保育を行う東京都版保育モデルを作成し、将来的には、作成したモデルを広く保育所等へ還元することで保育の充実につなげます。

- ◎ **保育所等利用多子世帯負担軽減事業（P44）** **1,306 百万円**
 - ・ 子供を2人以上持ちたいと願う保護者が、安心して子供を産み育てられるよう、多子世帯に対し、保育所等の利用料の負担軽減を図る区市町村を支援します。

- ◎ **ベビーシッター利用支援事業【一部新規】（P44）** **2,236 百万円**
 - ・ 保育認定を受けたにもかかわらず、認可保育所等の保育サービスを利用できず、養育する乳幼児が待機児童となっている保護者又は育児休業を1年間取得し復職した保護者が、保育所等入所までの間、認可外のベビーシッターを利用する場合の利用料の一部を支援するとともに、事業の担い手となるベビーシッターの養成を行います。
 - ・ 交通費に係る保護者の負担軽減を図る区市町村を支援します。【新規】
 - ・ 認可保育所等を利用している保護者が、突発的な理由等によりお迎えが困難な場合に認可外のベビーシッターを利用する場合の利用料の一部を補助する区市町村を支援します。【新規】

- ◎ **元気高齢者など多様な人々が輝く子育て支援員等の確保促進事業【一部新規】（P46）** **32 百万円**
 - ・ 子育て支援員研修などの各種研修会での周知や様々な広報媒体を活用した普及啓発を行い、研修受講者等の東京都福祉人材情報バンクシステム「ふくむすび」への登録を促進します。

- ・ 小規模保育や学童クラブ等の就労先に対する漠然とした不安感や職場イメージが湧かないなどの理由から就職に踏み切れない方々を対象に、就労先を巡る見学会を実施します。【新規】

妊娠期からの切れ目のない子育て支援を推進します

- ◎ **不妊検査・治療費の助成【一部新規】(P47)** **4,550百万円**
 - ・ **不妊検査等助成事業** **460百万円**
 早期に検査を受け、必要に応じて適切な治療を開始するため、不妊検査及び一般不妊治療の費用の一部を助成します（平成30年度から事実婚の方も対象）。
 また、助成対象の年齢制限を35歳未満から40歳未満へ緩和するとともに、不育症検査に関する助成について検討します。【新規】
 - ・ **特定不妊治療費助成事業** **4,090百万円**
 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額の治療費がかかる特定不妊治療の費用の一部を助成し、加えて特定不妊治療に至る過程の一環として行われる男性不妊治療の費用の一部を助成します（平成30年度から事実婚の方も対象）。
 また、助成対象の所得制限を730万円から905万円へ緩和します（いずれも夫婦合算）。【新規】
- ◎ **子供を持つということに対する総合的な普及啓発(P48)** **23百万円**
 - ・ 20歳前後の男女が、今後のライフプランを考えるうえで、正しい知識に基づいた判断ができるように、不妊治療や里親、養子縁組等、子供を持つことに関して、総合的な普及啓発を行います。
- ◎ **妊娠支援ポータルサイト(P48)** **10百万円**
 - ・ 妊娠支援のポータルサイトを開設し、妊娠に関する知識や不妊検査・治療、不育症に関する情報などを一元的に発信することで、妊娠・出産を希望する方を支援します。
- ◎ **新生児聴覚検査リファーマーのファミリーサポート(P48)** **104百万円**
 - ・ 新生児聴覚検査の結果リファーマーであった場合の、保護者等の支援や関係機関との連絡調整を担う専門職（保健師等）を配置する区市町村を支援します。
 - ・ 新生児聴覚検査が実施可能な分娩取扱施設等をさらに増やすため、都内の分娩取扱施設等における検査機器の購入を支援します。
- ◎ **けんこう子育て・とうきょう事業(P48)** **30百万円**
 - ・ 子育て家庭の育児ストレスを軽減し、虐待の未然防止を図るため、妊娠届出時の情報（年齢や職業、家族構成等）を分析するアルゴリズムを開発し、各子育て家庭のニーズに応じた情報を提供する取組を行います。

- ◎ **災害時の液体ミルク活用に向けた取組 (P49)** **24 百万円 包括補助**
 - ・ 乳児用液体ミルクについて、国内から調達できる体制づくりを進めるとともに、乳児用液体ミルクの普及啓発や災害時の活用に向けた仕組みづくりに取り組む区市町村を支援します。〔一部子供家庭支援区市町村包括補助〕

- ◎ **ふらっとひろば事業 (P49)** **5 百万円**
 - ・ 障害児とその保護者を含め、全ての子育て親子が子育てひろばを気軽に利用できる環境を整備するため、子育てひろばに障害や発達に関する相談支援を担当する専門職（心理士、保健師等）を配置する区市町村を支援します。

- ◎ **都型学童クラブ事業【一部新規】(P50)** **1,231 百万円**
 - ・ 開所時間の延長や常勤の放課後児童支援員の配置など、都が定めた要件を満たす学童クラブ事業を行う区市町村を支援します。
 - ・ 共働き家庭を含めたすべての児童が放課後に安全に、かつ安心して過ごすことのできる居場所の確保を図るため、都型学童クラブと放課後子供教室を一体的に実施する区市町村を支援します。【新規】

- ◎ **シニア世代・シニア予備群を活用した中高生の居場所・学び・遊び支援事業 (P50) (包括補助)**
 - ・ 児童館において、シニア世代・シニア予備群の経験や趣味の知識を活用した中高生向けの学びや遊びのプログラム（プログラミング、英会話、楽器演奏、スポーツ等）を実施する区市町村を支援します。〔子供家庭支援区市町村包括補助〕

特に支援を必要とする子供や家庭への対応を強化します

- **子供家庭支援センター地域支援力強化事業 (P51)** **(包括補助)**
 - ・ 経験豊富な虐待対策ワーカーに対する加算補助や、区市町村の要保護児童対策地域協議会のきめ細かな実施に向けた事務支援、平日夕方や休日の相談体制の確保に向けた支援を通じて、子供家庭支援センターの更なる体制強化を図ります。〔子供家庭支援区市町村包括補助〕

- ◎ **児童虐待を防止するためのSNSを活用した相談事業 (P51)** **151 百万円**
 - ・ 児童虐待を防止するため、LINE を活用した相談窓口を設置することで、児童及びその保護者がよりアクセスしやすい相談体制を整備します。

- ◎ **施設と地域との関係強化事業 (P54)** **14 百万円**
 - ・ シニア世代・シニア予備群を様々な家事・養育等を担う人材として活用し、施設に対する地域の理解を深めるとともに、入所児支援の充実を図る児童養護施設や乳児院を支援します。

- ◎ **児童養護施設等職員宿舎借り上げ支援事業 (P54)** 102 百万円
 - ・ 児童養護施設等を運営する事業者に対し、職員用の宿舎の借り上げに要する経費の一部を補助することで、人材の確保と定着を図ります。

第2 高齢者分野

住み慣れた地域での継続した生活を支える地域包括ケアシステムの構築を推進します

- ◎ **介護予防・フレイル予防推進事業 (P63)** 34 百万円
 - ・ 介護予防・フレイル予防の基礎知識等を分かりやすく普及啓発するため、リーフレット、ウェブサイト及びインターネット広告等で効果的に周知するほか、予防に取り組む機運を醸成するための都民向けイベントを開催します。
 - ・ 都民が健康な状態で高齢期を過ごせるようにするため、研修を受けたリハビリテーション専門職等が「介護予防・フレイル予防アドバイザー」として企業を訪問し、従業員向けの出前講座を実施します。
- ◎ **学校との連携による高齢者の社会参加促進事業 (P64)** 100 百万円
 - ・ 元気高齢者の社会参加を促進するため、元気高齢者が担い手となり、子育て中の親への支援、児童生徒への支援、生涯学習等、学校と連携した多様な活動を行う地域交流拠点を小中学校の敷地に整備する区市町村を支援します。
- ◎ **高齢者による地域活動応援事業 (P64)** 100 百万円
 - ・ 地域の課題解決のために活躍したいと考える元気高齢者の活動を後押しし、社会参加を促進するため、講座や現場体験などの機会を提供する区市町村を支援します。
- ◎ **シニア予備群向け読本の作成・配布 (P65)** 503 百万円
 - ・ 高齢者になる前から高齢期のライフプランをイメージできるよう、シニア予備群に対し、就業、社会参加、生きがいづくり等の情報や、介護や支援が必要になった時の対応方法等を周知します。

高齢者の多様なニーズに対応する施設や住まいを確保します

- **介護療養型医療施設から介護医療院への転換整備費補助 (P67)** 667 百万円
 - ・ 介護療養型医療施設から介護医療院への転換を促進するため、改築・改修等に要する整備費の一部を補助します。

- ◎ **特別養護老人ホーム整備に係る用地確保支援事業 (P68)** 133 百万円
 - ・ 特別養護老人ホームの整備用地を確保するため、民有地のオーナーと整備法人とのマッチング等に取り組む区市町村を支援します。

- ◎ **地域密着型サービス等の重点整備【一部新規】 (P68)** 388 百万円
 - ・ 地域密着型施設の整備促進を図るため、区市町村が行う小規模多機能型居宅介護事業所等の整備に要する経費の一部を都独自に補助します。
地域密着型特別養護老人ホームについて、整備率の低い地域の補助単価を1.5倍に加算します。【新規】

認知症対策を総合的に推進します

- ◎ **認知症高齢者グループホームの整備【一部新規】 (P70)** 2,134 百万円
 - ・ 都独自の促進策により整備を進めるとともに、関連サービス拠点の併設加算などにより地域の認知症ケアの拠点としての機能を強化します。
区市町村での整備の一層の促進を図るため、オーナー型整備への補助の増額や、利用者負担軽減に取り組む区市町村における整備費補助加算を行います。【新規】

整備目標：平成37年（2025年）度末までに定員2万人分を整備

[都独自の主な整備促進策]

- オーナー型（土地建物所有者が事業者建物に賃貸）の整備に対する補助
- 重点整備地域の補助単価を1.5倍に加算
- 認知症ケア拠点機能強化のための認知症対応型通所介護や小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の併設加算
- 建築価格の高騰に対応するため、整備費補助を加算

- ◎ **認知症とともに暮らす地域あんしん事業【一部新規】 (P71)** 384 百万円
 - ・ 認知症の早期診断を促進するため、認知症の疑いを簡単に確認できるチェックリストや相談窓口等を掲載したパンフレット「知って安心認知症」を活用した普及啓発を推進するとともに、無償で認知症検診を行う区市町村を支援します。【新規】
 - ・ 認知症の初期段階から切れ目のない支援ができるよう、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターと協働し、大規模団地等で認知症とともに暮らす地域づくりに取り組む区市町村を支援します。認知症の人の社会参加を促進するため、本人ミーティングの開催等の取組を対象事業に追加します。
 - ・ 公益財団法人東京都医学総合研究所と協働し、暴言・介護拒否等の BPSD（認知症の行動・心理症状）の改善が期待される、「日本版 BPSD ケアプログラム」を都内に広く普及します。

- **若年性認知症支援事業 (P72)** 23 百万円
 - ・ 若年性認知症の人が、本人の希望や心身の状態に応じて、働き続けたり、社会参加をすることができるよう、企業の人事・労務担当者等を対象としたセミナーの開催や、認知症対応型通所介護等における支援に関する実践的なマニュアルの作成を行います。

介護人材等の確保・育成・定着を支援します

- **東京都介護人材総合対策検討委員会の運営 (P74)** 13 百万円
 - ・ 介護人材の確保・育成・定着を図るため、検討委員会を立ち上げ、介護人材を取り巻く状況に関する調査・分析を行うとともに、効果的な対策を検討します。
 - ・ 介護職員が安全・安心に訪問介護等のサービスに従事できるよう、介護事業所の管理者やスタッフがハラスメントについて理解するための説明会の開催や、パンフレットの作成・配布を行います。
- ◎ **介護保険施設等における ICT 活用促進事業 (P76)** 413 百万円
 - ・ 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及び認知症高齢者グループホームの業務の効率化や職員の負担軽減を図るため、ICT 環境の整備や見守り支援機器等の導入に係る経費の一部を助成します。
- ◎ **訪問看護師オンデマンド研修事業 (P77)** 10 百万円
 - ・ 訪問看護師の復職等を支援するため、オンライン研修や託児サービス付き勉強会の開催等により、育児や家族の介護等をしながらでもスキルアップできる環境を整備します。
- **外国人介護従事者受入れ環境整備事業 (P77)** 56 百万円
 - ・ 高齢者施設等が、各制度（経済連携協定、外国人技能実習制度、介護福祉士の資格取得を目指す留学生）の趣旨に沿って、外国人を円滑に受け入れられるよう、受入れに必要なノウハウ等を提供するためのセミナーの開催、指導担当者向けの研修、留学生への奨学金の給付に要する経費の助成を行うことにより支援します。

第3 障害者分野

障害者が地域で安心して暮らせるよう基盤等を充実します

- ◎ **障害者グループホーム体制強化支援事業 (P83)** 240 百万円
 - ・ 身体上または行動特性上、特別な支援を必要とする重度の利用者を受け入れるために手厚い職員配置を行うグループホームの体制確保を支援します。

- ◎ **児童発達支援センター地域支援体制確保事業 (P83)** 104 百万円
 - ・ 児童発達支援センターにおいて、地域支援及び地域連携を行う専門職員を確保・育成する取組を支援し、障害児の地域支援体制の整備を促進します。

- ◎ **難治性精神疾患地域支援体制整備事業 (P84)** 1 百万円
 - ・ 入院が長期化しやすい難治性の精神疾患を有する患者が、専門的治療等を受けながら地域で安心して生活できるよう、医療機関や地域援助事業者、行政機関等で構成する会議を設置し、地域における支援体制の構築を検討します。

- ◎ **障害福祉サービス事業所職員奨学金返済・育成支援事業 (P85)** 62 百万円
 - ・ 若手職員の確保と計画的な育成を図るため、在学中に奨学金の貸与を受けた障害福祉サービス事業所職員に対し、奨学金返済相当額を手当として支給する事業者を支援します。

- ◎ **福祉・介護職員処遇改善加算取得促進事業 (P85)** 20 百万円
 - ・ 福祉・介護職員処遇改善加算の取得に係る事業所への助言・指導等により、事業所における加算の新規取得や、より上位の区分の加算取得を促進することで、職員の確保及び定着を図ります。

保健・医療・福祉等が連携した支援体制の充実により身近な地域での生活を支援します

- ◎ **災害時精神科医療体制整備事業 (P89)** 11 百万円
 - ・ 災害時において、被災病院から入院患者を受け入れる医療機関を「災害拠点精神科病院」及び「災害拠点精神科連携病院」に指定し、災害時の精神科医療提供体制の強化を図ります。

第4 生活福祉分野

ユニバーサルデザインの考え方に立ったまちづくりを進めます

- ◎ **心と情報のバリアフリーに向けた普及推進【一部新規】(P102)** 96 百万円
 - ・ 小中学生を対象とした心のバリアフリーに関する広報活動や、障害者等用駐車区画の適正利用に向けた普及啓発に取り組みます。
 - ・ ユニバーサルデザインに関する情報サイト「とうきょうユニバーサルデザインナビ」の活用促進を図るとともに、サイトを通じて心と情報のバリアフリーに係る普及啓発を行います。

また、外出に必要な情報を容易に入手できるように、掲載情報等を充実させるためのシステム改修を実施します。【新規】

- だれでもトイレの設置場所や設備等の情報を収集し、都が公表するオープンデータ情報の更新を行います。

第5 保健分野

がんを含めた生活習慣病の予防、健康づくりを支援します

◎ がん予防・検診受診率向上事業【一部新規】 (P108) 42 百万円

- 5つのがん（胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん）検診の一層の受診促進を図るため、マスメディアや関係団体（職域団体を含む）等と協働したキャンペーンやターゲットを絞った効果的な普及啓発を行います。

また、女性が自らの健康に関心を持ち、子宮頸がん・乳がん検診の受診につながるよう、有識者等の意見を聞きながら更なる施策の検討を行います。【新規】

さらに、がん検診をはじめとするがん対策の推進に向け、区市町村・企業の機運醸成を図り、各主体の自主的な取組を支援します。

◎ 受動喫煙防止対策の推進【一部新規】 (P109) 2,442 百万円 包括補助

- 都民や事業者、東京を訪れる人を対象として、改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例に基づく受動喫煙防止対策に関する普及啓発を行います。また、改正法や都条例の規定に基づき、喫煙室や禁煙等の標識が適切に掲示されるよう、希望する事業者店頭表示ステッカーを配布します。
- 専門相談窓口を設置し、都民や施設管理者等からの個別相談に対応するとともに、アドバイザーを施設等に派遣し、喫煙専用室の設置等に関する助言を行います。

また、ホームページ上で都民や事業者が入力した質問に AI が自動応答する「チャットボット」により、利便性の向上を図ります。【新規】

- 公衆喫煙所の整備や住民への普及啓発、禁煙治療費の助成など、区市町村が行う受動喫煙防止等に関する取組を支援します。[一部医療保健政策区市町村包括補助]

◎ 喫煙の健康影響に関する普及啓発の推進【一部新規】 (P109) 13 百万円

- 小・中・高校生を対象に未成年者喫煙防止ポスターコンクールを実施し、入賞作品を用いて普及啓発を行います。

また、保健の授業等で使用できる禁煙教育の副教材を小・中・高校別に作成し、正しい知識の普及を図ります。【新規】

- ◎ **肝硬変治療薬開発の推進 (P110)** 120 百万円
 - ・ 公益財団法人東京都医学総合研究所において、肝硬変治療薬の開発を推進するため、治療薬候補である低分子化合物PR1-724をヒト肝細胞モデルマウス等に投与し、肝臓の機能が回復するメカニズムを解明する基礎研究を実施します。

- ◎ **糖尿病予防対策事業【一部新規】 (P110)** 3 百万円
 - ・ 糖尿病の発症や重症化を予防するため、食事・運動等の生活習慣の改善や健診受診の必要性、継続的に治療を受けることの重要性などについて、普及啓発を行います。
また、職域を通じた啓発を推進するため、糖尿病の深刻な合併症等について説明した、医療保険者・企業健康管理担当者向けのパンフレット等を作成します。【新規】

- ◎ **生活習慣改善推進事業【一部新規】 (P110)** 20 百万円
 - ・ 都民が自ら負担感なく生活習慣の改善に取り組めるよう、「野菜たっぷりメニュー」を提供する飲食店の増加や、区市町村等のウォーキングマップを集約したホームページの充実など、区市町村や民間団体と連携し、普及啓発と環境整備を行います。
また、事業者団体と連携して、女性の節度ある適度な飲酒に関する普及啓発を行います。【新規】

- ◎ **高齢者の食環境整備事業 (P110)** 10 百万円
 - ・ フレイルの原因の一つである高齢者の低栄養を予防するため、コンビニエンスストア事業者と連携した普及啓発や、配食事業者を対象とした講習会を実施します。

- ◎ **地元から発信する健康づくり支援事業 (P110)** 4 百万円
 - ・ 地域で健康づくりに取り組む団体や事業者の活動事例の表彰や紹介を通じ、地域で活動する団体の取組の活性化を図るとともに、シニア予備群等の地域活動への参加を促進します。

- ◎ **職域健康促進サポート事業【一部新規】 (P111)** 51 百万円
 - ・ 東京商工会議所が養成している「健康経営アドバイザー」が中小企業を訪問して、職場における「健康づくり」「がん対策」「肝炎対策」「感染症対策」について普及啓発を行うとともに、企業の取組に対して個別支援を行います。
また、「休養」「こころの健康」「フレイル予防」を普及啓発の対象に追加します。【新規】

自殺対策を総合的に推進します

- ◎ **こころといのちの相談・支援 東京ネットワーク【一部新規】 (P114)** 28 百万円
 - ・ 自殺念慮者や未遂者がその悩みに応じた相談・支援を受けられるよう、関係機関によるネットワークを構築し、自殺の未然防止を図ります。

- ・ 救急医療機関に搬送された未遂者の自殺再企図を防止するための相談窓口「東京都こころといのちのサポートネット」による支援を行います。
- ・ 自死遺族の方々が抱える心の悩みや、相続などの法的な問題に対応できる様々な相談窓口に関する情報提供を行います。
- ・ 働く世代の自殺防止を図るため、経営者や人事労務・健康管理担当者等を対象とした講演会を開催するとともに、企業訪問による個別フォローアップを実施するなど、職場における心の健康づくりや自殺防止対策への取組を支援します。
- ・ 悩みに応じた相談窓口等を掲載した小・中・高校生向けポケット相談メモについて、公立学校に加え、私立学校にも配布します。【新規】

◎ SNS自殺相談【一部新規】 (P114) 102 百万円

- ・ 若年層が相談しやすい環境の整備を図るため、SNS を活用した自殺相談を、通年で実施します。【新規】

第6 医療分野

都民の安全・安心を守る救急医療・災害医療体制を整備します

◎ モバイルICU/ERによる高度病院間緊急搬送体制の構築 (P121) 28 百万円

- ・ 病院間搬送が必要な重症患者等を、集中治療機能等を備えた緊急車両（モバイルICU/ER）で専門医療チームが迎えに行き、高度治療を継続しながら患者の病状に最適な病院に運ぶなど新たな仕組みの構築に向けた取組を進めます。

◎ 災害拠点病院等における電源等確保対策の強化 (P122) 298 百万円

- ・ 災害拠点病院及び災害拠点連携病院が行う自家発電設備の浸水対策並びに地震の揺れによる破損対策の工事費、給水設備の整備に係る経費等を補助し、災害時における医療提供体制を強化します。

安心して子供を産み、育てられる周産期医療・小児医療体制を確保します

○ 災害時周産期医療対策 (P126) 6 百万円

- ・ 災害時の周産期医療提供体制について検討を進めるとともに、災害医療コーディネーターのサポート役として小児・周産期医療に関する調整を行う「災害時小児周産期リエゾン」の養成・配置を行います。

がん・脳卒中・糖尿病等の疾病別の医療連携体制や、在宅療養環境の整備を進めます

- ◎ **東京都小児がん診療連携推進事業【一部新規】（P129）** **16百万円**
 - ・ 希少がんである小児がんの患者に対し速やかに適切な医療を提供するため、小児がん拠点病院及び東京都小児がん診療病院で構成する診療連携ネットワークを中心として、「東京都小児がん診療連携協議会」を設置・運営し、症例検討会や相談支援員向け研修の実施など、都全体の小児がん診療連携体制の強化や相談支援体制の充実等に取り組みます。
 - ・ また、小児がんの疑いのある患者をネットワーク参画病院等に適切につなげられるよう、地域の小児科等の医師等を対象に、小児がんに関する研修会を開催します。
 - ・ 患者や家族へのケアなど、小児がん特有の課題に対応した適切な緩和ケアを提供するための研修を実施します。【新規】

- ◎ **緩和ケア推進事業【一部新規】（P129）** **10百万円**
 - ・ 薬剤師、リハビリテーション職、臨床心理士等に対する緩和ケア研修プログラムを開発して研修を行い、地域の医療従事者への緩和ケアの知識等の普及を図ります。

- ◎ **AYA世代等がん患者支援事業【一部新規】（P129）** **19百万円**
 - ・ AYA世代のがん患者への支援体制の構築に向け、小児科と成人診療科間等における連携や相談支援強化に向けたモデル事業を実施します。

- ◎ **がん患者の治療と仕事の両立支援事業【一部新規】（P130）** **12百万円**
 - ・ がん患者の治療と仕事の両立を支援するため、働きながら治療を受けやすい医療提供体制の構築等に向け、平日夜間や土日における外来薬物療法を試行実施します。

- ◎ **東京都在宅療養推進会議（在宅療養普及事業）【一部新規】（P130）** **15百万円**
 - ・ 都民、医療・介護関係者、関係団体等で構成する「東京都在宅療養推進会議」において、都民が地域で安心して在宅療養ができる環境づくりを進めるため、医療と介護の連携体制の整備や、在宅療養等に関する都民・関係者への普及啓発等に関する検討などの取組を進めていきます。

- **東京都多職種連携ネットワーク事業（P131）** **30百万円**
 - ・ 各地域で運用されている複数の多職種連携システムからそれぞれの患者情報に円滑にアクセスできる共通のポータルサイトを構築し、地域の医療・介護関係者の情報共有を充実するとともに、病院と地域の情報共有、病院間の連携にも活用するなど、広域的な連携を促進します。

- ◎ **在宅医療参入促進事業【一部新規】 (P132)** **22 百万円**
 - ・ 訪問診療等を実施していない診療所医師等を対象に、在宅医療に関する理解を促進するためのセミナーを開催するとともに、在宅医の訪問診療に同行して実際の現場を体験できる同行研修を実施し、在宅医療への参入を促進します。

- ◎ **人工神経接続装置開発の推進 (P132)** **120 百万円**
 - ・ 公益財団法人東京都医学総合研究所において、脊髄損傷患者や脳梗塞患者の身体機能の回復を目指し、独自に開発した「人工神経接続」を用いて、疾患病態に合わせた神経接続方法と刺激方法を新規に開発するための臨床研究を実施します。

- **障害者歯科保健医療の推進 (P133)** **17 百万円**
 - ・ 障害者への歯科医療に関する関係者の協議の場を設けるとともに、地域の歯科診療所と高い専門性をもつ歯科医療機関、障害者施設等の連携促進に向けたモデル的取組を実施し、地域における障害者歯科医療の充実を図ります。

- ◎ **外国人旅行者等への医療情報提供体制の整備【一部新規】 (P133)** **80 百万円**
 - ・ 外国人旅行者等が安心して医療を受けられるよう、外国人患者の受入れ体制の充実に係る第三者認証を取得する民間医療機関の支援、外国人患者の受入れ体制整備に対する補助、医療従事者向けの外国人対応に関する研修、電話による医療機関向け救急通訳サービス等を実施し、医療機関の受入れ体制の整備を支援します。
 - ・ また、外国人患者への医療提供体制の充実に向けた検討を進め、外国人患者が地域で安心して受診できるよう地域の実情に応じた受入環境整備を行います。
 - ・ 宿泊施設等で外国人が体調を崩した場合に、スタッフが症状に応じた適切な医療機関への受診を支援できるよう、対応マニュアルを作成します。【新規】

第7 健康安全分野

人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指します

- ◎ **動物愛護事業【一部新規】 (P146)** **26 百万円**
 - ・ 動物愛護精神の普及を図るとともに、動物による人への危害を防止するため、動物教室の開催や啓発用資材の作成等による適正飼養に関する普及啓発、動物愛護推進員による地域での普及啓発等の活動に対する支援を行います。
 - ・ 動物行動学や動物由来感染症等に関するシンポジウムを大学と連携して開催し、飼い主や動物愛護団体等の関係者に動物の適切な飼育や譲渡のための知識の普及を図ります。【新規】

分野別事業展開

平成31年度に展開する8分野の主な施策

第1 子供家庭分野

地域で安心して子供を産み育てられる社会を目指します

- 1 待機児童解消に向け、多様な保育サービスの整備を加速します
- 2 妊娠期からの切れ目のない子育て支援を推進します
- 3 特に支援を必要とする子供や家庭への対応を強化します

第2 高齢者分野

高齢者が健康で自分らしく暮らせる社会を目指します

- 1 住み慣れた地域での継続した生活を支える地域包括ケアシステムの構築を推進します
- 2 高齢者の多様なニーズに対応する施設や住まいを確保します
- 3 認知症対策を総合的に推進します
- 4 介護人材等の確保・育成・定着を支援します

第3 障害者分野

障害者がいきいきと暮らせる社会の実現を目指します

- 1 障害者が地域で安心して暮らせるよう基盤等を充実します
- 2 障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現を目指します
- 3 保健・医療・福祉等が連携した支援体制の充実により身近な地域での生活を支援します
- 4 障害者の自立に向けた就労促進策を推進します

第4 生活福祉分野

都民の生活を支える取組を推進します

- 1 低所得者・離職者等の生活の安定に向けた支援を進めます
- 2 福祉人材の確保・育成・定着への取組を充実します
- 3 ユニバーサルデザインの考え方に立ったまちづくりを進めます

第5 保健分野

ライフステージを通じた健康づくりの取組を推進します

- 1 がんを含めた生活習慣病の予防、健康づくりを支援します
- 2 難病患者の療養生活を支援します
- 3 自殺対策を総合的に推進します

第6 医療分野

都民の安心を支える質の高い医療提供体制の整備を進めます

- 1 都民の安全・安心を守る救急医療・災害医療体制を整備します
- 2 安心して子供を産み、育てられる周産期医療・小児医療体制を確保します
- 3 がん・脳卒中・糖尿病等の疾病別の医療連携体制や、在宅療養環境の整備を進めます
- 4 医療人材の確保・育成を支援します

第7 健康安全分野

多様化する健康危機から都民を守ります

- 1 新型インフルエンザをはじめとする新興・再興感染症等の発生予防及びまん延を防止する対策を強化します
- 2 危険ドラッグ等の速やかな排除、乱用の防止を目指し、規制、監視指導、普及啓発を強化します
- 3 健康危機から都民を守る体制を確保します
- 4 人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指します

第8 横断的取組

広域的な自治体としての役割を着実に果たします

- 1 サービスの「信頼確保」と「質の向上」を推進します
- 2 区市町村の主体的な施策展開を支援します
- 3 新たな時代に合わせた都立施設改革を推進します
- 4 福祉人材対策を総合的に推進します

※ 本文中の◎は、「2020年に向けた実行プラン」及び「実行プランの政策の強化版」に掲げる事業であることを示す（一部が該当する事業を含む）

第1 地域で安心して子供を産み育てられる社会を目指します

（子供と家庭を取り巻く状況）

- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、地域や家庭の「子育て力」が低下し、いわゆる「育児の孤立化」が進んでいることや、子育てに不安を抱える家庭が増加していることなどが指摘されています。また、保育所等に子供を預けたいと希望しながら預けられない状況や、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等から、子供がほしいという希望が叶えにくくなっています。
- こうした中、少子化が急速に進行しています。都においては、年少人口は増加傾向にありますが、合計特殊出生率は平成29年は1.21となり、平成23年以来6年ぶりに減少に転じるなど低い水準となっています。

<出生数と合計特殊出生率の推移（東京都）>

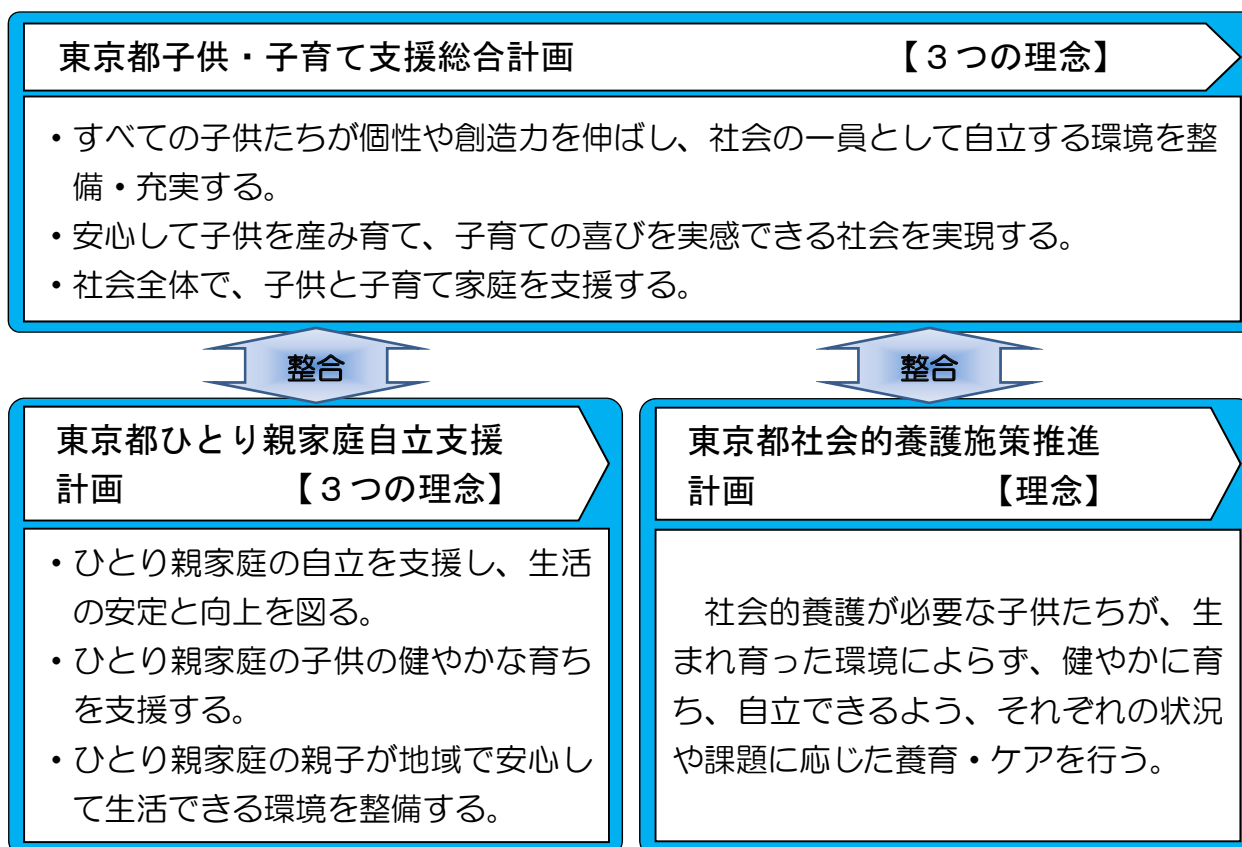


※ 昭和60年以降の出生数の詳細は、P118のグラフを参照

- 少子化の要因には、未婚化・晩婚化、初産年齢の上昇、夫婦の出生力の低下などがあると言われています。結婚や出産は、一人ひとりの価値観や人生観に深く関わるものであり、社会が強制すべきものではありませんが、いかなる時代・状況にあっても、子供を産み育てたいと望む人たちが安心して子育てし、子供たちが健やかに成長していく環境を整備することは、行政をはじめ社会全体が連携して取り組んでいくべき課題です。

（都の取組）

- 平成27年3月に、「東京都子供・子育て支援総合計画」（平成27～31年度）を策定しました。この計画は、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画と、平成26年4月に改正法が成立した「次世代育成支援対策推進法」に基づく都道府県行動計画とを合わせ、一体的に策定したものです。妊娠期から学齢期（18歳）までを対象にした、都における子供・子育てに関する総合計画として、福祉・保健・医療・雇用・教育など、様々な分野の事業と具体的な数値目標を盛り込んでいます（本計画については、P5参照）。
- 平成30年3月には、これまでの施策の成果や社会状況の変化を踏まえ、計画の中間年の見直しを行い、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく計画としての位置づけを明確化したほか、当初計画策定以降の新規事業の追加や、保育サービスの整備目標などの更新を行いました。
- また、「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第3期）」（平成27～31年度）及び、「東京都社会的養護施策推進計画」（平成27～41年（2029年）度）を策定しています（両計画については、P6参照）。
- 都は、これらの計画等に基づき、子供と家庭の健やかな暮らしを支えるために様々な施策を展開しています。



【保育サービスの充実】

- 平成30年4月の都内の保育サービス利用児童数は、前年から16,059人増加し、293,767人となりました。待機児童数は5,414人で、前年に比べ、区部で2,313人、市町村部で859人、全体では3,172人減少しています。

<保育ニーズの状況（東京都）>



- 人口流入や女性の社会進出等により、保育ニーズは増加しています。待機児童の解消に向け、保育サービスの拡充を一層加速していくとともに、病児保育や夜間帯保育等の多様なニーズに対応したサービスを充実していくことも重要です。

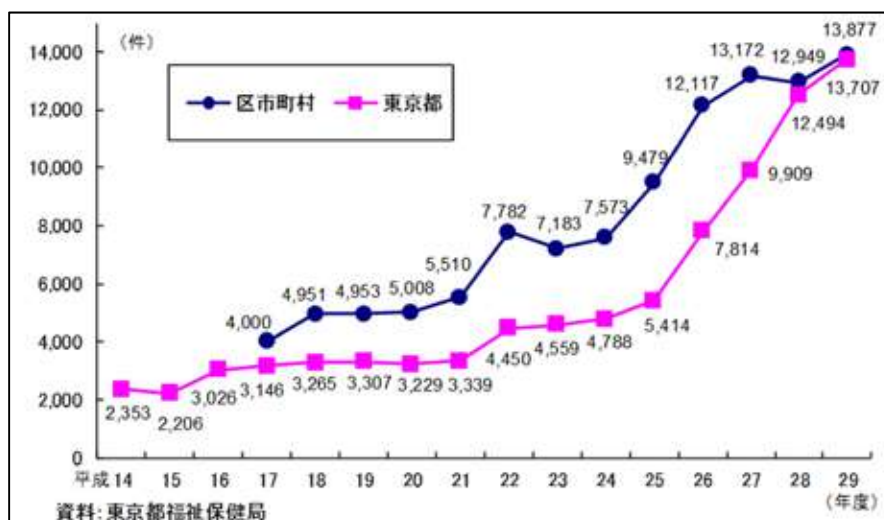
【子育て支援サービスの充実】

- 子育てに不安を抱える妊婦や子育て家庭を支援するため、妊娠や出産に関する電話相談、親同士の交流や相談支援等を行う子育てひろばの充実、全ての子育て家庭を対象に、保健師等が継続的に相談に応じる取組等を行っています。
- 子供と子育て家庭をしっかりと支えていくためには、妊娠・出産・子育て期に至るまで切れ目のない、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を更に充実することが必要です。

【特に支援が必要な子供と家庭への支援】

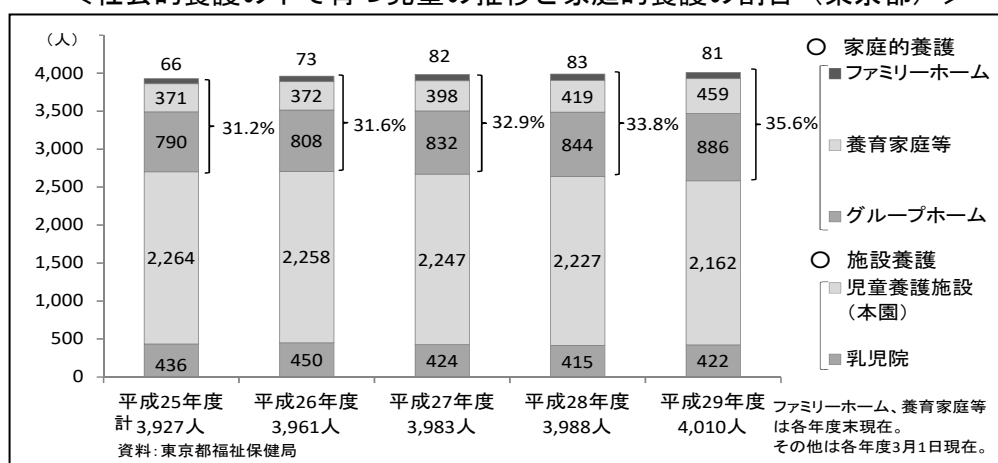
- 平成29年度の児童虐待相談件数は、東京都13,707件、区市町村13,877件となっています。増加する相談に適切に対応するとともに、児童の家庭復帰を見据えた支援等を更に強化するため、児童相談所や区市町村の子供家庭支援センターの体制等を充実することが必要です。
- 平成30年3月には、都内で虐待により幼い命が奪われる痛ましい事件も発生しており、児童虐待の防止に向けた取組の充実が急務となっています。都は、緊急対策として、児童福祉司や児童心理司等を増員したほか、独自の安全確認行動指針を策定するなど、児童相談体制の更なる強化に取り組んでいます。
- また、子供への虐待の防止に関する理解を深め、社会全体で虐待防止の取組を一層推進するため、「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」を施行するとともに、普及啓発等の取組を進めています。

<虐待対応状況（東京都・区市町村）>



- 社会的養護を必要とする子供は、過去5年間約4,000人前後で推移しており、これらの子供は、児童養護施設や乳児院、養育家庭などで暮らしています。

<社会的養護の下で育つ児童の推移と家庭的養護の割合（東京都）>



- 子供が抱える課題は一人ひとり異なります。本人や保護者等の状況に合わせ、養育家庭等、ファミリーホーム、グループホーム、施設の中で、より適切な養育環境を提供できるよう、家庭的養護の推進や、施設の専門性の強化、養育に携わる人材の確保・育成等について、更なる取組が必要です。
- また、ひとり親家庭の親と子供に対しても、各家庭の状況を踏まえた上で、安定した生活が送れるよう支援していく必要があります。

（平成31年度の取組）

- 1 待機児童解消に向け、多様な保育サービスの整備を加速します
- 2 妊娠期からの切れ目のない子育て支援を推進します
- 3 特に支援を必要とする子供や家庭への対応を強化します

1 待機児童解消に向け、多様な保育サービスの整備を加速します

増大する保育ニーズに対応するため、多様な保育サービスを拡充し、平成31年度末までに待機児童を解消します。また、多様な保育ニーズに応じた取組を推進します。

<主な保育サービス>

(平成30年4月現在)

サービス	概要	利用児童
認可保育所	児童福祉法に基づく認可を受けた保育所	254,484 人
認証保育所	0歳児保育や13時間以上の開所を義務付けるなど、大都市の特性に着目し都独自の設置基準を設定した、都が認証する保育施設	17,890 人
認定こども園	保護者の就労状態に関わらず受け入れて教育・保育を一体的に行う機能と、地域における子育て支援機能を備えた施設	※ 5,822 人
家庭的保育事業	家庭的保育者（乳児又は幼児の保育に知識及び経験を有する者）が、その居宅等において、利用定員5人以下で保育を行う事業	1,669 人
小規模保育事業	0-3歳未満児を対象とし、定員が6人以上19人以下の少人数で保育を行う事業	7,338 人
事業所内保育事業	事業主が、従業員や地域の児童のために保育を行う事業	684 人
居宅訪問型保育事業	家庭的保育者が、乳児又は幼児の居宅において保育を行う事業	126 人
定期利用保育事業	パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態の多様化に対応し、保育所等において一定程度継続的に保育を行う都独自事業	1,285 人
企業主導型保育	事業主が、主に従業員の児童のために保育を行う事業	348 人

※認定こども園の利用児童数は、幼保連携型及び幼稚園型を利用する保育を必要とする子の合計。ただし、幼稚園型を構成する認可外保育施設が認証保育所の場合は、その分の利用児童を除く。

資料：東京都福祉保健局

主な事業展開

- ◎ **待機児童解消区市町村支援事業** 27,000 百万円
 - ・ 待機児童解消に向け、国の整備費補助の区市町村と事業者の負担割合を軽減するなど、保育の実施主体である区市町村が地域の実情に応じて実施する事業を広く支援します。
 - ・ 建築資材等の高騰に対応するため、国の整備費補助の補助基準額に「高騰加算」を上乗せする区市町村を支援します。

- ◎ **認定こども園整備事業** 38 百万円
 - ・ 就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進を図るため、認定こども園の新設、増改築等の整備費等を補助する区市町村を支援します。[規模1施設]

- ◎ **定期借地権利用による認可保育所等整備促進事業** 461 百万円

 - ・ 定期借地権設定時に必要な一時金の一部を補助し、認可保育所等の設置促進を図る区市町村を支援します。
- ◎ **借地を活用した認可保育所等設置支援事業** 100 百万円

 - ・ 国有地又は民有地を借り受けて整備を行う事業者に対して、借地料の一部を補助し、認可保育所等の設置促進を図る区市町村を支援します。都内の地価高騰に対応するため、借地料補助の上限額及び都負担割合を引き上げ、区市町村と事業者の負担を軽減します。
- **福祉インフラ民有地マッチング協議会** —

 - ・ 不動産情報を有する業界団体や金融機関、東京都で構成する福祉インフラ民有地マッチング協議会において、物件情報の共有方法や保育所等の施設整備に係る情報提供方法などについて協議を行い、民有地や空き家等を活用した保育所等の整備を進めます。
- ◎ **都有地を活用した保育所等の設置促進** —

 - ・ 都有地の減額貸付けを行い、認可保育所等の設置促進を図ります。
- **東京都待機児童対策協議会** —

 - ・ 子ども・子育て支援法附則第 14 条に基づき、待機児童解消を促進するための方策として、区市町村の区域を越えた広域調整や専門性の高いものについて協議を行います。
- **とうきょう保育ほうれんそう** —

 - ・ 都有地を活用した保育所の整備を推進するため、民間保育事業者等からの都有地に関する照会や提案などを受け付け、関係部局及び区市町村に情報提供します。

*ほうれんそう：「方法のアドバイス（ほう）」、「連携（れん）」、「相談（そう）」の頭文字をとったもの。
- ◎ **社会福祉施設等耐震化の推進（再掲 P69、84）** 69 百万円

 - ・ 耐震性が十分ではない民間の社会福祉施設等や私立の保育所を対象に、耐震診断・耐震改修等に必要な経費を補助し、耐震化を促進します。[耐震診断 3 施設、耐震改修 9 施設]
- ◎ **社会福祉施設・医療施設等耐震化促進事業（再掲 P69、84）** 8 百万円

 - ・ 耐震化が必要な施設を個別に訪問し、状況に応じた相談や提案、アドバイザーの派遣など、きめ細かな対応を行い、社会福祉施設・医療施設等の耐震化を促進します。

[社会福祉施設等 93 施設]
- ◎ **賃貸物件による保育所の開設準備経費補助事業** 1,827 百万円

 - ・ 賃貸物件を用いた認可保育所の新規開設前の建物賃借料の一部を補助する区市町村を支援します。

- ◎ **開設前賃借料補助（小規模保育）** **51 百万円**
 - ・ 賃貸物件等を用いた小規模保育の開設前の建物賃借料等の一部を補助する区市町村を支援します。

- ◎ **保育所等賃借料補助事業** **7,075 百万円**
 - ・ 賃貸物件を用いた認可保育所や小規模保育等の新規開設後の建物賃借料の一部を補助する区市町村を支援します。

- ◎ **認証保育所事業** **4,051 百万円**
 - ・ 大都市の多様な保育ニーズに対応するため、0歳児保育、13時間開所を義務付けるなど、都独自の基準による認証保育所の設置促進を図る区市町村を支援します。

- ◎ **夜間帯保育事業【新規】** **63 百万円**
 - ・ 深夜帯の保育や24時間保育に取り組む認証保育所を支援することで、都民が安心して利用できる夜間帯（22時から翌7時まで）及び休日の保育サービスを提供します。

- ◎ **事業所内保育施設支援事業** **142 百万円**
 - ・ 企業と連携して、事業所内保育施設の定員の一部を地域の児童分（区市町村枠）として活用する区市町村を支援します。なお、区市町村枠を定員の2分の1以上とする場合や総定員を20人以上にする場合、事業者の負担軽減を図ります。
 - ・ 平成19～24年度に開設した事業所内保育施設の運営費の一部を補助し、企業の次世代育成に対する取組を支援します。

- ◎ **家庭的保育事業** **126 百万円**
 - ・ 保育について知識及び経験を有する家庭的保育者が、自宅等で乳児又は幼児の保育を行う都独自の家庭的保育事業を実施する区市町村を支援します。

- ◎ **区市町村認可居宅訪問型保育促進事業** **509 百万円**
 - ・ 認可の居宅訪問型保育事業を活用し、待機児童対策に取り組む区市町村を支援します。

- ◎ **居宅訪問型保育利用支援事業** **（包括補助）**
 - ・ 認可の居宅訪問型保育事業を利用する保護者の負担軽減を図るため、保護者の実費負担となっているベビーシッターの交通費等の一部を補助する区市町村を支援します。
[子供家庭支援区市町村包括補助]

- ◎ **緊急1歳児受入事業** **618 百万円**
 - ・ 待機児童が多い1歳児を、新設の認可保育所の空き定員や余裕スペース等を活用して、緊急的に受け入れる区市町村を支援します。

- ◎ **定期利用保育事業** **518 百万円**
 - ・ 認可保育所に加え、認証保育所や家庭的保育者等を活用して、パートタイム労働者等にも利用しやすい都独自の定期利用保育事業を実施する区市町村を支援します。
 - ・ 8時間を超える保育が必要な保護者を支援するため、長時間保育を実施する区市町村を支援します。

- ◎ **一時預かり事業** **887 百万円**
 - ・ 保護者の疾病や育児疲れ等により、緊急・一時的に保育を必要とする場合、認可保育所等において児童を一時的に預かる事業を行う区市町村を支援します。
 - ・ 認可保育所等が利用できず一時預かりを定期的に利用する保護者を支援するため、利用料の負担軽減や8時間を超える長時間保育を実施する区市町村を支援します。

- ◎ **保育サービス推進事業** **14,010 百万円**
 - ・ 認可保育所、認定こども園、小規模保育所等の特性と創意工夫による自主的かつ柔軟な施設運営を支援し、都民の多様な保育ニーズに対応したサービスの確保と、利用者の福祉の向上を図る区市町村と事業者を支援します。

- ◎ **保育力強化事業** **604 百万円**
 - ・ 都独自事業である認証保育所、定期利用保育事業、家庭的保育事業の特性と創意工夫による自主的かつ柔軟な運営を支援し、都民の多様な保育ニーズに対応したサービスの確保と、利用者の福祉の向上を図る区市町村を支援します。

- ◎ **自然を活用した東京都版保育モデルの検討【新規】** **50 百万円**
 - ・ 都内の自然環境を活用して保育を行う東京都版保育モデルを作成し、将来的には、作成したモデルを広く保育所等へ還元することで保育の充実につなげます。

- ◎ **認証化移行支援事業** **178 百万円**
 - ・ 認証保育所へ移行する認可外保育施設に対して、運営費や改修費の一部を補助することにより、認可外保育施設の保育の質を確保するとともに、待機児童解消に向けた受け皿の拡大を図る区市町村を支援します。

- ◎ **認可外保育施設利用支援事業【一部新規】** **3,408 百万円**
 - ・ 認可外保育施設を利用する保護者の負担軽減を図るため、利用料の一部を補助する区市町村を支援し、地域の実情に応じた保育サービスの整備促進及び質の向上を図ります。
 - ・ 子供を2人以上持ちたいと願う保護者が、安心して子供を産み育てられるよう、多子世帯に対し、認可外保育施設の利用料の負担軽減を図る区市町村を支援します。【新規】

- ◎ **保育所等利用多子世帯負担軽減事業【新規】** 1,306 百万円
- ・ 子供を2人以上持ちたいと願う保護者が、安心して子供を産み育てられるよう、多子世帯に対し、保育所等の利用料の負担軽減を図る区市町村を支援します。
- ◎ **ベビーシッター利用支援事業【一部新規】** 2,236 百万円
- ・ 保育認定を受けたにもかかわらず、認可保育所等の保育サービスを利用できずに、養育する乳幼児が待機児童となっている保護者又は育児休業を1年間取得し復職した保護者が、保育所等入所までの間、認可外のベビーシッターを利用する場合の利用料の一部を支援するとともに、事業の担い手となるベビーシッターの養成を行います。
 - ・ 交通費に係る保護者の負担軽減を図る区市町村を支援します。【新規】
 - ・ 認可保育所等を利用している保護者が、突発的な理由等によりお迎えが困難な場合に認可外のベビーシッターを利用する場合の利用料の一部を補助する区市町村を支援します。【新規】
- ◎ **病児保育施設の設置促進** 782 百万円 包括補助
- ・ **病児保育事業費補助** 726 百万円
保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において、病中又は病気の回復期の児童に対して保育及び看護ケアを行う、病児・病後児保育施設に係る事業費の一部を支援します。
 - ・ **病児保育施設整備費補助** 56 百万円
病児・病後児保育施設の新設、増改築等の整備費等を補助する区市町村を支援します。
[規模 3施設]
 - ・ **病児保育促進事業** (包括補助)
病児・病後児保育施設を活用して、認可保育所等に対する病児ケアに係る情報を発信する取組や、利用者の利便性向上を図るため予約状況等の確認ができる仕組みの構築等を行う区市町村を支援します。[子供家庭支援区市町村包括補助]
- **医療的ケア児に対する支援【一部新規】** 38 百万円 包括補助
- ・ **医療的ケア児保育支援モデル事業【新規】** 38 百万円
 - ・ **医療的ケア児支援事業** (包括補助)
医療的ケア児の受入れを可能とする体制を整備する区市町村を支援します。[一部子供家庭支援区市町村包括補助]
- **重大事故防止のための巡回支援指導事業** 193 百万円
- ・ 保育所、認定こども園等における保育中の死亡事故等の重大事故を防止するため、睡眠中等の重大事故が発生しやすい場面や各基準の遵守状況等に関する巡回支援・指導を行う区市町村を支援します。

- **認可外保育施設に対する巡回指導体制強化事業** **52 百万円**
- ・ 認可外保育施設における事故防止、安全対策の強化のため、施設の巡回指導等を行います。
- ◎ **保育人材確保事業** **141 百万円**
- ・ 保育士OB等の有資格者等に対して、身近な地域で就労が可能となるよう、就職支援研修と就職相談会を一体的・効果的に実施します。[6回×100人]
また、都内全域の保育士等を対象に、事業者の情報収集の場を提供し、併せて保育の魅力伝える「保育のおしごと応援フェスタ」を実施することで、保育人材の確保を図ります。
 - ・ 保育施設勤務未経験者やブランクの長い有資格者に対して、保育士として働くことを具体的にイメージできる冊子を作成・配布するとともに、就職に必要な知識を習得するための講座や、現場実習を実施することにより、一人ひとりの状況に応じた多様な就職支援を行います。[10回×40人]
 - ・ 保育人材・保育所支援センターに「保育人材コーディネーター」を配置し、求職者のニーズに合った就職先の提案等を行うだけでなく、就職後のフォローまでを実施することで、就労定着を支援します。
 - ・ 事業者に対して、潜在保育士雇用に当たっての施設側の留意点や改善点、現役保育士を育成・定着させるためのノウハウ等に関する研修を実施します。
 - ・ 保育士を目指す高校生に対して、保育施設での職場体験や保育士養成施設への入学者確保に向けたイベントを行い、保育士の仕事への理解・興味を深め、将来の保育人材の確保に寄与します。
- ◎ **保育人材確保支援事業** **28 百万円**
- ・ 保育の受け皿拡大に伴い必要となる保育人材を確保するため、新規資格取得者の確保、就業継続支援、離職者の再就職支援など保育人材の確保・定着を図る区市町村の取組を支援します。
- **地域における保育力アップ推進事業【新規】** **(包括補助)**
- ・ 保育の質の確保・向上を図るため、保育所間交流や園長会における意見交換など、地域交流の推進に取り組みむ区市町村を支援します。[子供家庭支援区市町村包括補助]
- **保育士等キャリアアップ研修支援事業** **348 百万円**
- ・ 技能・経験を積んだ職員に対する国の新たな処遇改善加算の要件となっている保育士等キャリアアップ研修を実施する指定研修実施機関を支援します。
- **認証保育所等研修事業** **23 百万円**
- ・ 認証保育所、家庭的保育、病児・病後児保育、認可外保育施設向け研修を実施し、保育の質の向上を図ります。

- ◎ **東京都保育士等キャリアアップ補助** **28,474 百万円**
 - ・ 保育士等の職責や職務内容に応じた賃金体系の設定や職員の資質向上に向けた計画策定等のキャリアパス要件の届出、賃金改善に関する実施状況の報告などを条件に、処遇改善に係る経費の一部を補助し、保育人材の確保・定着を図るとともに、保育サービスの質の向上を図る区市町村と事業者を支援します。

- ◎ **保育従事職員宿舍借り上げ支援事業** **3,931 百万円**
 - ・ 事業者に対し、保育従事職員用の宿舍の借り上げに要する経費の一部を補助し、保育人材の確保・定着を図る区市町村を支援します。

- ◎ **保育従事職員資格取得支援事業** **7 百万円 包括補助**
 - ・ 認可保育所等に勤務する保育従事者等が保育士資格を取得する際に要する経費の一部を支援することにより、人材の確保を図ります。【一部子供家庭支援区市町村包括補助】

- **保育体制強化事業** **90 百万円**
 - ・ 認可保育所等において、保育士資格を有しない者を保育に係る周辺業務に活用することで保育士の負担を軽減し、保育士の定着を図る区市町村を支援します。

- **保育補助者雇上強化事業** **120 百万円**
 - ・ 認可保育所等において、保育士資格を有しない短時間勤務の保育補助者を雇い上げることで保育士の負担を軽減し、保育士の定着を図る区市町村を支援します。

- ◎ **元気高齢者など多様な人々が輝く子育て支援員等の確保促進事業【一部新規】** **32 百万円**
 - ・ 子育て支援員研修などの各種研修会での周知や様々な広報媒体を活用した普及啓発を行い、研修受講者等の東京都福祉人材情報バンクシステム「ふくむすび」への登録を促進します。
 - ・ 小規模保育や学童クラブ等の就労先に対する漠然とした不安感や職場イメージが湧かないなどの理由から就職に踏み切れない方々を対象に、就労先を巡る見学会を実施します。【新規】

- ◎ **保育所等 ICT 化推進事業** **486 百万円**
 - ・ 書類作成等の業務を支援するシステムを導入するなど、認可保育所等における ICT 化を推進することで保育士の負担を軽減し、保育士の定着を図る区市町村を支援します。

- ◎ **保育所等における児童の安全対策強化事業** **144 百万円**
 - ・ ベビーセンサー等の設備の導入を支援することにより、児童の安全対策を一層強化するとともに、保育従事職員の心理的な負担軽減を図る区市町村を支援します。

2 妊娠期からの切れ目のない子育て支援を推進します

社会全体で子育て家庭を支援するため、妊娠期から子育て家庭を支援するためのサービスや、安心して産み・育てることができる環境づくりを進めます。

主な事業展開

- ◎ 「子育て応援とうきょう会議」による気運の醸成 22 百万円
 - ・ 企業や NPO、自治体等との協働により、「社会全体で子育てを応援する」取組や、仕事と子育て等の両立を可能にする「働き方の見直し」につながる取組を推進し、東京を「子育てしやすい活力ある都市として発展させる」ための気運を一層高めていきます。
- 子育て応援とうきょうパスポート事業 13 百万円
 - ・ 社会全体で子育て家庭を応援する機運の醸成という本事業の趣旨に賛同する企業や店舗等の善意により、18 歳未満の子供又は妊娠中の方がいる世帯に様々なサービスを提供します。
- ◎ 子供が輝く東京・応援事業 25 百万円
 - ・ 社会全体で子育てを支えるため、都の出えん等による基金を活用し、結婚、子育て、学び、就労までのライフステージに応じた取組を行う事業者を支援します。
- ◎ 不妊検査・治療費の助成【一部新規】 4,550 百万円
 - ・ 不妊検査等助成事業 460 百万円

早期に検査を受け、必要に応じて適切な治療を開始するため、不妊検査及び一般不妊治療の費用の一部を助成します（平成30年度から事実婚の方も対象）。

また、助成対象の年齢制限を35歳未満から40歳未満へ緩和するとともに、不育症検査に関する助成について検討します。【新規】
 - ・ 特定不妊治療費助成事業 4,090 百万円

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額の治療費がかかる特定不妊治療の費用の一部を助成し、加えて特定不妊治療に至る過程の一環として行われる男性不妊治療の費用の一部を助成します（平成30年度から事実婚の方も対象）。

また、助成対象の所得制限を730万円から905万円へ緩和します（いずれも夫婦合算）。【新規】

- ◎ **子供を持つということに対する総合的な普及啓発【新規】** **23 百万円**
 - ・ 20 歳前後の男女が、今後のライフプランを考えるうえで、正しい知識に基づいた判断ができるように、不妊治療や里親、養子縁組等、子供を持つことに関して、総合的な普及啓発を行います。

- ◎ **妊娠支援ポータルサイト【新規】** **10 百万円**
 - ・ 妊娠支援のポータルサイトを開設し、妊娠に関する知識や不妊検査・治療、不育症に関する情報などを一元的に発信することで、妊娠・出産を希望する方を支援します。

- ◎ **妊婦健康診査受診促進事業** **5 百万円**
 - ・ 妊婦の方を対象に、早期の医療機関受診と妊娠の届出及び定期的な妊婦健康診査の受診を促すため、広く普及啓発を行います。

- ◎ **新生児聴覚検査リファーマのファミリーサポート【新規】** **104 百万円**
 - ・ 新生児聴覚検査の結果リファーマであった場合の、保護者等の支援や関係機関との連絡調整を担う専門職（保健師等）を配置する区市町村を支援します。
 - ・ 新生児聴覚検査が実施可能な分娩取扱施設等をさらに増やすため、都内の分娩取扱施設等における検査機器の購入を支援します。

- ◎ **生涯を通じた女性の健康支援事業** **51 百万円**
 - ・ 女性の心身の健康や不妊・不育に関する悩み、妊娠・出産に関する悩みについて、電話相談等を行います。また、若い世代が妊娠適齢期や不妊等について、正確な知識を持つことができるよう、普及啓発を行います。

- ◎ **出産・子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう事業）** **1,150 百万円**
 - ・ 全ての子育て家庭を対象として、妊娠期からの切れ目ない支援を行うため、地域のワンストップ拠点へ専門職を配置する区市町村を支援します。
 - ・ 妊娠届出時の面接等の機会に、直接「育児パッケージ（子育て用品等）」を配布し、妊産婦等の状況を早期に把握する取組を行う区市町村を支援します。

- ◎ **けんこう子育て・とうきょう事業【新規】** **30 百万円**
 - ・ 子育て家庭の育児ストレスを軽減し、虐待の未然防止を図るため、妊娠届出時の情報（年齢や職業、家族構成等）を分析するアルゴリズムを開発し、各子育て家庭のニーズに応じた情報を提供する取組を行います。

- ◎ **産後ケア支援事業** **50 百万円**
 - ・ 産後に安心して子育てができる支援体制の確保に向け、産後ケアを行う区市町村を支援します。

- ◎ **産婦健康診査支援事業** **160 百万円**
 - ・ 産後うつ等の予防等の観点から、出産後間もない産婦への健康診査を行う区市町村を支援します。

- ◎ **災害時の液体ミルク活用に向けた取組【新規】** **24 百万円 包括補助**
 - ・ 乳児用液体ミルクについて、国内から調達できる体制づくりを進めるとともに、乳児用液体ミルクの普及啓発や災害時の活用に向けた仕組みづくりに取り組む区市町村を支援します。〔一部子供家庭支援区市町村包括補助〕

- ◎ **在宅子育てサポート事業** **918 百万円**
 - ・ 保育サービスを利用していない3歳未満児の保護者に対し、家事支援やベビーシッターを活用した共同保育を行うことで保護者の負担を軽減し、在宅で子育てをする家庭を支援します。

- ◎ **子育てひろばの整備** **(包括補助)**
 - ・ 地域支援や利用者支援事業を行う子育てひろばを整備し、地域社会で子育てを支援する体制や保護者の相談体制の充実に取り組む区市町村を支援します。〔子供家庭支援区市町村包括補助〕

- ◎ **ふらっとひろば事業【新規】** **5 百万円**
 - ・ 障害児とその保護者を含め、全ての子育て親子が子育てひろばを気軽に利用できる環境を整備するため、子育てひろばに障害や発達に関する相談支援を担当する専門職（心理士、保健師等）を配置する区市町村を支援します。

- ◎ **子供の居場所創設事業** **280 百万円**
 - ・ 子供が気軽に立ち寄ることができ、食事の提供や学習支援等を行う居場所（拠点）を設置し、地域全体で気になる家庭等への見守りを行う体制を整備する区市町村を支援します。また、連携する地域の子供食堂等を定期的に巡回して子供の状況を把握するなどの取組も併せて支援します。

- ◎ **ショートステイ事業の拡充** **(包括補助)**
 - ・ 保護者が病気、出産等で一時的に児童を養育できないときに、一定期間、養育を行うショートステイの利用率確保と協力家庭の支援を充実し、利用者ニーズに応じた体制を整備する区市町村を支援します。〔子供家庭支援区市町村包括補助〕

- ◎ **地域子育て支援研修** **13 百万円**
 - ・ 地域の子育て支援担当職員等を対象として、子供家庭支援センター職員研修、子育てひろば職員研修等を実施し、子育て支援の質の向上を図ります。

- **放課後児童支援員認定資格研修** **44 百万円**
 - ・ 学童クラブ事業に従事するために必要な知識や技能を習得する研修を実施し、放課後児童支援員の養成と質の確保を図ります。

- ◎ **学童クラブ整備費補助** **292 百万円**
 - ・ 学童クラブの創設・改築等により設置促進を図る区市町村を支援します。また、夜7時以降も開所する学童クラブを創設する場合、設置者の負担軽減を図ります。

- ◎ **都型学童クラブ事業【一部新規】** **1,231 百万円**
 - ・ 開所時間の延長や常勤の放課後児童支援員の配置など、都が定めた要件を満たす学童クラブ事業を行う区市町村を支援します。
 - ・ 共働き家庭を含めたすべての児童が放課後に安全に、かつ安心して過ごすことのできる居場所の確保を図るため、都型学童クラブと放課後子供教室を一体的に実施する区市町村を支援します。【新規】

- ◎ **子育て支援員研修** **146 百万円**
 - ・ 保育や子育て支援サービス等の事業に従事するために必要な知識や技能を修得する研修を実施し、子育て支援員の養成と質の確保を図ります。

- ◎ **利用者支援事業** **856 百万円**
 - ・ 妊婦の方や子育て家庭のニーズを個別に把握し、保育施設や子育て支援サービスの利用に関する情報提供や相談・助言を行う区市町村を支援します。
 - ・ 保育所等の利用を希望する保護者に対し、より丁寧に対応できるよう、保育コンシェルジュ等を複数配置する区市町村を支援します。

- ◎ **とうきょうチルミルの創設～保育グランパ・グランマを増やす～** **(包括補助)**
 - ・ ファミリー・サポート・センターで、子育てを援助する提供会員に子育てに関する研修の受講を義務付け、提供会員の質と量を確保する取組「とうきょうチルミル」を実施する区市町村を支援します。[子供家庭支援区市町村包括補助]

- ◎ **シニア世代・シニア予備群を活用した中高生の居場所・学び・遊び支援事業【新規】** **(包括補助)**
 - ・ 児童館において、シニア世代・シニア予備群の経験や趣味の知識を活用した中高生向けの学びや遊びのプログラム（プログラミング、英会話、楽器演奏、スポーツ等）を実施する区市町村を支援します。[子供家庭支援区市町村包括補助]

3 特に支援を必要とする子供や家庭への対応を強化します

社会的養護を必要とする子供たちが、一人ひとりの状況に応じた支援が受けられるよう、一時保護から家庭復帰や社会的自立に至るまでを視野に入れ、総合的に支援する体制を整備するとともに、要支援家庭を早期に発見し、必要な支援につなげることで児童虐待の未然防止を図ります。

また、ひとり親家庭の親と子供に対する相談対応や就労促進策等を実施し、生活の安定を図ります。

主な事業展開

- **子供家庭支援センター地域支援力強化事業【新規】** (包括補助)
 - ・ 経験豊富な虐待対策ワーカーに対する加算補助や、区市町村の要保護児童対策地域協議会のきめ細かな実施に向けた事務支援、平日夕方や休日の相談体制の確保に向けた支援を通じて、子供家庭支援センターの更なる体制強化を図ります。[子供家庭支援区市町村包括補助]
- ◎ **虐待対策コーディネーター事業** (包括補助)
 - ・ 子供家庭支援センターの虐待対応力の向上のため、虐待対策コーディネーターを配置し、子供家庭支援センターの組織的な対応力を強化するとともに、関係機関との連携を促進する取組を行う区市町村を支援します。[子供家庭支援区市町村包括補助]
- ◎ **児童虐待を防止するためのSNSを活用した相談事業【新規】** 151 百万円
 - ・ 児童虐待を防止するため、LINE を活用した相談窓口を設置することで、児童及びその保護者がよりアクセスしやすい相談体制を整備します。
- **子供を守る地域ネットワーク巡回支援事業** (包括補助)
 - ・ 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を目的に、地域の小・中学校や子育て支援施設等の関係機関を巡回・支援するチームを設置し、課題や不安を抱える家庭等の情報収集を行い、早期に必要な支援につなげる取組を行う区市町村を支援します。[子供家庭支援区市町村包括補助]
- **医療機関における虐待対応力強化事業** 2 百万円
 - ・ 医療機関に対して、院内虐待対策委員会（CAPS）の設置をはじめとした虐待対応体制の整備を支援するとともに、医療従事者等を対象にレベル別研修や普及啓発研修等を実施し、医療機関における虐待対応体制の核となる人材を養成します。

- **医療機関の病床確保による一時保護機能強化事業** **43 百万円**
 - ・ 児童を一時保護する際、事前に医療等の情報がない児童のアセスメントや、病状が不安定な児童の服薬管理等を医療機関で実施できるよう、一時保護委託できる病床を確保します。

- ◎ **一時保護所における外部評価** **7 百万円**
 - ・ 一時保護所の施設運営の質の向上を図るため、外部評価機関からの評価を実施します。

- ◎ **一時保護所における第三者委員の活動** **6 百万円**
 - ・ 一時保護中の児童の権利擁護と一時保護所における施設運営の質の向上を図るため、第三者委員による相談対応を実施します。

- ◎ **要支援家庭を対象としたショートステイ事業** **(包括補助)**
 - ・ 要支援家庭において養育が一時的に困難となった場合等に、一定期間、児童を施設等で養育するとともに、保護者への支援を行い、虐待の未然防止及び地域生活の安定を図る取組を行う区市町村を支援します。〔子供家庭支援区市町村包括補助〕

- ◎ **養育家庭等への支援の充実** **11 百万円**
 - ・ **里親委託交流経費** **6 百万円**
委託候補児童との交流期間に係る交通費等の負担を軽減し、養育家庭への支援を充実します。
 - ・ **認証保育所入所等経費** **5 百万円**
委託児童の認証保育所入所等に係る経費の負担を軽減し、共働きの養育家庭等への支援を充実します。

- ◎ **里親支援機関事業** **202 百万円**
 - ・ 社会的養護を必要とする児童の養育家庭等への委託を一層推進するため、児童相談所が行う養育家庭等への委託・支援業務を補完する専門機関において、養育相談や未委託家庭への定期巡回訪問などを総合的に行います。〔11 か所（3ブロック）〕
 - ・ 養育家庭の登録数を拡大するため、福祉や教育に関心の高い企業等にターゲットを絞った広報や、都内での統一的な広報を行う里親開拓コーディネーターを配置します。また、養育家庭等の養育力の向上を図り、様々な課題に適切に対応できるよう、具体的・実践的な研修を実施します。

- ◎ **法人型ファミリーホームの運営体制の充実** **63 百万円**
 - ・ 養育者の住居において養育を行うファミリーホームの設置を促進するため、法人が実施するファミリーホームの職員体制等支援の充実を図ります。

- ◎ **グループホーム・ファミリーホーム設置促進事業** **423 百万円**
- 職員支援体制の強化 **334 百万円**
児童養護施設において、グループホーム又はファミリーホームの設置が促進されるよう、グループホーム等を3か所以上設置する場合、グループホーム等への支援体制の拡充を支援します。
 - 施設整備費補助の充実 **89 百万円**
賃貸物件によりグループホーム又はファミリーホームを開設する場合、土地・建物所有者が行う新設・改修の経費等を支援するなど、設置促進を図ります。
- ◎ **サテライト型児童養護施設事業** **38 百万円**
- グループホーム又はファミリーホームの設置を促進するため、施設不在区市等に本園に準じた機能を持つ「サテライト型児童養護施設」を設置し、グループホーム等への支援を拡充するとともに、地域支援や退所児童等の支援を強化します。
- ◎ **専門機能強化型児童養護施設制度** **419 百万円**
- 精神科医師や心理指導担当職員を配置し、治療的・専門的ケアを行う専門機能強化型児童養護施設の設置を促進するとともに、個別ケア職員を配置するなど、機能の充実を図ります。[49か所]
- ◎ **乳児院の家庭養育推進事業** **149 百万円**
- 乳児院において、虐待等により問題を抱えた乳幼児の心身の回復と保護者の支援体制を強化し、家庭復帰の促進を図るため、精神科医師や治療指導担当職員等を配置して治療的・専門的ケアが実施できる体制を整備します。[10か所]
 - 家庭復帰が難しい児童について養育家庭への委託を推進するため、乳児院の機能を活用し、里親子の交流がスムーズに進むよう里親子に寄り添ったきめ細かい支援や、地域の関係機関による取組強化を図ります。
- ◎ **新生児委託推進事業** **12 百万円**
- 家庭で適切な養育を受けられない新生児を対象として、養子縁組が最善と判断した場合には、できるだけ早期に里親子を結びつけられるよう、乳児院を活用して、養子縁組里親の養育力向上のための研修や、新生児と養子縁組里親の交流支援等を行うことにより、新生児委託を推進します。
- **乳児院の医療体制整備事業** **47 百万円**
- 乳児院において、看護師を24時間配置し、常時医療・看護が必要な病虚弱児等の受入体制を整備します。

- ◎ **自立支援強化事業** **344 百万円**
 - ・ 児童養護施設において、児童の施設入所中の自立に向けた準備から施設退所後のアフターケアまで総合的な自立支援を担う職員（自立支援コーディネーター）を配置し、支援体制を強化します。

- **児童養護施設退所者等の就業支援事業** **17 百万円**
 - ・ 職業紹介を行っている企業等により、児童養護施設等の退所（予定）者に対し、適職診断、面接対策などの就職活動支援や、施設退所者が働きやすい職場の開拓及び就職後の職場訪問等を行い、退所後の自立支援を推進します。

- ◎ **ジョブ・トレーニング事業** **40 百万円**
 - ・ 自立援助ホームにおいて、入所中又は退所した児童等の自立を図るため、就労支援及び就労定着支援を担う職員（ジョブ・トレーナー）を配置し、支援体制を強化します。

- ◎ **児童養護施設等の整備** **1,025 百万円**
 - ・ 社会的養護の必要な児童の処遇向上や家庭的養護のニーズに対応するため、児童養護施設及び乳児院の新設、改築等を支援します。

- **児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業** **183 百万円**
 - ・ 児童養護施設の入所児等の生活向上のため、老朽化遊具の更新や学習環境整備のためのパソコン購入などを支援します。

- ◎ **施設と地域との関係強化事業【新規】** **14 百万円**
 - ・ シニア世代・シニア予備群を様々な家事・養育等を担う人材として活用し、施設に対する地域の理解を深めるとともに、入所児支援の充実を図る児童養護施設や乳児院を支援します。

- ◎ **児童養護施設等職員宿舍借り上げ支援事業【新規】** **102 百万円**
 - ・ 児童養護施設等を運営する事業者に対し、職員用の宿舍の借り上げに要する経費の一部を補助することで、人材の確保と定着を図ります。

- ◎ **石神井学園キャンパスの再編整備** **706 百万円**
 - ・ 都立石神井学園において、経年により老朽化した児童棟の改築等を行います。また、児童のケア体制の充実を図り、虐待による重篤な症状を持つ児童等を確実に受け入れるという公的な役割を果たす施設として、生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能」の試行を行います。

- ◎ **ひとり親家庭支援センター事業** **34 百万円**
 - ・ ひとり親家庭に対して、育児・家事・健康等の生活相談、養育費相談、離婚した親と子の面会交流支援、就労支援等を実施し、自立支援と生活の安定を図ります。

- ◎ **ひとり親家庭等在宅就業推進事業** **11 百万円**
 - ・ 在宅就業を希望するひとり親を支援するため、在宅業務の受発注ができるマッチングサイトの活用等により、コーディネーターが業務の相談支援を行う体制を整備します。

- ◎ **ひとり親家庭等養育費等相談支援推進事業** **6 百万円**
 - ・ 家事事件に精通した弁護士による養育費や親権等の相談を離婚前から行えるよう相談体制を強化し、ひとり親家庭等の生活の安定を支援します。

- ◎ **ひとり親家庭等生活向上事業** **198 百万円**
 - ・ ひとり親家庭等の地域での生活を総合的に支援するため、ひとり親等が生活の中で直面する、育児・家計・健康等の悩みに関する相談支援や、家庭教師の派遣等による子供への学習支援などを行う区市町村を支援します。

- ◎ **子供の貧困対策支援事業** **66 百万円**
 - ・ 生活に困窮する子育て家庭等を必要な支援につなげることを目的に、子供の貧困対策を推進するための専任職員を配置する区市町村を支援します。

- ◎ **子育てサポート情報普及推進事業** **5 百万円**
 - ・ 生活に困窮する子育て家庭等を必要な支援につなげることを目的に、子育て支援等の施策の周知を強化することで、子供の貧困対策の効果的な推進を図ります。

- ◎ **子供食堂推進事業** **(包括補助)**
 - ・ 子供食堂の安定的な実施環境を整備することにより、地域に根差した子供食堂の活動を支援します。[子供家庭支援区市町村包括補助]

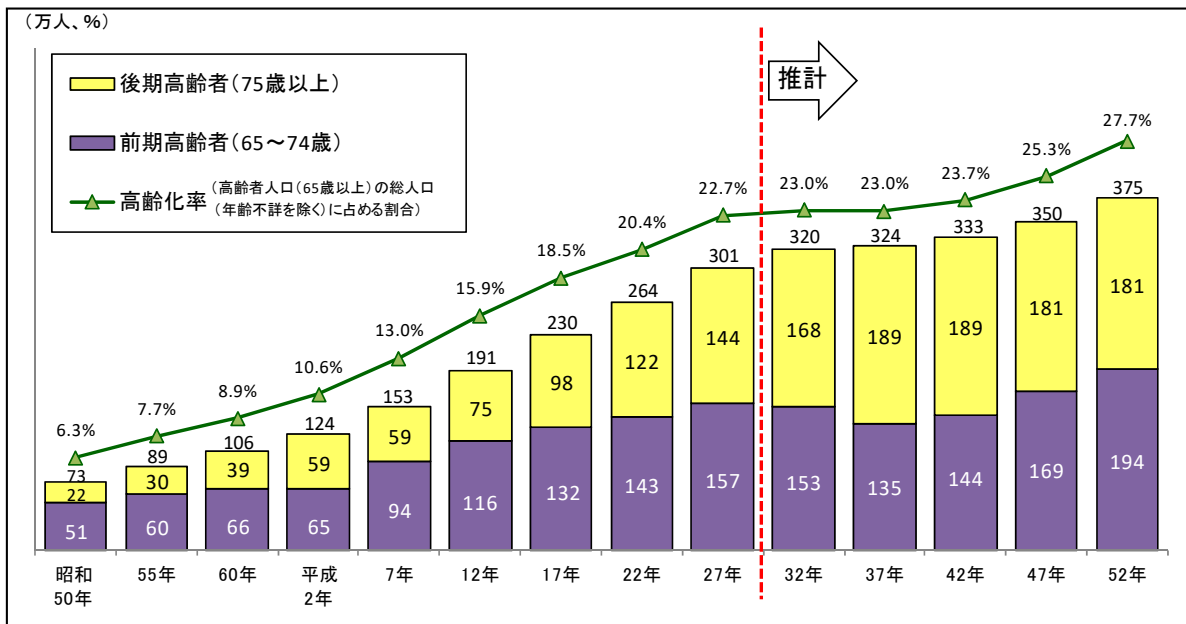
- **若年被害女性等支援モデル事業** **32 百万円**
 - ・ 暴力被害等の困難を抱えた若年女性に対して、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行う民間団体と連携し、公的機関につなぐなどのアプローチを行う仕組みを構築します。

第2 高齢者が健康で自分らしく暮らせる社会を目指します

（高齢者を取り巻く状況）

- 東京の高齢者人口の割合（高齢化率）は、平成27年は22.7%ですが、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年（2025年）には23.0%、平成47年（2035年）には25.3%（約4人に1人が高齢者）になると見込まれています。
- 高齢者人口の推移を見ると、平成27年には前期高齢者が約157万人、後期高齢者が約144万人ですが、今後、後期高齢者が大幅に増加し、平成32年（2020年）には後期高齢者の人口が前期高齢者を上回ると予測されています。

＜東京都の高齢者人口の推移＞



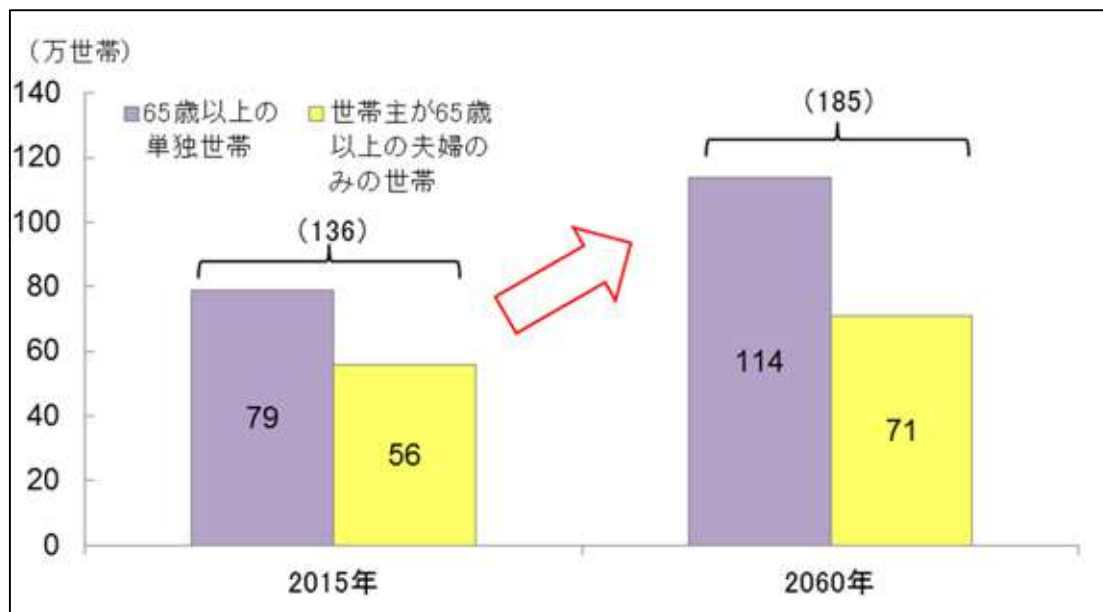
（注）1万人未満を四捨五入しているため、内訳の合計値と一致しない場合がある。

資料：総務省「国勢調査」[昭和50年から平成27年まで]

平成32年以降は東京都総務局による推計（平成30年3月）

- 核家族化の進行など家族形態の変化に伴い、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加も見込まれています。

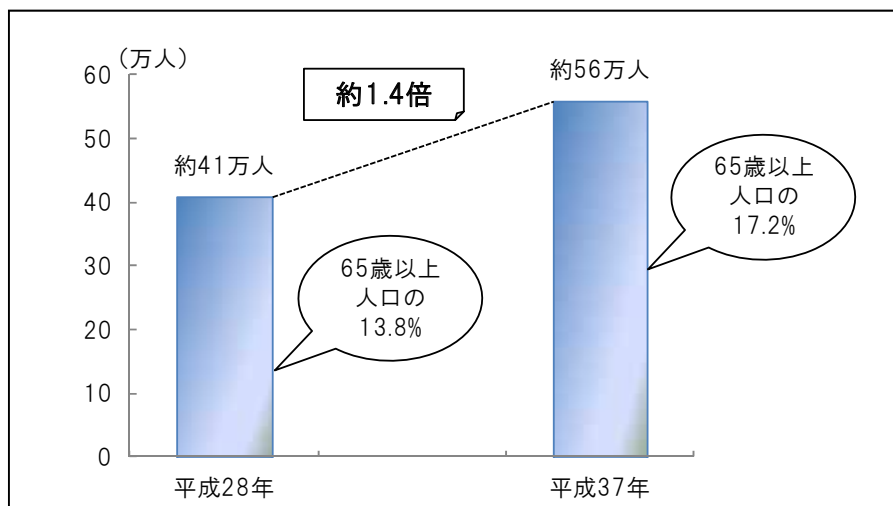
＜世帯主が65歳以上の単独世帯と夫婦のみ世帯の推移＞



資料：東京都「2020年に向けた実行プラン」

- 都内の要介護（要支援）認定を受けている高齢者のうち、何らかの認知症の症状を有する人は、平成28年11月時点で約41万人に上り、平成37年（2025年）には約56万人に達する見込みです。

＜何らかの認知症の症状がある高齢者（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅰ以上）の推計＞



資料：東京都福祉保健局「認知症高齢者数等の分布調査（平成28年度）」を基に推計

（介護保険制度の改正）

- 平成12年に創設された介護保険制度は、高齢者の暮らしを支える仕組みとして定着してきました。

- 一方、高齢化の進行とともに、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者、単身の高齢者世帯等が増加しており、こうした方々を支えるサービスや人材の確保等が課題となっています。
- 平成27年の制度改正では、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化を目的として、地域支援事業の充実、全国一律の基準であった予防給付（訪問介護・通所介護）の見直し、特別養護老人ホームの新規入所者の重点化、低所得者の保険料軽減の拡充、高所得層や資産のある人の利用者負担の見直しなどが行われました。
- 平成30年の制度改正では、区市町村の保険者機能の強化のための仕組みの制度化や、介護療養病床などからの転換先となる「介護医療院」や同一事業所で高齢者と障害者（児）のサービスを提供する「共生型サービス」の創設、高所得層の利用者負担割合の更なる見直しなどが行われました。
- 大都市東京の特性を踏まえた地域包括ケアシステムの構築に向け、都は、保険者である区市町村による主体的な取組を支援するとともに、制度改正後の状況も踏まえつつ、介護保険制度について、必要な見直し等を国に対して働きかけていきます。

（都の取組と今後の課題）

- 都は、老人福祉法及び介護保険法に基づき、平成30年3月に「東京都高齢者保健福祉計画（第7期）」を策定し、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年（2025年）の東京の高齢者の状況を念頭に、平成30年度から平成32年（2020年）度までに取り組むべき施策を明らかにしました。
- 計画では、高齢者の住み慣れた地域での継続した生活を支えるため、在宅サービス等の充実を図るとともに、広域的な観点から必要な施設・住まいを確保し、在宅サービスと施設サービスなどの介護サービス基盤がバランスよく整備されるよう、様々な施策を盛り込んでいます（本計画については、P7 参照）。

【地域包括ケアシステムの構築】

- 地域包括ケアシステムの構築に向けた中核的な機関となる地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、介護予防機能強化のための区市町村の取組を支援しています。
- また、高齢者の在宅療養生活を支える訪問看護ステーションの体制強化等を支援するとともに、地域において看取りを行う介護施設等の支援に取り組んでいます。

- 単身や夫婦のみの高齢者世帯を地域で見守り、支えるために、町内会、民生委員、ボランティアなどによる声かけや、配食サービスを活用した安否確認など、地域の実情に応じて区市町村が行う取組を支援しています。
- 都民ができるだけ要介護やフレイルの状態に至ることなく元気に過ごし、継続して活躍するとともに、介護が必要になったとしても安心して地域で暮らし続けることができるよう、高齢者の生活を支える取組の充実や、高齢者になる前の世代に対する社会参加のきっかけづくり等を進めていく必要があります。

＜東京の平成 37 年の地域包括ケアシステムの図（イメージ図）＞



（※）理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等

【多様なニーズに対応する施設や住まいの確保】

- 特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の介護基盤について、整備率が低い地域における補助単価の加算、都有地の減額貸付け、土地賃借料の負担軽減など、都独自の支援策を講じ、都全体の整備促進と地域偏在の解消に努めています。
- また、高齢者が多様なニーズに応じて居住の場を選択できるよう、医療や介護と連携したサービス付き高齢者向け住宅や都市型軽費老人ホーム等の整備を進めています。

- 在宅生活を支える介護保険サービスについては、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスの整備を進める区市町村を支援するとともに、介護を行う家族の負担を軽減するために、ショートステイの整備も進めています。
- 今後の高齢者の増加を見据えながら、高齢者が、身体状態、生活形態、経済状況等に応じて住まいを選択し、安心して暮らすことのできる環境を整備する必要があります。

【認知症対策】

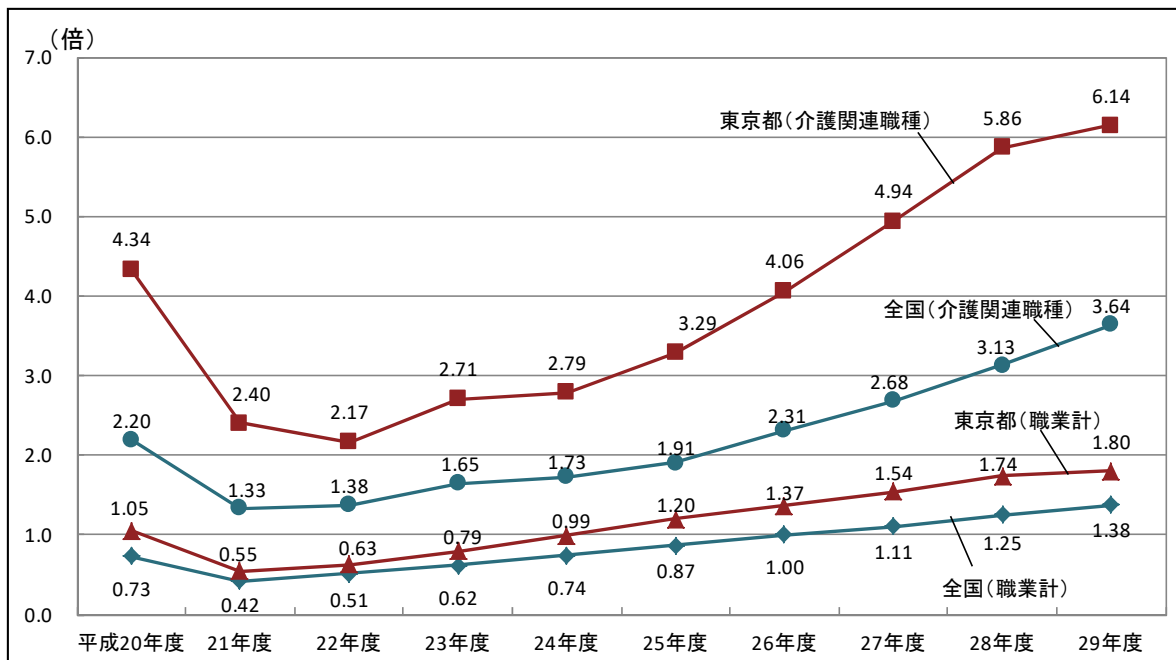
- 認知症高齢者グループホームについて、国制度による整備費補助への上乗せや、整備状況が十分でない地域への補助単価の加算など、都独自の支援策を講じて設置を促進しています。
- 地域の支援体制を構築するため、島しょ地域を除く各区市町村に設置した認知症疾患医療センターにおいて、専門医療を提供するとともに、医療機関相互や医療と介護の連携を推進しています。
- また、認知症の人やその家族を支えるため、都民向けシンポジウムの開催、「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」を盛り込んだパンフレットの配布など、都民の認知症に対する理解の促進に努めています。
- 若年性認知症対策については、ワンストップ相談窓口として、都独自に「若年性認知症総合支援センター」を2か所開設し、若年性認知症の人と家族の支援に取り組んでいます。
- 認知症に関する正しい知識の普及啓発や早期診断の取組を進めるとともに、認知症の人とその家族が地域で安心して生活できるよう、引き続き、より身近な地域において、容態に応じて適切な医療・介護・生活支援等を受けられることができる体制を構築することが必要です。

【介護人材等の確保・育成・定着】

- 高齢化の進展により今後更に増加が見込まれる介護分野のニーズに対応していくためには、介護福祉士・訪問介護員（ホームヘルパー）などの介護人材等を安定的に確保し、質・量ともに充足させていく必要があります。
- 都は、福祉の仕事の魅力を発信するとともに、事業者による人材確保の支援、キャリアパスの導入支援などを行っています。

- 少子高齢化による労働力人口の減少や、他の業種の求人状況の動向に影響され、東京都における介護関連職種の有効求人倍率は6.14倍と、全職業の1.80倍を大きく上回っており、人手不足が深刻化しています。

<職業紹介状況（有効求人倍率）>



資料：厚生労働省職業安定局「職業安定業務統計」

- このような状況に対応するため、介護人材等の確保・育成・定着に向けた取組を更に進めていく必要があります。
- あわせて、医療的ケアが必要な要介護高齢者が増加していることから、在宅療養を支える人材の確保・育成等に取り組む必要があります。

(平成31年度の取組)

- 1 住み慣れた地域での継続した生活を支える地域包括ケアシステムの構築を推進します
- 2 高齢者の多様なニーズに対応する施設や住まいを確保します
- 3 認知症対策を総合的に推進します
- 4 介護人材等の確保・育成・定着を支援します

1 住み慣れた地域での継続した生活を支える地域包括ケアシステムの構築を推進します

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる社会を実現するため、大都市東京の特性を踏まえた地域包括ケアシステムの構築を推進し、利用者の状況に応じた適切なサービスやサポートを効率的・効果的に提供できる体制づくりを行います。

主な事業展開

- ◎ **地域包括支援センターの機能強化支援** **282 百万円 包括補助**
 - ・ 高齢者の地域での自立した生活を支える拠点である地域包括支援センターの機能強化を図るため、管内の複数のセンターを統括し、サポートする「機能強化型地域包括支援センター」を設置する区市町村を支援します。[高齢社会対策区市町村包括補助]
 - ・ 住民主体の地域づくりにつながる介護予防活動を推進するため、地域の多職種・多機関との連携を強化する専門職「介護予防による地域づくり推進員」を配置する区市町村を支援します。[30 か所]
 - ・ 高齢者の自立支援・介護予防に向け、地域ケア会議に参画する多職種が適切な支援方法を提案・助言できるよう、実践者養成研修を行います。
また、会議における個別事例の検討結果を地域づくりに反映する区市町村の取組を支援します。
 - ・ 相談窓口の365日24時間開所や、介護以外の分野も含めた包括的・総合的な相談支援体制の構築など、相談体制の充実に取り組む区市町村を支援します。[高齢社会対策区市町村包括補助]

- **地域包括支援センター職員研修事業** **9 百万円**
 - ・ 地域包括ケアシステムの構築に向け、地域包括支援センター職員に対し、地域におけるネットワークの構築能力や課題解決力の向上など、更なるスキルアップを図る研修を実施します。

- **高齢者見守り相談窓口設置事業** **566 百万円**
 - ・ 地域における見守り相談窓口を設置する区市町村を支援します。
[高齢者見守り相談窓口 103 地区]

- ◎ **東京都介護予防推進支援事業** 117 百万円
 - ・ 要支援者等の多様なニーズに対応したサービス提供を行う区市町村を支援するため、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターに「東京都介護予防推進支援センター」を設置し、区市町村職員等の人材育成や、地域の自主グループ活動へのリハビリテーション専門職の紹介、地域で介護予防に取り組む専門職への相談・助言等を行います。
 - ・ 介護予防に関する情報共有システムを運用し、区市町村からの相談に対する助言や好事例などの情報共有を行うことにより、地域の多様なニーズに対応した取組やサービス提供を支援します。

- ◎ **介護予防・フレイル予防推進事業【新規】** 34 百万円
 - ・ 介護予防・フレイル予防の基礎知識等を分かりやすく普及啓発するため、リーフレット、ウェブサイト及びインターネット広告等で効果的に周知するほか、予防に取り組む機運を醸成するための都民向けイベントを開催します。
 - ・ 都民が健康な状態で高齢期を過ごせるようにするため、研修を受けたりリハビリテーション専門職等が「介護予防・フレイル予防アドバイザー」として企業を訪問し、従業員向けの出前講座を実施します。

- ◎ **高齢者の食環境整備事業【新規】（再掲 P110）** 10 百万円
 - ・ フレイルの原因の一つである高齢者の低栄養を予防するため、コンビニエンスストア事業者と連携した普及啓発や、配食事業者を対象とした講習会を実施します。

- ◎ **地元から発信する健康づくり支援事業【新規】（再掲 P110）** 4 百万円
 - ・ 地域で健康づくりに取り組む団体や事業者の活動事例の表彰や紹介を通じ、地域で活動する団体の取組の活性化を図るとともに、シニア予備群等の地域活動への参加を促進します。

- **見守りサポーター養成研修事業** （包括補助）
 - ・ 高齢者等の異変に気づき、地域包括支援センター等の専門機関に連絡するなど、地域の方が状況に応じた見守りを行えるよう、見守りサポーター養成研修を実施する区市町村を支援します。〔高齢社会対策区市町村包括補助〕

- **高齢者等の地域見守り推進事業** （包括補助）
 - ・ 一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯が地域において安心した生活を継続できるよう、地域の様々な主体が連携し、共に支え合う仕組みを構築する区市町村の取組を支援します。〔高齢社会対策区市町村包括補助〕

- **生活支援体制整備強化事業** 17 百万円
 - ・ 地域における生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進するため、区市町村が地域包括支援センター等に新規に配置する生活支援コーディネーターを対象とした初任者研修や、地域で指導的・中心的役割を果たすコーディネーターを養成するための現任者研修を行います。

- ◎ **多様な主体の地域貢献活動による地域包括ケアの推進【一部新規】** 52 百万円
 - ・ 東京の強みである活発な企業活動や豊富な経験と知識を持った多くの人たちの力を活用し、地域包括ケアシステムの構築に資する地域貢献活動の活性化を図ります。
 - ・ 企業人等に地域貢献活動の魅力等を紹介するセミナーを開催するとともに、自身のキャリアの棚卸しを行い、プロボノ活動に参加する研修プログラムを実施します。【新規】

- **生涯現役社会に向けたシニアの社会参加推進事業** (包括補助)
 - ・ 「団塊の世代」等の元気な高齢者が、地域で生きがいを持って活動できる場を創出するため、高齢者の多様な社会参加を推進する取組を行う区市町村を支援します。[高齢社会対策区市町村包括補助]

- ◎ **元気高齢者地域活躍推進事業 (再掲 P101)** 58 百万円
 - ・ 健康づくりや社会貢献など高齢者の生きがいを創出するとともに、福祉施設等の従事者の負担軽減を図るため、元気高齢者の福祉施設等でのボランティアや就労を促進する区市町村の取組を支援します。

- ◎ **人生 100 年時代セカンドライフ応援事業** 400 百万円
 - ・ 人生100年時代において、高齢者が地域で活躍できるよう、文化・教養・スポーツ活動などの生きがいづくりにつながる機会の提供のほか、高齢者が気軽に立ち寄り参加できる活動拠点の整備や、高齢者・障害者・子供など多世代が交流でき、元気高齢者を中心としたボランティアが運営する居場所の整備に取り組む区市町村を支援します。

- ◎ **学校との連携による高齢者の社会参加促進事業【新規】** 100 百万円
 - ・ 元気高齢者の社会参加を促進するため、元気高齢者が担い手となり、子育て中の親への支援、児童生徒への支援、生涯学習等、学校と連携した多様な活動を行う地域交流拠点を小中学校の敷地に整備する区市町村を支援します。

- ◎ **高齢者による地域活動応援事業【新規】** 100 百万円
 - ・ 地域の課題解決のために活躍したいと考える元気高齢者の活動を後押しし、社会参加を促進するため、講座や現場体験などの機会を提供する区市町村を支援します。

- ◎ **シニア予備群向け読本の作成・配布【新規】** **503 百万円**
 - ・ 高齢者になる前から高齢期のライフプランをイメージできるよう、シニア予備群に対し、就業、社会参加、生きがいづくり等の情報や、介護や支援が必要になった時の対応方法等を周知します。

- ◎ **ICTを活用した高齢者等の地域見守り事業【新規】** **(包括補助)**
 - ・ 見守りのための ICT 機器を導入するとともに、孤立化防止や介護予防につなげるなど、地域の見守り体制の強化に向けた新たな仕組みを構築する区市町村を支援します。

- **ケアマネジメントの質の向上研修事業** **4 百万円**
 - ・ 平成26年3月に策定したガイドラインを活用した研修を実施し、介護支援専門員によるケアマネジメントの質の向上を図るとともに、保険者によるケアプラン点検の円滑な実施を支援します。

- **主任介護支援専門員を活用した地域のケアマネジメントの向上** **(包括補助)**
 - ・ 地域のケアマネジメント機能の強化を図るため、居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員を活用する新たな取組を行う区市町村を支援します。[高齢社会対策区市町村包括補助]

- **自立支援・重度化防止等に向けた介護支援専門員研修事業** **16 百万円**
 - ・ 主任介護支援専門員や区市町村職員を対象に、高齢者の自立支援及び要介護状態等の重度化防止、在宅療養の推進に係る実践的な知識・技術を付与する研修を実施します。

- ◎ **訪問看護等事業開始等運営支援事業** **2 百万円**
 - ・ 訪問看護ステーション及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の運営の安定化・効率化や経営基盤の強化等を支援するため、訪問看護等の実務に詳しい経営コンサルタントによる個別相談会を実施します。[60か所]

- ◎ **暮らしの場における看取り支援事業【一部新規】** **45 百万円**
 - ・ 住み慣れた暮らしの場における看取りを支援するため、看取りを実施しようとする事業所等に対して、研修を実施します。
 - ・ 配置医師向けリーフレットの作成や施設管理者向け研修を実施します。【新規】
 - ・ 看取りを実施する小規模な事業所に対し、整備・開設や運営に必要な経費の一部を補助します。

- **地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターへの支援** **4,924 百万円**
 - ・ 高齢者医療モデルの確立と普及、高度専門医療への取組や、老化・老年病の研究開発を推進するため平成21年度に設立した、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの安定的かつ自立的な運営を支援します。

2 高齢者の多様なニーズに対応する施設や住まいを確保します

大都市東京の特性を踏まえた多様な手法により、特別養護老人ホームや介護老人保健施設、地域密着型サービス等の介護基盤、医療・介護と連携したサービス付き高齢者向け住宅などの多様な施設や住まいの整備を促進し、高齢者の生活を支えます。

主な事業展開

◎ 特別養護老人ホームの整備【一部新規】 16,474 百万円

- 特別養護老人ホームについて、整備費の一部を補助し、整備を促進します。

[施設整備費補助 58 か所 (4,793 人分)]

整備目標：平成37年（2025年）度末までに定員6万2千人分を整備

[都独自の主な整備促進策]

- オーナー型（土地建物所有者が事業者が建物を賃貸）の整備に対する補助
- 整備費の一部を補助（例：ユニット型 500万円/床）
- 整備率の低い地域に対し、補助単価を最大1.5倍まで加算

整備率	1.2%未満	1.4%未満	1.6%未満	1.8%未満	2.0%未満
促進係数※	1.5	1.4	1.3	1.2	1.1

※老人福祉圏域単位と区市町村単位の促進係数を比較し、高い方を適用

- 訪問看護ステーションや地域密着型サービスなどを併設する場合に補助単価を増額
- 建築価格の高騰に対応するため、整備費補助を加算
- 特別養護老人ホーム及び養護老人ホームについて、大規模改修費を補助します。
- 特別養護老人ホームの多床室のプライバシー保護や看取り環境の整備のための改修費を補助します。
- 地域交流スペースの改修費を補助します。【新規】

◎ 介護老人保健施設の整備 2,229 百万円

- 介護老人保健施設について、整備費の一部を補助し、整備を促進します。

[施設整備費補助 7 か所 (683 人分)]

整備目標：平成37年（2025年）度末までに定員3万人分を整備

[都独自の主な整備促進策]

- 整備費の一部を補助（例：ユニット型 500万円/床）
- 整備率の低い地域に対し、補助単価を最大1.5倍まで加算

整備率	0.5%未満	0.6%未満	0.7%未満	0.85%未満	1.0%未満
促進係数※	1.5	1.4	1.3	1.2	1.1

※老人福祉圏域単位と区市町村単位の促進係数を比較し、高い方を適用

- 訪問看護ステーションや地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等）などを併設する場合に補助単価を増額
- 建築価格の高騰に対応するため、整備費補助を加算
- 大規模改修費や看取り環境整備のための改修費を補助します。

- **介護療養型医療施設から介護医療院への転換整備費補助【新規】** 667 百万円
 - ・ 介護療養型医療施設から介護医療院への転換を促進するため、改築・改修等に要する整備費の一部を補助します。

- **ケアハウスの整備** 19 百万円
 - ・ 介護専用型ケアハウスについて、整備費の一部を補助します。

- **介護専用型有料老人ホームの整備** 41 百万円
 - ・ 土地所有者又は運営事業者が整備する介護専用型有料老人ホームについて、整備費の一部を補助します。

- ◎ **都市型軽費老人ホームの整備** 798 百万円
 - ・ 所得の低い方でも食事や生活支援サービスを受けられる住まいの場を確保するため、地価の高い東京の実情を踏まえ、居室面積要件等を緩和した都市型軽費老人ホームについて、整備費の一部を補助します。〔施設整備費補助 23 か所（410 人分）〕

- ◎ **東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業（医療・介護連携強化加算）** 195 百万円
 - ・ 高齢者が介護や医療が必要になっても安心して住み続けることができる住まいの充実を図るため、都市整備局と連携して、医療・介護と連携したサービス付き高齢者向け住宅の整備費用の一部を助成します。
既存ストックを有効活用するため、改修による整備も補助対象とします。〔施設整備費補助 6 か所〕

- ◎ **定期借地権の一時金に対する補助** 4,908 百万円
 - ・ 特別養護老人ホーム等の整備促進を図るため、施設用地確保のために定期借地権を設定した場合の一時金の一部を助成します。

- ◎ **借地を活用した特別養護老人ホーム等設置支援事業** 333 百万円
 - ・ 特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設の整備促進を図るため、国有地又は民有地を借り受けて施設を整備する事業者に対し、借地料の一部を補助します。

- ◎ **都有地を活用した介護サービス基盤の整備** —
 - ・ 都有地の減額貸付けを行い、介護サービス基盤の整備促進を図ります。

- ◎ **区市町村所有地の活用による介護基盤の整備促進事業** 257 百万円
 - ・ 区市町村が所有する未利用の公有地の活用を推進するため、区市町村有地の貸付けと施設整備費補助により介護基盤を整備する区市町村を支援します。

- ◎ **特別養護老人ホーム整備に係る用地確保支援事業【新規】** 133 百万円
 - ・ 特別養護老人ホームの整備用地を確保するため、民有地のオーナーと整備法人とのマッチング等に取り組む区市町村を支援します。

- **介護施設等の施設開設準備経費等支援事業** 2,720 百万円
 - ・ 特別養護老人ホーム等について開設時から質の高いサービスを提供するための体制整備を支援するため、開設の準備のために必要となる訓練期間中の職員雇上経費や、地域に対する説明会開催経費などを補助します。

- ◎ **広域的に利用する特別養護老人ホームの整備に伴う地域福祉推進交付金** 250 百万円
 - ・ 都全体での特別養護老人ホームの必要定員数の確保に向け、区市町村が地域の必要数を超えた整備に同意する場合に、地域福祉を推進するための資金を交付します。平成31年度から交付要件を見直し、対象自治体を拡大します。

- ◎ **地域密着型サービス等の重点整備【一部新規】** 388 百万円
 - ・ 地域密着型施設の整備促進を図るため、区市町村が行う小規模多機能型居宅介護事業所等の整備に要する経費の一部を都独自に補助します。
地域密着型特別養護老人ホームについて、整備率の低い地域の補助単価を1.5倍に加算します。【新規】
[小規模多機能型居宅介護事業所（16か所 110人分）、看護小規模多機能型居宅介護事業所（6か所 45人分）、地域密着型特別養護老人ホーム（5か所 105人分）]

- **地域密着型サービス等整備助成事業** 2,653 百万円
 - ・ 地域の介護ニーズに対応するため、地域密着型サービス拠点等の整備に要する経費の一部を補助することにより、設置促進を図ります。

- **地域密着型サービス定期借地権活用促進事業** (包括補助)
 - ・ 地域密着型サービスの施設用地確保のため、定期借地権を設定した場合の一時金の一部を助成する区市町村を支援します。[高齢社会対策区市町村包括補助]

- **小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護等推進事業** (包括補助)
 - ・ 小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護等の整備促進を図るため、開設前後の支援や多様なサービスに対応できる人材の養成など、運営の安定化や質の向上に取り組む区市町村を支援します。[高齢社会対策区市町村包括補助]

- ◎ **ショートステイ整備費補助** 29 百万円
 - ・ ショートステイの整備を促進するため、特別養護老人ホーム以外の事業所との併設や単独で設置するショートステイについて、運営事業者自らが整備する場合や運営事業者への貸付けを目的として土地所有者が整備する場合に補助を行います。

- ◎ **社会福祉施設等耐震化の推進（再掲 P41、84）** **69 百万円**
 - ・ 耐震性が十分ではない民間の社会福祉施設等や私立の保育所を対象に、耐震診断・耐震改修等に必要な経費を補助し、耐震化を促進します。〔耐震診断 3 施設、耐震改修 9 施設〕

- ◎ **社会福祉施設・医療施設等耐震化促進事業（再掲 P41、84）** **8 百万円**
 - ・ 耐震化が必要な施設を個別に訪問し、状況に応じた相談や提案、アドバイザーの派遣など、きめ細かな対応を行い、社会福祉施設・医療施設等の耐震化を促進します。
〔社会福祉施設等 93 施設〕

- ◎ **都有地を活用した社会福祉施設建替え促進事業（再掲 P84）** **3,263 百万円**
 - ・ 老朽化した特別養護老人ホーム等の社会福祉施設の建替えを促進するため、建替え期間中の代替施設を都有地に設置し、希望する事業者が交代で利用する仕組みを構築します。

- ◎ **生活支援付すまい確保事業（再掲 P98）** **（包括補助）**
 - ・ 区市町村の居住支援協議会*等を活用し、低所得高齢者等に対しすまいの確保と見守りなどの日常生活支援を行う区市町村を支援します。〔地域福祉推進区市町村包括補助〕
*住宅確保要配慮者（低所得者、高齢者、障害者、子育て家庭など住宅の確保に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方自治体の住宅部門や福祉部門、関係業者、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施する組織

- ◎ **寄りそい型宿泊所事業（再掲 P98）** **18 百万円**
 - ・ 身体機能が低下し、見守りが必要となった低所得高齢者等が、本来的な居場所（介護保険施設等）を確保するまでの間、不安なく居住できる中間的居場所として無料低額宿泊所（寄りそい型宿泊所）を整備する区市を支援します。

3 認知症対策を総合的に推進します

今後、急速な増加が見込まれる認知症の人と家族が地域で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、認知症高齢者グループホームの整備促進をはじめ、認知症の人に対する介護・医療を担う人材の育成や都民への普及啓発を行うなど、地域の人的資源・社会資源を活用した支援体制を構築していきます。

主な事業展開

◎ 認知症高齢者グループホームの整備【一部新規】 2,134百万円

- 都独自の促進策により整備を進めるとともに、関連サービス拠点の併設加算などにより地域の認知症ケアの拠点としての機能を強化します。

区市町村での整備の一層の促進を図るため、オーナー型整備への補助の増額や、利用者負担軽減に取り組む区市町村における整備費補助加算を行います。【新規】

[施設整備費補助 83ユニット]

整備目標：平成37年（2025年）度末までに定員2万人分を整備

[都独自の主な整備促進策]

- オーナー型（土地建物所有者が事業者建物に賃貸）の整備に対する補助
- 重点整備地域の補助単価を1.5倍に加算
- 認知症ケア拠点機能強化のための認知症対応型通所介護や小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の併設加算
- 建築価格の高騰に対応するため、整備費補助を加算

◎ 認知症高齢者グループホーム整備に係るマッチング事業 32百万円

- オーナー型グループホームの整備促進に向け、不動産オーナーとグループホーム事業者とのマッチングを行うとともに、補助金申請から開設までの行政手続等のサポートや各種相談等のアフターフォローを行います。

○ 認知症対策推進事業 5百万円

- 「認知症対策推進会議」において、認知症の人とその家族に対する支援体制の在り方について、中長期的な検討を進めるとともに、認知症に対する正しい理解と地域で支える気運づくりを推進するため、都民への普及啓発を行います。

○ 認知症普及啓発事業 (包括補助)

- 認知症の正しい知識の普及・啓発に向けた区市町村の取組を支援します。[高齢社会対策 区市町村包括補助]

◎ 認知症とともに暮らす地域あんしん事業【一部新規】 384 百万円

- 認知症の早期診断を促進するため、認知症の疑いを簡単に確認できるチェックリストや相談窓口等を掲載したパンフレット「知って安心認知症」を活用した普及啓発を推進するとともに、無償で認知症検診を行う区市町村を支援します。【新規】

[普及啓発 31 区市町村、検診 4 区市町村]

- 認知症の初期段階から切れ目のない支援ができるよう、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターと協働し、大規模団地等で認知症とともに暮らす地域づくりに取り組む区市町村を支援します。認知症の人の社会参加を促進するため、本人ミーティングの開催等の取組を対象事業に追加します。[6 区市町村]
- 公益財団法人東京都医学総合研究所と協働し、暴言・介護拒否等の BPSD*（認知症の行動・心理症状）の改善が期待される、「日本版 BPSD ケアプログラム」を都内に広く普及します。[10 区市町村]

*BPSD：認知症の行動・心理症状（Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia）のこと。認知症患者に頻繁にみられる知覚、思考内容、気分、行動の障害の症候。代表的な行動症状は徘徊、不穏などであり、心理症状は幻覚、妄想などである。

◎ 認知症疾患医療センター運営事業 751 百万円

- 認知症の人が地域で安心して生活できるよう、医療と介護の連携の推進役である認知症疾患医療センター*を区市町村（島しょ地域を除く）に1か所ずつ指定し、地域の支援体制を構築します。[地域拠点型 12 か所、地域連携型 40 か所]

*認知症疾患医療センター：地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図るため、専門医療相談、鑑別診断、身体合併症と行動・心理症状への対応、地域連携の推進、人材育成等を実施
12 の二次保健医療圏に1か所ずつ地域拠点型のセンターを指定、地域拠点型が未設置の区市町村に地域連携型のセンターを指定

- センターにおける認知症の人と家族介護者等への支援や、地域連携を支える人材育成の機能を強化します。
- 地域拠点型のセンターにおいて、医療・介護関係者向けの研修を実施するとともに、認知症アウトリーチチーム*を設置し、認知症の疑いのある受診困難者等に対する訪問支援を行います。

*認知症アウトリーチチーム：医師、看護師、精神保健福祉士等で構成され、認知症支援コーディネーター等からの依頼に基づき訪問支援を実施

◎ 認知症支援コーディネーター事業 (包括補助)

- 地域の認知症対応力向上を図るため、認知症の医療・介護・生活支援等の情報に精通した看護師や保健師を地域包括支援センター等に配置する区市町村を支援します。[高齢社会対策区市町村包括補助]

○ 認知症初期集中支援チーム員等研修事業 19 百万円

- 区市町村の認知症初期集中支援チーム員及び認知症地域支援推進員が、その役割を担うための知識・技能を習得するための研修の受講促進を図ります。

- ◎ **認知症支援推進センター運営事業** **66 百万円**
 - ・ 都内全域の認知症対応力の向上を図るため、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターに「認知症支援推進センター」を設置し、認知症医療従事者等に対する研修や島しょ地域への訪問研修等を行います。
島しょ地域等の認知症医療従事者に対する相談支援等の対象地域に、檜原村を追加します。

- **歯科医師・薬剤師・看護職員認知症対応力向上研修事業** **19 百万円**
 - ・ 医療における認知症への対応力を高めるため、歯科医師、薬剤師、看護職員を対象に研修を実施します。

- **認知症介護研修事業** **137 百万円**
 - ・ 認知症介護の質の向上を図るため、介護保険施設・事業所の介護職等を対象に研修を実施します。

- **若年性認知症支援事業【新規】** **23 百万円**
 - ・ 若年性認知症の人が、本人の希望や心身の状態に応じて、働き続けたり、社会参加をすることができるよう、企業の人事・労務担当者等を対象としたセミナーの開催や、認知症対応型通所介護等における支援に関する実践的なマニュアルの作成を行います。

- ◎ **若年性認知症総合支援センター運営事業** **51 百万円**
 - ・ 都内2か所のセンターにおいて、若年性認知症の人や家族の相談にワンストップで対応するとともに、地域包括支援センター等の専門機関に対して支援を行うことにより、早期に適切な支援に結びつけ、若年性認知症特有の問題の解決を図ります。

- **若年性認知症の人と家族への支援** **(包括補助)**
 - ・ 若年性認知症の人の「家族会」立上げや、若年性認知症の人の活動支援拠点を整備する区市町村を支援します。[高齢社会対策区市町村包括補助]

- **認知症予防推進事業** **(包括補助)**
 - ・ 生活習慣病の予防や精神的な健康の保持・増進を図るなど、認知症予防の取組を推進し、認知症発症率の抑制を目指します。[高齢社会対策区市町村包括補助]

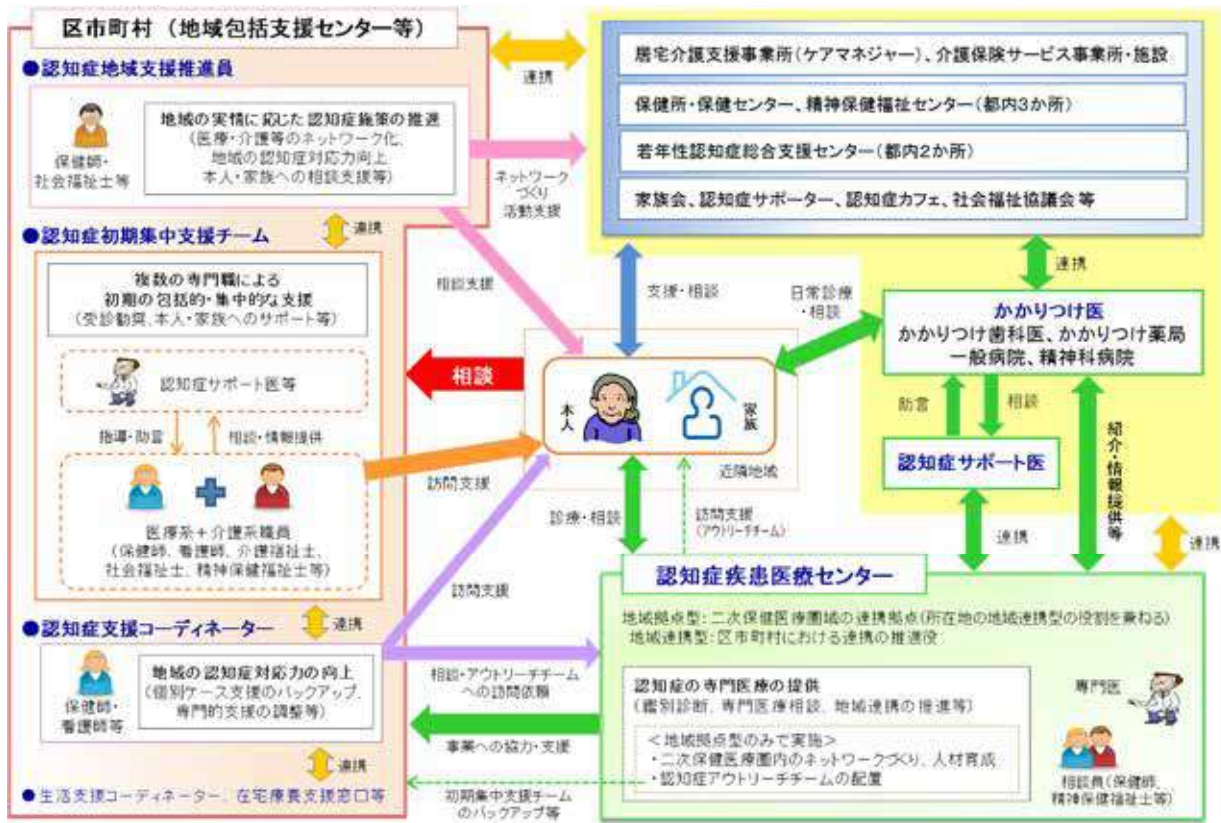
- **認知症介護者への支援** **(包括補助)**
 - ・ 認知症の診断を行っている医療機関周辺等に認知症介護者支援の拠点を設け、医療機関の専門職と連携した介護者支援のための講座や交流会などを開催し、介護者の孤立化防止等を図る区市町村を支援します。[高齢社会対策区市町村包括補助]

○ 認知症地域支援ネットワーク事業

(包括補助)

- 事業者や自治体、地域住民など、地域の様々な社会資源の面的な連携により、認知症の人に対する地域における理解促進や支援について継続的な取組を行う区市町村を支援します。〔高齢社会対策区市町村包括補助〕

＜都における認知症の人と家族の生活を支える体制（イメージ図）＞



※区市町村は、このイメージ図を参考に地域の実情に応じた体制を構築する。

4 介護人材等の確保・育成・定着を支援します

都内で必要とされる介護人材等の安定した確保・育成・定着に向け、介護の仕事に関する普及啓発、事業者の採用支援、キャリアパスの導入支援、宿舍借り上げ支援、職場環境の改善など、総合的な取組を行います。

主な事業展開

- **東京都介護人材総合対策検討委員会の運営【新規】** 13 百万円
 - ・ 介護人材の確保・育成・定着を図るため、検討委員会を立ち上げ、介護人材を取り巻く状況に関する調査・分析を行うとともに、効果的な対策を検討します。
 - ・ 介護職員が安全・安心に訪問介護等のサービスに従事できるよう、介護事業所の管理者やスタッフがハラスメントについて理解するための説明会の開催や、パンフレットの作成・配布を行います。

- ◎ **介護人材確保対策事業** 1,688 百万円
 - ・ **職場体験事業**
介護業務の経験を希望する者を対象として、職場体験の機会を提供します。
 - ・ **介護職員資格取得支援事業**
介護業界への就労を希望し、職場体験事業を経た者を対象に、資格取得を支援します。介護職員初任者研修に加え、生活援助従事者研修も対象とします。
 - ・ **介護職員就業促進事業**
介護業務への就労を希望する者を対象に、介護施設等での雇用確保と資格取得支援を併せて行います。
介護職員初任者研修、実務者研修に加え、生活援助従事者研修も資格取得支援の対象とします。

- ◎ **介護職員奨学金返済・育成支援事業** 187 百万円
 - ・ 若手介護職員の確保と計画的な育成を図るため、在学中に奨学金の貸与を受けた介護職員に対し、奨学金返済相当額を手当として支給する事業者を支援します。

- ◎ **介護講師派遣事業（セカンドチャレンジ FOR シニア）** 35 百万円
 - ・ 退職したシニアの介護施設等への就職やボランティア参加等を促すため、企業が行う定年前従業員等に対する研修に介護福祉士養成施設教員等を講師として派遣し、介護技術の講義等を行うとともに、希望者に対して就職支援を実施します。

- ◎ **介護職員の宿舍借り上げ支援事業** **520 百万円 包括補助**
- ・ 職住近接等による働きやすい職場環境の推進と災害時の運営体制強化を図るため、福祉避難所に指定された特別養護老人ホーム等の介護施設・事業所で災害対策業務に従事する介護職員の宿舍借り上げを行う事業者を支援します。
 - ・ 福祉避難所に指定されるなど地域で防災機能を果たす地域密着型サービス事業所が行う介護職員宿舍の借り上げに要する経費の一部を補助する区市町村を支援します。〔高齢社会対策区市町村包括補助〕
- ◎ **東京都介護職員キャリアパス導入促進事業** **1,037 百万円**
- ・ 介護人材の育成・定着等を図るため、「介護キャリア段位制度」を活用し、職責に応じた処遇を実現するキャリアパスの導入に取り組む事業者を支援します。
 - ・ **キャリアパス導入促進事業**
介護キャリア段位制度のレベル認定者及び評価者（アセッサー）に手当等を支給した事業所に対し、その経費の一部を補助します。
 - ・ **アセッサー講習受講支援事業**
職員がアセッサーの資格を取得する際に要した経費の一部を補助します。
 - ・ **人事制度改善等支援**
集合研修や個別相談により、各事業所にあった賃金体系や研修体系等の導入を支援します。
 - ・ **専門人材育成・定着促進助成金**
介護キャリア段位制度を活用してキャリアパスを導入し、離職率が改善した事業所に対し助成金を支給します。
- **現任介護職員資格取得支援事業** **17 百万円**
- ・ 現任介護職員の育成及びサービスの質の向上を図るため、介護施設・事業所で働く介護職員の介護福祉士国家資格取得を支援します。〔270人〕
- **介護職員スキルアップ研修事業** **11 百万円**
- ・ 介護職員を対象に、医療的知識や高齢者特有の身体的特徴、緊急時の対応などの研修を実施し、安全で適切な介護サービスの提供を促進します。〔900人〕
- **代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業** **113 百万円**
- ・ 介護保険事業所等が、介護職員等に研修を受講させる場合、代替職員を派遣し、介護職員等の資質の向上を図ります。
- **介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業** **127 百万円**
- ・ 特別養護老人ホーム等の施設や在宅において、適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員等を養成するため、研修を実施するとともに、事業者及び従事者の登録、登録研修機関への初度経費補助等を行います。

- ◎ **次世代介護機器の活用支援事業【一部新規】** **174 百万円**
 - ・ 介護職員の定着及び高齢者の生活の質の向上を図るため、介助者のパワーアシストを行う装着型スーツや、センサーや外部通信機能を備えた見守り機器などの次世代介護機器について、介護施設等での適切な使用及び効果的な導入を支援します。
 - ・ 機器の効果的な活用に向けた研修を実施します。【新規】

- ◎ **介護保険施設等におけるICT活用促進事業【新規】** **413 百万円**
 - ・ 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及び認知症高齢者グループホームの業務の効率化や職員の負担軽減を図るため、ICT 環境の整備や見守り支援機器等の導入に係る経費の一部を助成します。

- ◎ **ICT機器活用による介護事業所の負担軽減支援事業【一部新規】** **83 百万円**
 - ・ 介護職員の定着及び職場環境の改善を図るため、ICT 機器を活用して、介護記録の作成や報酬請求等の業務の負担軽減に取り組む訪問介護事業所を支援します。
 - ・ 業務改善等のコンサルティングに係る支援を実施します。【新規】

- ◎ **介護施設内保育施設運営支援事業** **68 百万円**
 - ・ 介護従事者等の離職防止及び再就業促進を目的に、介護施設・事業所が雇用する職員のために設置・運営する保育施設の経費を助成します。

- **東京都区市町村介護人材緊急対策事業費補助金** **310 百万円**
 - ・ 地域の介護人材の確保・定着・育成を図るため、区市町村が地域の特色を踏まえて行う介護人材対策を支援します。

- ◎ **訪問看護人材確保育成事業** **76 百万円**
 - ・ 高齢者の在宅療養生活を支える訪問看護師の確保・育成・定着を図ります。
 - ・ 訪問看護人材確保事業
訪問看護の業務内容や重要性、魅力をPRする講演会等を実施します。
 - ・ 地域における教育ステーション事業
教育ステーションに指定した訪問看護ステーションにおいて、実践的な研修や同行訪問等による指導・助言等を行い、地域の訪問看護師を育成します。[13か所]
 - ・ 認定訪問看護師資格取得支援事業
訪問看護ステーションの訪問看護師の認定看護師資格取得を支援します。
 - ・ 管理者・指導者育成事業
訪問看護ステーション及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者等を対象に、人材育成も含めた人的資源管理や経営的にも安定した事業所運営、管理者同士のネットワーク構築の推進等を図るための研修を実施します。[研修対象者 176名]
 - ・ 訪問看護推進部会
訪問看護の推進に向けた総合的な検討・評価等を実施します。

- ◎ **訪問看護師オンデマンド研修事業【新規】** 10 百万円
 - ・ 訪問看護師の復職等を支援するため、オンライン研修や託児サービス付き勉強会の開催等により、育児や家族の介護等をしながらでもスキルアップできる環境を整備します。

- ◎ **新任訪問看護師就労応援事業** 47 百万円
 - ・ 質の高い訪問看護師の確保を図るため、看護職に対し、訪問看護の理解促進を図るとともに、訪問看護未経験の看護職が不安なく訪問看護分野への就労を選択できる環境を整える事業者を支援します。
 - 新卒者の訪問看護ステーションへの就労を促進するため、受入れステーションに対する補助対象期間の拡充等を行うとともに、育成のための教育体制を強化します。

- ◎ **訪問看護ステーション代替職員（研修及び産休等）確保支援事業** 29 百万円
 - ・ 訪問看護ステーションに勤務する訪問看護師の研修受講や産休・育休・介休取得の際の代替職員確保に要する経費の一部を補助します。

- ◎ **訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業** 39 百万円
 - ・ 看護職員の事務負担を軽減し、専門業務に注力できる環境を整備するため、事務職員を新たに配置する訪問看護ステーションを支援します。

- **外国人介護従事者受入れ環境整備事業【新規】** 56 百万円
 - ・ 高齢者施設等が、各制度（経済連携協定、外国人技能実習制度、介護福祉士の資格取得を目指す留学生）の趣旨に沿って、外国人を円滑に受け入れられるよう、受入れに必要なノウハウ等を提供するためのセミナーの開催、指導担当者向けの研修、留学生への奨学金の給付に要する経費の助成を行うことにより支援します。

- **経済連携協定等に基づく外国人介護士受入れ支援事業** 91 百万円
 - ・ 外国人介護福祉士候補者を受け入れる介護保険施設等に対し、介護福祉士国家資格取得に向けた日本語学習等の経費の一部を補助します。

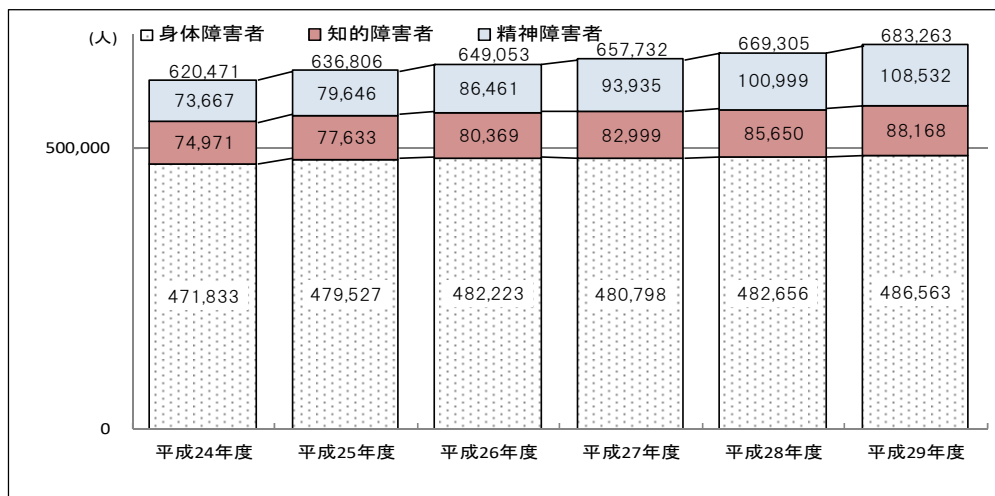
- **外国人技能実習生の受入支援** 27 百万円
 - ・ 外国人技能実習制度に基づき、介護職の技能実習生を受け入れる介護保険施設等に対し、介護技能や日本語学習等の経費の一部を補助します。

第3 障害者がいきいきと暮らせる社会の実現を目指します

（障害者を取り巻く状況）

- 都内の障害者手帳の所持者数は、平成29年度末では約68万人となっており、増加傾向にあります。特に、精神障害者の増加の割合が高くなっています。

＜都内の障害者手帳所持者数の推移（各年度末現在）＞



資料：東京都福祉保健局「月報（福祉・衛生行政統計）」

- 平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行され、それまで身体・知的・精神という障害種別ごとに異なる法律に基づいて実施されていた福祉サービスや公費負担医療などが共通の制度となりました。

また、地域における障害者の自立生活を実現し、その生活の質の向上を図る観点から、住民に身近な区市町村にサービスの実施主体が一元化されるとともに、就労支援が抜本的に強化されました。

- さらに、地域社会における共生の実現に向けて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成25年4月、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に改めるとともに、障害者の定義に難病等が追加されました。

- 平成28年6月の児童福祉法改正では、都道府県及び区市町村に障害児福祉計画の策定が義務付けられたほか、医療的ケアを必要とする障害児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとされました。

- 平成26年1月、国は、障害者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である、「障害者の権利に関する条約」を批准しました。これに先立ち、平成25年6月には、行政機関等や民間事業者に対し、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的な配慮の提供を求める「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、平成28年4月に施行されました。
- 今後とも、障害者の「自立」の実現に向け、支援体制や地域生活基盤の整備を一層促進するとともに、より多くの障害者が企業等で働くことができるようにする支援策の充実・強化、障害者への理解促進や差別解消に向けた取組を推進していくことが必要です。

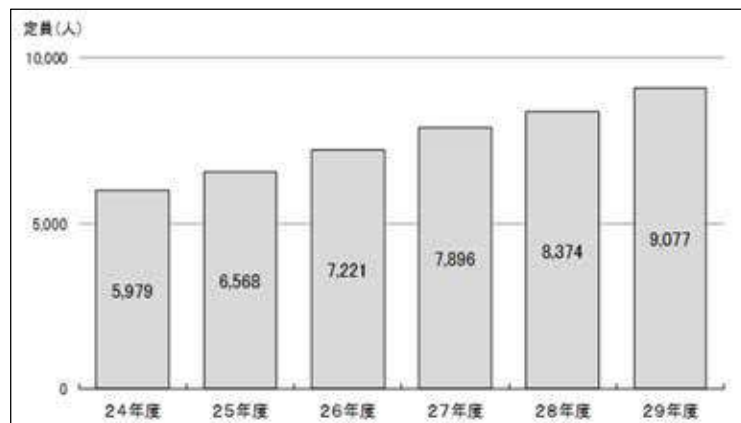
（都の取組）

【基盤整備】

- 都は、平成30年3月に策定した「東京都障害者・障害児施策推進計画」（平成30～32年（2020年）度）に基づき、障害者が地域で安心して暮らし、いきいきと働ける社会を実現するために様々な施策を展開しています（本計画については、P9参照）。

- また、障害者が地域で安心して暮らせる社会を実現するために、「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」（平成30～32年（2020年）度）を策定し、障害者（児）の地域生活を支えるサービスの基盤整備に重点的に取り組んでいます。あわせて、サービスを担う福祉人材の確保・育成・定着を図る取組を一層進めています。

＜障害者グループホームの定員の推移（東京都）＞



資料：東京都福祉保健局調べ

【共生社会の実現に向けた取組】

- 都は、障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会を実現するため、平成30年10月、「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（東京都障害者差別解消条例）」を施行しました。

本条例では、事業者の「合理的配慮の提供」を義務化するとともに、専門相談体制や紛争解決の仕組みについて規定しています。

これを機に、障害者への理解促進や差別解消を図る取組を一層進めていくことが必要です。

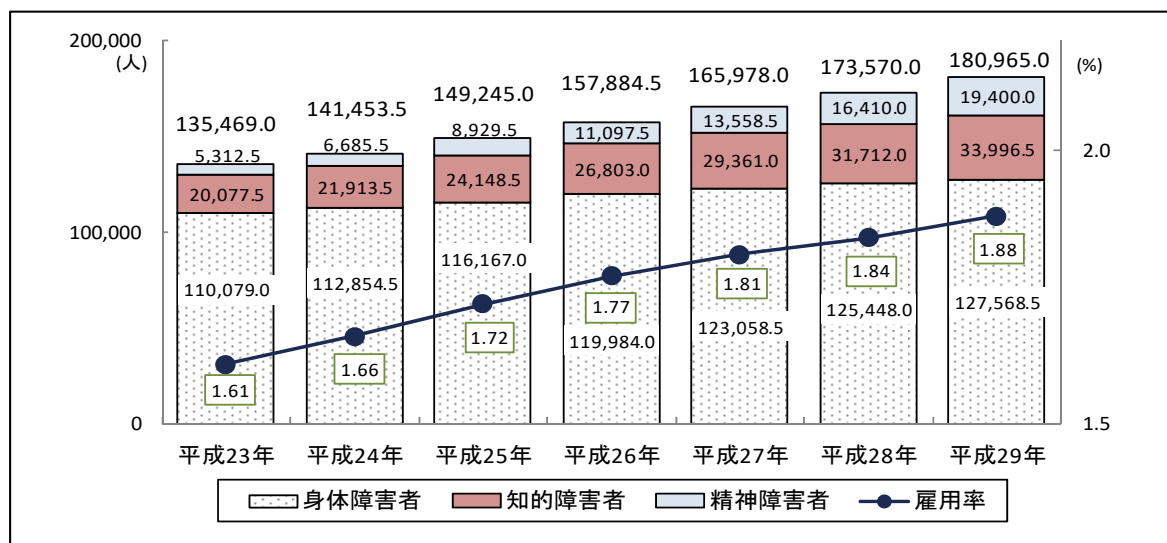
【地域生活支援】

- 地域生活への移行を希望する長期の施設入所者等が、希望する地域で必要なサービスを利用しながら安心して暮らせるよう、地域居住の場や日中活動の場などの地域生活に必要な基盤整備を促進するとともに、入所施設にコーディネーターを配置するなど、区市町村等との連携・調整を進めています。
- いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者の地域生活への移行を促進するため、入院中からの支援や退院に向けた地域との調整、グループホームを活用した体験宿泊などを行い、円滑な地域移行と退院後の安定した地域生活を支える体制を整備するとともに、長期入院とならないための取組も進めています。
- 医療機関の相互連携や、医療機関と関係機関との連携確保等により、精神障害者が必要な時に適切な医療が受けられる環境を整備し、地域での安定した生活を支援する必要があります。
- 重症心身障害児（者）やその他の医療的ケアを必要とする障害児（者）については、地域で適切な支援を受けながら生活できるよう、在宅療育支援体制の整備等を進めていく必要があります。また、発達障害児（者）、高次脳機能障害者についても、地域の実情に応じて多様な施策展開を図ることが重要です。

【就労支援】

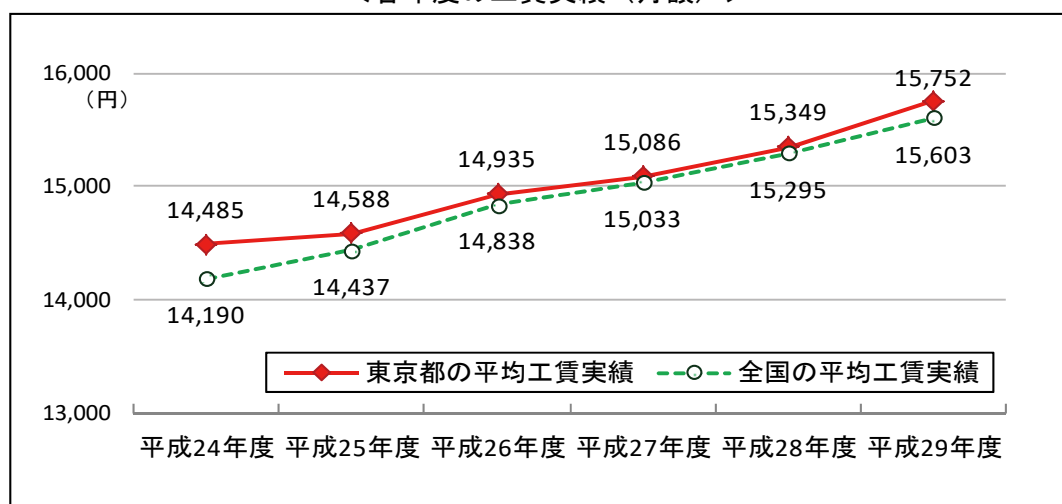
- 障害者がいきいきと働くことができる社会の実現を目指し、雇用機会を拡大するとともに、安心して働き続けられるように支援していく必要があります。しかし、都内における民間企業の障害者雇用率は、平成29年6月現在1.88%（全国平均1.97%）であり、法定雇用率2.2%よりも依然として低くなっています。
- 都は、職業相談や就職準備、職場定着などの就労面の支援と、就労に伴う生活面の支援を一体的に提供する区市町村を支援するなど、様々な施策を推進しており、平成29年（6月）も、都内民間企業における雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新しましたが、引き続き就労促進に取り組んでいくことが必要です。
- 障害者が能力や適性に応じて働く喜びや達成感を得ながら、地域で自立した生活を実現できるよう、企業等への一般就労と職場定着を支援するとともに、福祉施設（就労継続支援事業所）における受注拡大や工賃水準の向上に向けた取組を進めています。また、障害者優先調達法に基づき「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し、庁内関係局と連携しながら障害者就労施設等の受注機会の拡大を図っています。

＜都内民間企業における障害者雇用状況（各年6月1日現在）＞



資料：東京労働局「平成29年 東京労働局管内における障害者雇用状況の集計結果」等より作成

＜各年度の工賃実績（月額）＞



資料：平成29年度工賃（賃金）の実績について（厚生労働省）等より作成

（平成31年度の取組）

- 1 障害者が地域で安心して暮らせるよう基盤等を充実します
- 2 障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現を目指します
- 3 保健・医療・福祉等が連携した支援体制の充実により身近な地域での生活を支援します
- 4 障害者の自立に向けた就労促進策を推進します

1 障害者が地域で安心して暮らせるよう基盤等を充実します

居住の場や在宅サービスなど地域生活基盤の充実や、サービスを担う人材の確保・育成・定着に取り組むとともに、長期の施設入所者や、いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者の地域生活への移行を促します。

主な事業展開

◎ 障害者・障害児地域生活支援3か年プラン 3,203 百万円

- 障害者（児）の地域生活を支えるサービス基盤の充実を図るため、施設整備に係る設置者負担の特別助成のほか、利用者の重度化等に対応する場合の加算を行い、平成32年（2020年）度末までに、グループホームや短期入所、通所施設等について、8,180人分の定員を新たに確保するとともに、児童発達支援センターや、主に重症心身障害児を支援する事業所の整備促進を図ります。〔計画期間：平成30～32年（2020年）度〕

種 別	整備目標
地域居住の場（グループホーム）	2,000 人増
日中活動の場（通所施設等）	6,000 人増
在宅サービス（短期入所）	180 人増
障害児支援の充実（児童発達支援センター、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所）	各区市町村に少なくとも1か所以上

◎ 定期借地権の一時金に対する補助 52 百万円

- 施設用地確保のために、定期借地権を設定した場合の一時金の一部を助成することにより、障害者（児）施設の整備促進を図ります。

◎ 借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業 23 百万円

- 国有地又は民有地を借り受けて障害者（児）施設の整備を行う事業者に対して、借地料の一部を補助することにより、障害者（児）施設の整備を促進します。

◎ 都有地を活用した障害福祉サービス基盤の整備 —

- 都有地の減額貸付けを行い、障害福祉サービス基盤の整備促進を図ります。

◎ 短期入所開設準備経費等補助事業 8 百万円

- 短期入所を新設又は増設する事業者に対して、家屋を借り上げる際に必要な権利金等の開設準備経費の一部を補助することにより、整備の促進を図ります。

- ◎ **障害者グループホーム体制強化支援事業【新規】** 240 百万円
 - ・ 身体上または行動特性上、特別な支援を必要とする重度の利用者を受け入れるために手厚い職員配置を行うグループホームの体制確保を支援します。

- ◎ **グループホーム地域ネットワーク事業** （包括補助）
 - ・ 小規模なサービス提供体制といったグループホームの特徴を踏まえ、グループホームに対する巡回・相談支援や、事業所間で課題を共有するための運営会議を実施することにより、地域におけるグループホームのネットワークを構築し、利用者への援助の質の向上を図ります。〔障害者施策推進区市町村包括補助〕

- ◎ **障害福祉サービス等医療連携強化事業** （包括補助）
 - ・ 医療的ケアを要する障害者への支援のため、障害者支援施設等に看護師を配置し、短期入所事業所等と訪問看護事業所の連携構築や地域の障害者等に対する医療的な相談支援等に取り組む区市町村を支援します。〔障害者施策推進区市町村包括補助〕

- ◎ **障害児支援体制整備促進事業** （包括補助）
 - ・ 区市町村が障害児福祉計画に基づき実施する取組を支援することにより、地域の実情に応じた障害児支援の体制整備の促進を図ります。〔障害者施策推進区市町村包括補助〕

- ◎ **児童発達支援センター地域支援体制確保事業【新規】** 104 百万円
 - ・ 児童発達支援センターにおいて、地域支援及び地域連携を行う専門職員を確保・育成する取組を支援し、障害児の地域支援体制の整備を促進します。

- ◎ **地域移行促進コーディネーター事業** 68 百万円
 - ・ 入所施設に地域移行促進コーディネーターを配置し、都内及び都外の施設間の連携を図りながら、区市町村や相談支援事業所との連携体制を構築するとともに、新規開拓・受入促進員を配置し、重度障害者に対応するグループホームの情報収集等を行うことにより、施設入所者の地域生活への移行を促進します。

- ◎ **都外施設入所者地域移行特別支援事業** （包括補助）
 - ・ 都外の障害者支援施設に入所する障害者を受け入れた都内のグループホームに対して、地域生活移行当初の支援に要する経費の一部を補助することにより、都内での地域生活への移行及び定着を促進します。〔障害者施策推進区市町村包括補助〕

- ◎ **障害者地域生活移行・定着化支援事業** (包括補助)
 - ・ 障害者が地域で安心して暮らせるよう、重度の障害者を受け入れたグループホームによる相談援助や区市町村による地域の実情に応じた普及啓発等の取組について支援を行うとともに、都外施設利用者の地域移行を支援する相談支援事業所に対し、支援に要する経費の一部を補助することにより、地域移行の促進・相談支援事業所の機能強化を図ります。〔障害者施策推進区市町村包括補助〕

- ◎ **精神障害者地域移行体制整備支援事業** 60 百万円
 - ・ いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者の円滑な地域移行やその後の安定した地域生活を支えるための体制整備を図るため、一般相談支援事業所への地域移行・地域定着のノウハウの提供や病院における地域移行に向けた取組の働きかけ等を行うコーディネーターを配置するとともに、退院に向けたグループホームへの体験宿泊の機会の提供などを行います。また、地域生活移行支援会議において、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を見据えた支援体制の検討を行います。

- ◎ **難治性精神疾患地域支援体制整備事業【新規】** 1 百万円
 - ・ 入院が長期化しやすい難治性の精神疾患を有する患者が、専門的治療等を受けながら地域で安心して生活できるよう、医療機関や地域援助事業者、行政機関等で構成する会議を設置し、地域における支援体制の構築を検討します。

- ◎ **都有地を活用した社会福祉施設建替え促進事業（再掲 P69）** 3,263 百万円
 - ・ 老朽化した特別養護老人ホーム等の社会福祉施設の建替えを促進するため、建替え期間中の代替施設を都有地に設置し、希望する事業者が交代で利用する仕組みを構築します。

- ◎ **社会福祉施設等耐震化の推進（再掲 P41、69）** 69 百万円
 - ・ 耐震性が十分ではない民間の社会福祉施設等や私立の保育所を対象に、耐震診断・耐震改修等に必要経費を補助し、耐震化を促進します。〔耐震診断 3 施設、耐震改修 9 施設〕

- ◎ **社会福祉施設・医療施設等耐震化促進事業（再掲 P41、69）** 8 百万円
 - ・ 耐震化が必要な施設を個別に訪問し、状況に応じた相談や提案、アドバイザーの派遣など、きめ細かな対応を行い、社会福祉施設・医療施設等の耐震化を促進します。
〔社会福祉施設等 93 施設〕

- **障害者（児）施設防犯緊急対策事業** (包括補助)
 - ・ 防犯対策の観点から必要となる設備の設置に係る費用の一部を補助することにより、障害者（児）施設利用者の安全を確保します。〔障害者施策推進区市町村包括補助〕

- ◎ **障害福祉サービス等職員宿舍借り上げ支援事業** **172 百万円**
 - ・ 職員の宿舍の借り上げにより、良好な居住環境の提供による働きやすい職場環境の実現と、災害時の迅速な対応を推進する事業者を支援します。

- ◎ **代替職員の確保による障害福祉従事者の研修支援事業** **54 百万円**
 - ・ 都内の障害福祉サービス事業所等が、職員の専門性向上を図るため研修を受講させる場合等に、研修期間中の代替職員を派遣することで、福祉・介護職員の資質向上を図ります。

- ◎ **障害福祉サービス等事業者に対する経営管理研修事業** **14 百万円**
 - ・ 障害福祉サービス事業所等の経営者等に対し、人材マネジメント等の研修を実施することで、事業所における職員の定着や資質向上を図ります。

- ◎ **現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業** **25 百万円**
 - ・ 障害福祉サービス事業所等で働く職員が、介護福祉士、精神保健福祉士等の国家資格を取得する際にかかる経費の一部を補助することにより、職員の育成を支援するとともに、サービスの質の向上を図ります。

- ◎ **障害福祉サービス事業所職員奨学金返済・育成支援事業【新規】** **62 百万円**
 - ・ 若手職員の確保と計画的な育成を図るため、在学中に奨学金の貸与を受けた障害福祉サービス事業所職員に対し、奨学金返済相当額を手当として支給する事業者を支援します。

- ◎ **福祉・介護職員処遇改善加算取得促進事業【新規】** **20 百万円**
 - ・ 福祉・介護職員処遇改善加算の取得に係る事業所への助言・指導等により、事業所における加算の新規取得や、より上位の区分の加算取得を促進することで、職員の確保及び定着を図ります。

- ◎ **グループホーム従事者人材育成支援事業** **14 百万円**
 - ・ グループホームの従事者に対し、利用者への支援を行う際に必要となる知識を習得するための研修を実施することで、グループホームのサービスの質の向上を図ります。

- ◎ **障害者支援施設等支援力育成派遣モデル事業** **10 百万円**
 - ・ 障害者支援施設やグループホームにおいて、利用者の高齢化や障害の重度化等への対応力を向上させるため、理学療法士、看護職員などの専門職等を派遣し、施設の支援力強化を図ります。

2 障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現を目指します

障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会を実現するため、障害者への理解促進や差別解消のための取組を推進するとともに、障害者の社会参加や情報保障の確保を推進します。

主な事業展開

※ 福祉のまちづくりに関する事業は、P102～103 参照

◎ 共生社会実現に向けた障害者理解促進 48 百万円 包括補助

- WEBサイト「ハートシティ東京」の運営
障害及び障害のある方への理解を促進するため、WEBサイトにより広く都民に対して普及啓発を行います。
- 障害者差別解消法及び障害者差別解消条例に係る体制整備・普及啓発
障害者差別に関する相談等を受け付けるとともに、東京都障害者差別解消支援地域協議会において、相談事例を踏まえた差別解消のための取組等を協議します。また、法の内容や合理的配慮の事例等について、都民等に対して普及啓発を行うとともに、民間事業者向けに障害体験や障害者との対話等を含む研修を実施します。
- ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発
義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、援助を得やすくなるよう、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」や、障害者が、周囲に支援を求める手段として、緊急連絡先や必要な支援内容を記載した「ヘルプカード」の普及啓発を行います。
- 区市町村ヘルプマーク活用推進事業
区市町村が地域の実情に応じて実施するヘルプマークの配布や公共施設等における活用等に対して補助することにより、ヘルプマークの普及を図ります。〔障害者施策推進区市町村包括補助〕
- ヘルプカード活用促進事業
ヘルプカードの活用を促進するため、区市町村におけるヘルプカードに関する学習会・セミナー等の普及啓発、ヘルプカードを活用した防災訓練の実施などの取組を支援します。〔障害者施策推進区市町村包括補助〕

- ◎ **企業CSR等連携促進事業** 23 百万円
 - ・ 障害福祉サービス事業所や障害者団体等のニーズと企業等の CSR 活動とのマッチングを行う専任のコーディネーターを配置し、両者の連携促進を図るとともに、マッチング事例等の関係情報を広く発信・共有することにより、企業等の自発的取組を促し、障害者の社会参加を推進します。

- ◎ **手話のできる都民育成事業** 33 百万円
 - ・ **手話のできる都民育成事業**
手話に関する普及啓発を行うことにより、手話人口の裾野を拡大するとともに、聴覚障害者に対する理解を促進します。
 - ・ **手話通訳者養成事業**
手話等の指導を行うことにより、手話通訳者及び手話のできる都民を養成し、聴覚障害者の福祉増進を図ります。
 - ・ **外国語手話普及促進事業**
外国語手話講習会の受講経費の一部を助成することにより、外国語手話の普及促進を図ります。

- ◎ **ICTによる聴覚障害者コミュニケーション支援事業** 8 百万円
 - ・ ICT を活用した遠隔手話通訳等を都庁内で試行するとともに、普及啓発を行うことで、聴覚障害者の社会参加を推進します。

- **中等度難聴児発達支援事業** (包括補助)
 - ・ 身体障害者手帳の認定基準に該当しない中等度難聴児が、早期の補聴器の装用により、言語を習得し、生活能力やコミュニケーション能力を身につけられるよう、区市町村の取組を支援します。[障害者施策推進区市町村包括補助]

- **聴覚障害者意思疎通支援事業** 12 百万円
 - ・ 意思疎通支援に係る広域的連絡調整体制の整備を行い、聴覚障害者の広域的な移動を円滑にする環境を整えるとともに、障害者団体等が主催又は共催する広域的な行事に意思疎通支援者を派遣します。

- **失語症者向け意思疎通支援者養成事業** 29 百万円
 - ・ 失語症のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等が、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、失語症者向け意思疎通支援者の養成を図ります。

3 保健・医療・福祉等が連携した支援体制の充実により身近な地域での生活を支援します

精神障害者、重症心身障害児（者）やその他の医療的ケアを必要とする障害児（者）、発達障害児（者）及び高次脳機能障害者への支援について、保健・医療・福祉等が密接に連携することで、一層の充実を図ります。

主な事業展開

- ◎ **精神科医療地域連携事業** **49 百万円**
 - ・ 精神障害者が地域で必要なときに適切な医療が受けられる仕組みを構築するため、地域連携を推進するための協議会を設置するとともに、都内 12 の二次保健医療圏ごとに地域連携会議を設置し、連携ツールの検討・活用などの取組を行うほか、一般診療科向けの研修会を実施するなど、精神疾患に関する地域連携体制の整備を図ります。
- **地域精神科身体合併症救急連携事業** **44 百万円**
 - ・ 一般救急との円滑な連携を構築し、精神身体合併症患者をできる限り地域で受け入れられるようにするため、都内を5つのブロック（地域）に分け、地域における精神科の拠点となる医療機関に医師等を配置するとともに、地域の精神科医療機関相互の連携体制を構築するための会議を設置することにより、拠点医療機関を核とした、地域の精神科医療機関の相談、受入体制の整備を図ります。
- ◎ **アウトリーチ支援事業** **4 百万円**
 - ・ 未治療や医療中断等のため、地域社会での生活に困難を来している精神障害者の地域での安定した生活の確保に向け、精神保健福祉センターに設置する「アウトリーチ支援チーム」が区市町村・保健所等関係機関と密接に連携して、計画的かつ集中的な支援を行うとともに、関係機関に対して援助技法の普及を図ります。
[中部総合精神保健福祉センター、多摩総合精神保健福祉センター、精神保健福祉センター]
- ◎ **精神障害者アウトリーチ支援事業** **(包括補助)**
 - ・ 地域社会での生活に困難を来している精神障害者に対する専門職チームの訪問型支援や、地域社会への定着に向けた継続的かつ計画的な支援を行うための体制整備を行う区市町村を支援します。[障害者施策推進区市町村包括補助]

- ◎ **災害時こころのケア体制整備事業** **8 百万円**
 - ・ 災害時のこころのケア体制を強化するため、被災地において精神科医療及び精神保健活動の支援を行う「東京都災害派遣精神医療チーム（東京 DPAT）」を整備します。
[登録医療機関 25 機関（平成 31 年 1 月現在）]

- ◎ **災害時精神科医療体制整備事業【新規】** **11 百万円**
 - ・ 災害時において、被災病院から入院患者を受け入れる医療機関を「災害拠点精神科病院」及び「災害拠点精神科連携病院」に指定し、災害時の精神科医療提供体制の強化を図ります。

- **介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業** **33 百万円**
 - ・ 障害者支援施設等や在宅において、適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員等を養成するため、研修を実施するとともに、事業者及び従事者の登録、登録研修機関への初度経費補助等を行います。

- ◎ **府中療育センターの改築** **15,624 百万円**
 - ・ 経年により老朽化した府中療育センターの改築工事等を進めます。

- **医療的ケア児に対する支援のための体制整備** **5 百万円**
 - ・ 医療的ケアを必要とする障害児の支援に係る関係機関相互の連絡調整や意見交換を行う連絡会を設置するとともに、地域で医療的ケア児等に対する支援を適切に行うことができる人材を養成するための各種研修を実施します。

- ◎ **医療的ケア児訪問看護推進モデル事業** **10 百万円**
 - ・ 医療的ケアを必要とする障害児の訪問看護に対応する訪問看護ステーションの拡大を図るため、訪問看護ステーションに対して、同行訪問等の研修や、運営相談等を行うモデル事業を実施します。

- ◎ **重症心身障害児等在宅療育支援事業** **226 百万円**
 - ・ 在宅の重症心身障害児（者）や医療的ケアを必要とする障害児の健康の保持、安定した家庭療育の確保を図るため、専門医等による健康診査及び看護師等による在宅看護サービスを提供するとともに、NICU 等に入院している対象者について、在宅での生活を希望した際に円滑に移行できるよう、重症心身障害児等とその家族への早期支援や相談等を実施することにより、支援の充実を図ります。

- ◎ **医療ニーズが高い在宅の重症心身障害児（者）への支援** **68 百万円**
 - ・ 障害者（児）ショートステイ事業（受入促進員配置） **40 百万円**
ショートステイ実施施設において、高い看護技術を持った看護師を受入促進員として配置し、特に医療ニーズが高い重症心身障害児（者）の積極的な受入れの促進を図ります。
 - ・ 重症心身障害児通所委託（受入促進員配置） **28 百万円**
民間の通所施設（医療型）において、高い看護技術を持った看護師を受入促進員として配置し、特に医療ニーズが高い重症心身障害児（者）の積極的な受入れの促進を図ります。

- ◎ **重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業** **（包括補助）**
 - ・ 在宅の重症心身障害児（者）や医療的ケアを必要とする障害児に対し、訪問看護師が自宅に出向いて一定時間ケアを代替し、当該家族の休養を図ることにより、対象者の健康の保持とその家族の福祉の向上を図ります。〔障害者施策推進区市町村包括補助〕

- **重症心身障害児（者）通所運営費補助事業** **（包括補助）**
 - ・ 在宅の重症心身障害児（者）に日中活動の場を提供し、通所施設における適切な療育環境の確保を図ります。〔障害者施策推進区市町村包括補助〕

- ◎ **重症心身障害児施設における看護師確保対策事業** **14 百万円**
 - ・ 医療型障害児入所施設等で働く看護師に対し、研修及び資格取得の機会を提供するとともに、看護師募集対策の充実等に取り組むことにより、看護師の確保・定着を図ります。

- ◎ **発達障害者支援体制整備推進事業** **18 百万円**
 - ・ 発達障害児（者）のライフステージに応じた支援体制を充実し、支援機関に従事する専門的人材の育成等を行うことにより、発達障害者支援体制の整備を推進します。

- ◎ **発達障害者生活支援モデル事業** **4 百万円**
 - ・ 青年期・成人期の発達障害者を対象とした、医療機関における専門的プログラムを活用した支援手法の標準モデルの作成と普及啓発を行うことで、発達障害者の自立生活に向けた支援体制の整備を図ります。

- ◎ **ペアレントメンター養成・派遣事業** **28 百万円**
 - ・ 発達障害児（者）の家族の社会的及び心理的孤立を防ぎ、地域で安心して生活できるよう、同じ発達障害のある子供を持つ親の立場から相談・助言するペアレントメンターの養成や、家族同士で支援できる体制の構築等を支援します。

- ◎ **区市町村発達障害者支援体制整備推進事業** (包括補助)
 - ・ 発達障害に対する支援拠点の整備や関係機関の連携促進など、区市町村が行う発達障害児の早期発見や支援体制の構築を支援します。
また、支援を要する成人の発達障害者に対し、社会参加や就労などに関する取組を行う区市町村を支援します。[障害者施策推進区市町村包括補助]

- **発達障害者支援センター運営事業** 47 百万円
 - ・ 発達障害児（者）とその家族に対する総合的支援拠点として、相談、普及啓発、研修などを行い、発達障害児（者）の地域生活をサポートします。

- ◎ **高次脳機能障害支援普及事業** 35 百万円
 - ・ 高次脳機能障害者への支援を行うことを目的として、地域生活や就労などの専門的な相談支援、区市町村や関係機関等の地域ネットワークの構築、人材育成を図る研修等を実施するとともに、地域において高次脳機能障害に対応した専門的リハビリテーションを提供できる体制の充実を図ります。

- ◎ **医療連携型グループホーム事業** (包括補助)
 - ・ グループホームに、医療的ケアが必要な障害者に医療支援を行う生活支援員を配置するとともに、勉強会を開催する等により、医療との連携の検証・検討を行う区市町村を支援します。[障害者施策推進区市町村包括補助]

- **心身障害者（児）医療費の助成** 16,633 百万円
 - ・ 障害者の保健の向上及び福祉の増進を図るため、身体障害者手帳1・2級（内部障害は3級まで）、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級に該当する方を対象に、医療費の一部を助成します。

4 障害者の自立に向けた就労促進策を推進します

障害者がそれぞれの状況に応じて、安心して働き続けられるよう、行政・企業・福祉施設が一体となって支援していきます。

主な事業展開

- ◎ **東京都障害者就労支援協議会等** **4 百万円**
 - ・ **東京都障害者就労支援協議会**
経済団体、企業、労働・福祉・教育・医療関係機関、就労支援機関、学識経験者等で構成する「東京都障害者就労支援協議会」を通じて関係機関の連携を強化し、社会全体で障害者雇用の拡大に取り組む気運を醸成します。[年2回]
 - ・ **障害者就労支援体制レベルアップ事業**
区市町村障害者就労支援センターのコーディネーターや就労移行支援事業所の支援員等を対象に、障害者の就労支援を行う上で必要な知識、情報、技術、コミュニケーション能力の習得に資する体系的な研修を行います。

- ◎ **「東京チャレンジオフィス」の運営** **69 百万円**
 - ・ 都庁内に設置したオフィスの運営を通じ、知的障害者、精神障害者が非常勤職員や短期実習生として就労経験を積む機会を提供することで、一般企業への就労を支援します。

- ◎ **区市町村障害者就労支援事業** **(包括補助)**
 - ・ 区市町村が設置する「区市町村障害者就労支援センター」において、職業相談や就職準備、職場定着など就労面の支援と、就労に伴う生活面の支援を一体的に提供し、身近な地域での相談・支援体制を強化します。また、地域開拓促進コーディネーターの配置を支援し、就労希望者の掘り起こしと企業側に対する障害者雇用の働きかけを推進します。[障害者施策推進区市町村包括補助]

- ◎ **就労支援・定着支援等スキル向上事業** **5 百万円**
 - ・ 就労支援機関等を対象に、障害者を雇用しようとする企業へのアプローチ・マッチング等のスキルを付与するための実践的な研修や、就労定着支援事業所の定着支援スキルを向上する研修を実施することで、就労支援機関等の支援力の向上を図ります。

- ◎ **福祉施設における工賃アップの推進** **6百万円 包括補助**
 - ・ **経営コンサルタント派遣等事業** (包括補助)

区市町村が地域のネットワークの核となる福祉施設に対して経営コンサルタントを派遣する経費及び工賃アップを推進するための経費を補助することで、工賃向上を図ります。〔障害者施策推進区市町村包括補助〕
 - ・ **工賃アップセミナー事業** 6百万円

販路の拡大方法等の工賃引上げのための研修や、利用者と作業のマッチングのアドバイス等を実施することにより、施設職員の経営意識と利用者のモチベーションを高め、工賃向上に向けた気運の醸成を図ります。

- ◎ **受注促進・工賃向上設備整備費補助事業** **27百万円**
 - ・ 受注機会の増大及び工賃向上を目的とした生産設備を整備する福祉施設に対して補助を行います。

- ◎ **区市町村ネットワークによる共同受注体制の構築** **25百万円**
 - ・ 就労継続支援B型事業所等で構成する区市町村ネットワークや、区市町村、企業、その他関係者からなる共同受注推進協議会を設置し、共同受注体制の構築や民需及び官公需の開拓を行うことで、障害者就労施設における受注拡大及び工賃向上を図ります。

- ◎ **福祉・トライアルショップの展開** **168百万円**
 - ・ 都庁をはじめ都内3か所において、福祉施設の自主製品（雑貨）を販売するトライアルショップ「KURUMIRU」を運営し、販路拡大や、自主製品の魅力を最大限に引き出す商品開発等を推進します。

- ◎ **精神障害者就労定着連携促進事業** **43百万円**
 - ・ 就労移行支援事業所等に対し医療機関との情報交換技術向上のための研修を実施するとともに、精神障害者就労定着支援連絡会の設置や、医療機関・就労移行支援事業所・企業等が連携して就労支援を行うモデル事業の実施により、精神障害者の就労定着支援の充実を図ります。

- ◎ **就労継続支援A型事業所経営改善支援事業** **8百万円**
 - ・ 経営改善セミナーの実施やアドバイザーの派遣等により、企業的経営手法の導入を図ることで、就労継続支援A型事業所の収益性の向上や業務の効率化等、適正な事業所運営に向けた取組を支援します。

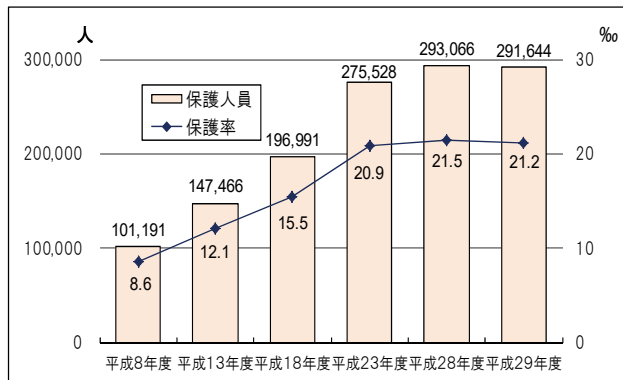
第4 都民の生活を支える取組を推進します

(低所得者・離職者対策)

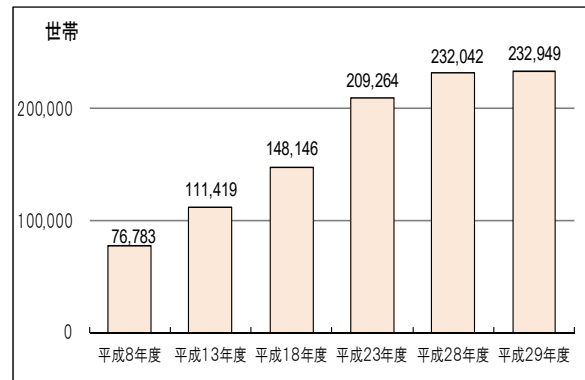
- 都は、生活安定・正規雇用への意欲を持つ人を支援するため、区市町村が主体的に行う低所得者・離職者対策への支援を行うとともに、住居喪失不安定就労者等を対象としたサポートセンターの設置や生活資金等の貸付けに取り組むなど、様々な施策を展開してきましたが、生活保護受給世帯は増加しています。

<生活保護の動向>

○ 被保護人員・保護率の推移



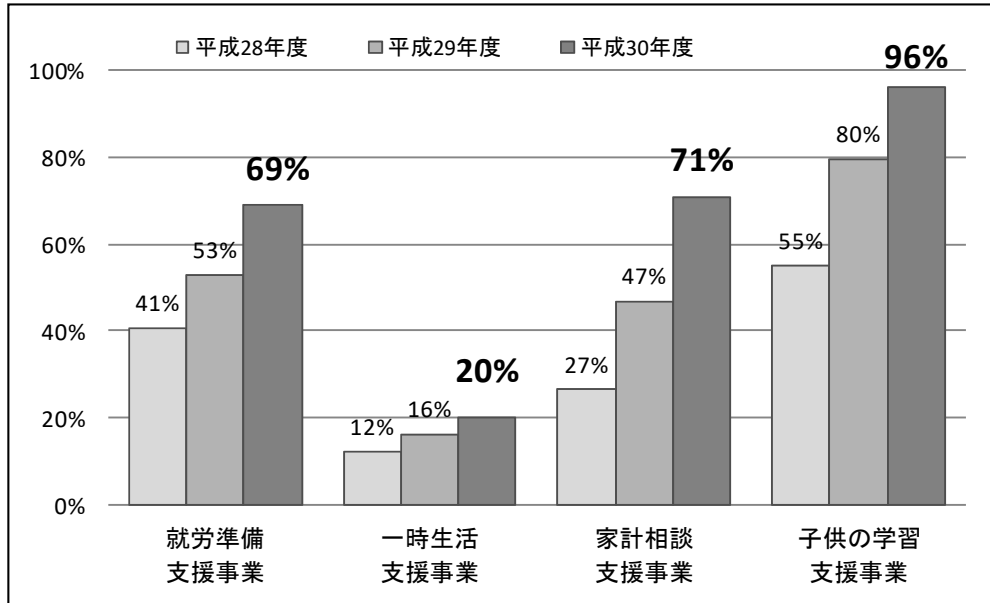
○ 被保護世帯の推移



資料：東京都福祉保健局「福祉衛生統計年報」

- こうした中で、国は、生活保護受給者の就労・自立を促進する就労自立給付金の創設等を内容とする生活保護法の改正を行うとともに、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行い、生活困窮者の自立の促進を図る「生活困窮者自立支援法」を新たに制定し、平成27年4月から施行しました。
- 都は、区市における生活困窮者自立支援法に基づく任意事業の実施を促進してきましたが、生活困窮者が抱える複合的かつ複雑な課題や、困窮に至った根本の原因を明らかにして、より質の高い支援を行うためには、支援員が高い専門知識や技術、ノウハウを習得することが重要です。そのため、広域的な見地から、支援員の資質向上などを通じ、区市を支援していく必要があります。
- また、生活困窮者自立支援法施行後、相談につながった多くの人に支援の効果が表れてきている一方で、まだ支援につながっていない生活困窮者が数多くいると考えられ、今後とも、適切に窓口につなげていく必要があります。

＜都内における任意事業実施区市数の推移＞



資料：東京都福祉保健局調べ

- 都は、特別区と共同してホームレス対策に取り組んでおり、ホームレスの数は、漸減傾向にあります。一方で、路上生活が長期化し、高齢化したホームレスの存在が課題となっており、引き続き、本人の状況に応じて適切な福祉施策につなぐなど、重点的な支援が必要です。

（福祉人材の確保・育成・定着）

- 高齢化の進展により今後更に増加が見込まれる介護分野をはじめ、保育分野や障害福祉分野などの福祉サービスへのニーズに対応していくためには、福祉人材を安定的に確保し、質・量ともに充足させていく必要があります。
- しかしながら、少子化による若年労働人口の減少に加え、福祉系職種の求人状況は、経済情勢や他の業種の動向に影響されやすく、また離職率の高い職場も多いことから、福祉サービスを支える人材の確保等はますます困難な状況となっています。都内の平成29年度の介護関連職種の有効求人倍率は6.14倍となっており、全職業の1.80倍を大きく上回っています（有効求人倍率のグラフについては、P61参照）。
- 都は、これまで、福祉の仕事の魅力を発信するとともに、合同採用試験や就職説明会等による採用支援、各種研修による能力向上の促進などを行ってきましたが、このような状況に対応するため、福祉人材の確保・育成・定着に向けた取組を、関係機関とも連携しながら強力に進めていく必要があります。

（福祉のまちづくりの推進）

- 高齢者、障害者を含めたすべての人が自由に行動し、社会参加できるまちづくりを実現するため、平成7年に「東京都福祉のまちづくり条例」を制定しました。
- 平成21年には、福祉のまちづくり条例を従来のバリアフリーによる考え方からユニバーサルデザインの考え方を基本とした内容に改正し、年齢、性別、障害等にかかわらず、すべての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりに取り組んでいます。
- 平成31年3月には、平成35年（2023年）度までの5年間を計画期間とする新たな「東京都福祉のまちづくり推進計画」を策定しました（本計画については、P10参照）。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）の開催も見据え、ユニバーサルデザインの先進都市東京の実現に向け、ハード面でのバリアフリー整備を着実に進めるとともに、情報バリアフリーの充実や心のバリアフリーの推進などソフト面の取組も一層進めていきます。

（平成31年度の取組）

- 1 低所得者・離職者等の生活の安定に向けた支援を進めます**
- 2 福祉人材の確保・育成・定着への取組を充実します**
- 3 ユニバーサルデザインの考え方に立ったまちづくりを進めます**

1 低所得者・離職者等の生活の安定に向けた支援を進めます

低所得者・離職者の就労・住居の確保、生活の安定に向けて、第二のセーフティネットの活用や都独自に区市町村支援等を行うことで、国・区市町村等と連携して効果的な施策を展開していきます。

主な事業展開

- ◎ **自立相談支援機関窓口の体制強化支援事業** 20 百万円
 - ・ 都内の自立相談支援機関窓口の従事者に対し、研修や助言・相談を行うことで、生活困窮者に対する支援の質の向上を図ります。

- **生活困窮者自立支援事業** 50 百万円
 - ・ 都内町村部において、生活困窮者自立支援法に基づく事業を実施することで、生活困窮者等に対する支援を行います。

- ◎ **子供サポート事業立上げ支援事業** (包括補助)
 - ・ 生活困窮者世帯の子供に対して支援を実施する民間団体による事業の立上げ支援や、民間団体間の連携促進に取り組む区市町村を支援することにより、子供の学習支援事業や子供の居場所創設事業（P49参照）の充実を図ります。[地域福祉推進区市町村包括補助]

- ◎ **フードパントリー設置事業** (包括補助)
 - ・ 住民の身近な地域に、生活困窮者に対して食料提供を行うと同時に、生活困窮者から生活の状況や困りごと等を聴く機能を持つ「フードパントリー（食の中継地点）」を設置することで、適切な相談支援機関等につなぐ取組を行う区市町村を支援します。[地域福祉推進区市町村包括補助]

- ◎ **ひきこもり等社会参加支援事業** 88 百万円
 - ・ ひきこもりの状態にある者やその家族に対する相談窓口を設置するとともに、ひきこもり状態にある者を支援するNPO 法人等の育成、支援を行います。

- ◎ **住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業** 569 百万円
 - ・ 都内に拠点相談所を設置し、インターネットカフェなどでの生活を余儀なくされる低所得者・離職者等に対する生活・居住・就労相談等を実施するとともに、区市等の自立相談支援窓口への後方支援を行います。

- ◎ **受験生チャレンジ支援貸付事業** 1,105 百万円
- 低所得世帯の子供たちの進学に向けた取組を支援するため、学習塾等の受講料及び大学等の受験料の負担が経済的に困難な低所得世帯に対して、貸付けを行います。
〔（貸付限度額）学習塾等受講料：20万円（1年間）、高校受験料：2万7千4百円、大学等受験料：8万円〕
- ◎ **ホームレス対策の強化** 1,571 百万円
- 自立支援センター事業**
路上生活者が就労して自立し、地域で安定した生活を営むことができるよう支援するため、都区共同で自立支援センターを運営します。
 - 巡回相談事業**
路上生活者に対する巡回相談や自立支援センターの退所者に対して訪問による相談助言等を行います。
 - 支援付地域生活移行事業**
路上での生活が長期化し、高齢化した路上生活者に対し、重点的な相談を行うとともに、一時的なすまいにおいて、地域生活へ移行するために必要な見守り等の支援を行うことにより、路上生活からの脱却を支援します。
- ◎ **生活支援付すまい確保事業（再掲 P69）** （包括補助）
- 区市町村の居住支援協議会*等を活用し、低所得高齢者等に対しすまいの確保と見守りなどの日常生活支援を行う区市町村を支援します。〔地域福祉推進区市町村包括補助〕
*住宅確保要配慮者（低所得者、高齢者、障害者、子育て家庭など住宅の確保に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方自治体の住宅部門や福祉部門、関係業者、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施する組織
- ◎ **寄りそい型宿泊所事業（再掲 P69）** 18 百万円
- 身体機能が低下し、見守りが必要となった低所得高齢者等が、本来的な居場所（介護保険施設等）を確保するまでの間、不安なく居住できる中間的居場所として無料低額宿泊所（寄りそい型宿泊所）を整備する区市を支援します。
- ◎ **地域サポートステーション設置事業** （包括補助）
- 地域住民同士がつながり、助け合えるよう、高齢者、障害者、母子、子供など、誰もが気軽に立ち寄ることのできる、地域における多世代交流拠点の設置に取り組む区市町村を支援します。〔地域福祉推進区市町村包括補助〕

2 福祉人材の確保・育成・定着への取組を充実します

今後の高齢者の増加等に伴う福祉人材の需要増加に対応するため、福祉の仕事の魅力・やりがいを高めるとともに、人材確保や早期離職防止に関する介護事業者の取組を支援するなど、福祉人材の確保・定着を図ります。また、質の高い福祉サービスを提供できる人材の育成を支援します。

主な事業展開

- ◎ **東京都福祉人材センターによる就労支援の強化** 370 百万円
福祉分野の無料職業紹介事業を実施するとともに、以下の取組を行います。
- ・ **キャリアカウンセリング・就職支援セミナー**
介護福祉士等の有資格者を対象として、専門相談員によるキャリアカウンセリングや就職支援セミナーを実施し、介護分野への再就職を支援します。
 - ・ **福祉・介護人材のマッチングの強化**
東京都福祉人材センターの相談員がハローワーク等に出向き、求職者の相談に応じて就職を支援するとともに、事業者の求人開拓を行います。
 - ・ **福祉の仕事就職フォーラム**
学生等を対象とした大規模な就職説明会を開催し、学生や求職者が事業者から事業内容や勤務条件等について直接話を聞く場を提供するとともに、福祉の仕事の内容と魅力を伝え、業界の未来を担う人材を確保します。
 - ・ **東京都福祉人材センター多摩支所の運営**
東京都福祉人材センターの多摩支所（立川市）を運営し、福祉の仕事の紹介・あっせんを行います。
 - ・ **次世代の介護人材確保事業**
福祉の仕事に対する興味関心を高めるため、中学・高校への訪問セミナーや、小中高生を対象とした福祉施設での職場体験を実施します。
 - ・ **人材定着・離職防止に向けた相談支援事業**
福祉事業所で働く職員を対象に、仕事・職場等に関する相談を横断的に受け付ける相談窓口を設置し、人材の定着と離職防止を図ります。
 - ・ **事業所に対する各種育成支援事業**
小・中規模の事業所における職場研修の実施を支援するため講師派遣や研修アドバイザーによる相談・助言等を行い、事業所職員のキャリアアップや資質の向上及び職場定着を図ります。

- 福祉人材の掘り起こし
様々な世代の方に福祉職場に就業する意欲を持ってもらえるよう、専門員を配置し、大学や関係機関等へ働きかけるとともに、福祉系学部以外の学生を対象に助成金付きのインターンシップを実施します。
- 福祉人材の定着
経営コンサルティングなどのノウハウを持つコーディネーターが事業者を訪問し、働きやすい職場環境づくりを支援します。

◎ 東京都福祉人材対策推進機構の運営 21 百万円

- 福祉事業者、職能団体、養成施設、就労支援機関、区市町村等行政機関などが参画する東京都福祉人材対策推進機構において、福祉人材センターと連携し、多様な人材が希望する働き方で福祉職場に就業できるよう、福祉人材の確保・育成・定着のための方向性や具体策を検討し、施策の推進に繋がっていきます。

◎ 東京都福祉人材情報バンクシステムによる情報発信 96 百万円

- 福祉職場に関心のある方に、東京都福祉人材情報バンクシステム「ふくむすび」(Web サイト)への登録を促し、福祉事業者の職員募集や職場環境等に関する情報、都・区市町村の資格取得等に関する支援策や研修・イベント等の情報を発信します。

＜東京都福祉人材情報バンクシステム「ふくむすび」のイメージ＞



◎ 福祉の仕事イメージアップキャンペーン事業 35 百万円

- 福祉人材の確保を図るため、若年層を中心に幅広い世代に福祉の仕事の魅力を発信する普及啓発キャンペーンを実施します。

◎ 働きやすい福祉・介護の職場宣言情報公表事業 41 百万円

- 働きやすい職場づくりに取り組む福祉事業所における人材育成、キャリアパス、ライフ・ワーク・バランス等の「働きやすさ」に関する情報を公表することで、人材確保・定着を推進するとともに、福祉業界全体の職場環境の向上を図ります。

- **福祉・介護就労環境改善事業** **(包括補助)**
 - ・ 福祉人材の確保・定着のため、介護ロボットの導入や ICT の活用により職員の負担を軽減し就労環境を改善する福祉・介護事業所の取組に対して補助を行う区市町村を支援します。[地域福祉推進区市町村包括補助]

- **福祉用具の活用による人材定着支援** **10 百万円**
 - ・ 福祉・介護事業所に対して研修等を実施し、福祉用具の積極的な活用等により介護負担を軽減し、腰痛等による離職を防止し職場定着を図ります。

- ◎ **元気高齢者地域活躍推進事業（再掲 P64）** **58 百万円**
 - ・ 健康づくりや社会貢献など高齢者の生きがいを創出するとともに、福祉施設等の従事者の負担軽減を図るため、元気高齢者の福祉施設等でのボランティアや就労を促進する区市町村の取組を支援します。

3 ユニバーサルデザインの考え方に立ったまちづくりを進めます

ユニバーサルデザインの考え方を理念とした福祉のまちづくり条例に基づき策定した推進計画を着実に実施し、区市町村、事業者、都民等と連携しながら、すべての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができる福祉のまちづくりをより一層推進します。

主な事業展開

- **福祉のまちづくりの普及・推進** 19 百万円
 - ・ 福祉のまちづくり推進協議会等を運営し、都民、事業者及び区市町村等と連絡調整を図りながら施策を進めます。
 - ・ すべての人が自由に行動し、社会参加できるまちづくりの実現のため、都民、事業者等に対し、福祉のまちづくりの理念などの普及・推進活動を行います。

- ◎ **心と情報のバリアフリーに向けた普及推進【一部新規】** 96 百万円
 - ・ 小中学生を対象とした心のバリアフリーに関する広報活動や、障害者等用駐車区画の適正利用に向けた普及啓発に取り組みます。
 - ・ ユニバーサルデザインに関する情報サイト「とうきょうユニバーサルデザインナビ」*の活用促進を図るとともに、サイトを通じて心と情報のバリアフリーに係る普及啓発を行います。
また、外出に必要な情報を容易に入手できるよう、掲載情報等を充実させるためのシステム改修を実施します。【新規】
*公共交通機関、民間建築物等における段差のないルートや車いすに対応したトイレなど、様々なウェブサイトに掲載されているユニバーサルデザイン情報に容易にアクセスできるポータルサイト
 - ・ だれでもトイレの設置場所や設備等の情報を収集し、都が公表するオープンデータ情報の更新を行います。

- ◎ **心のバリアフリーサポート企業連携事業** 7 百万円
 - ・ 心のバリアフリーの推進に向けて、従業員への普及啓発の実施などに自ら取り組むとともに、都や区市町村の取組に協力する企業を登録し、その取組状況を公表します。

- ◎ **ユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業** 1,190 百万円
 - ・ 東京2020大会に向けて、障害者等を含む住民参加による建築物や公園等の点検を行い、その意見を踏まえた改修を行う区市町村を支援します。また、公共施設のトイレの洋式化や女子トイレの増設及び機能充実に向けた環境整備に取り組む区市町村を支援します。

◎ **心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化への支援** **(包括補助)**

- ・ 心のバリアフリーに関するガイドラインを活用しながら、学校や地域でのユニバーサルデザイン教育や福祉のまちづくりサポーターの養成、事業者の接遇向上に向けた普及啓発等の様々な取組を行う区市町村を支援します。[地域福祉推進区市町村包括補助]

◎ **情報バリアフリーに係る充実への支援** **(包括補助)**

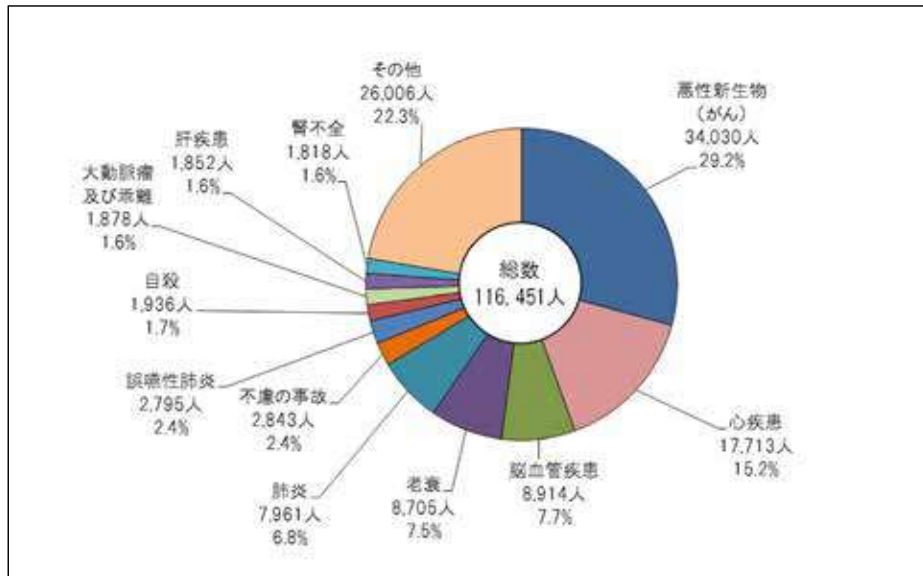
- ・ 地域のバリアフリーマップの作成や ICT を活用した歩行者の移動支援、コミュニケーション支援ボードの普及など、区市町村の様々な取組を支援し、誰もが必要な情報を容易に入手できる環境を整備します。[地域福祉推進区市町村包括補助]

第5 ライフステージを通じた健康づくりの取組を推進します

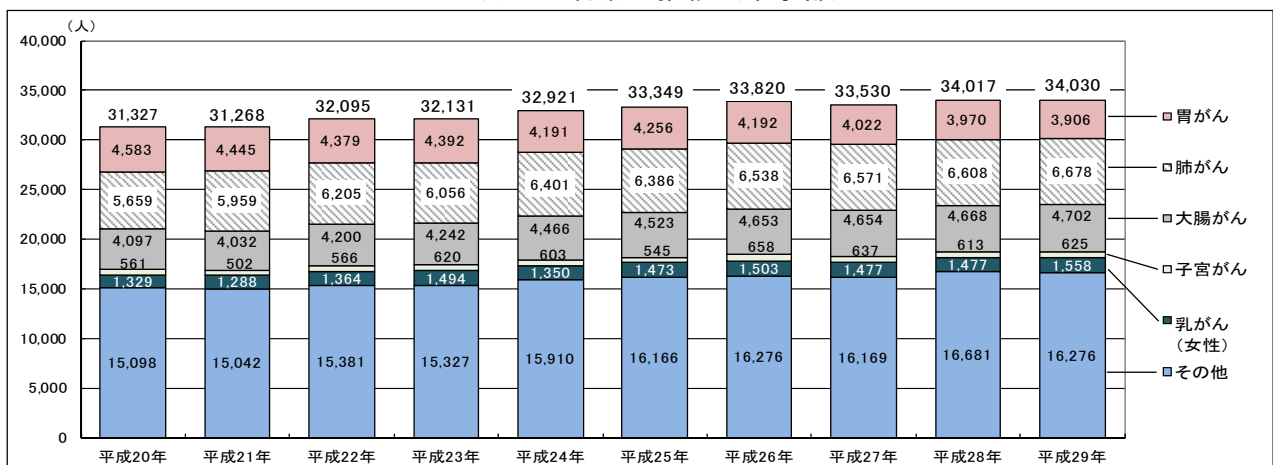
（都民の健康をめぐる状況）

○ 我が国の疾病構造は、生活水準の向上や医療技術の進歩に伴い、かつての結核などの感染症から大きくシフトし、がん・心疾患・脳血管疾患・糖尿病などの生活習慣病が大きな割合を占めるようになりました。主要な死因のうち、がん、心疾患、脳血管疾患が5割以上を占めています。

＜平成29年主要死因割合（東京都）＞



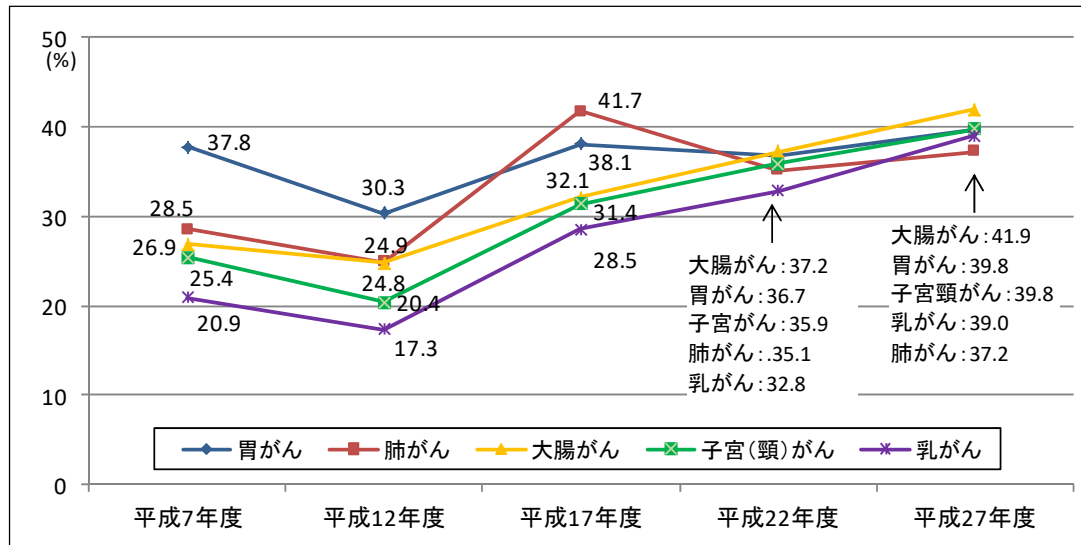
＜がん別死亡者数の推移（東京都）＞



資料：両グラフとも厚生労働省「人口動態統計」より作成

- がんの死亡率減少のためには、生活習慣改善による発症予防や、定期的ながん検診の受診による早期発見が重要ですが、都民のがん検診受診率は、上昇傾向にあるものの、全体として40%前後であり、一層の受診率向上に向けた取組が必要です。

＜都民のがん検診受診率の推移＞



資料：東京都福祉保健局「老人保健法等に基づく健康診査及びがん検診の対象人口率調査」及び「健康増進法に基づくがん検診の対象人口率等調査」

- 40歳から74歳までの都民の約4人に1人は糖尿病又はその予備群と推計されています。都民の食生活や運動の状況の調査結果では、適切な量（1日350g以上）の野菜を摂取している人の割合が低く、食塩や脂肪を摂りすぎている人の割合は高くなっています。また、20歳以上の都民の1日の歩数は全国平均を上回っていますが、健康づくりのために推奨されている歩数である1日8,000歩以上歩いている人の割合は、20歳から64歳まででは男性で50%程度、女性で40%程度となっています。
- 今後、高齢化の進展に伴い、生活習慣病に罹患する都民の増加が予想されますが、高齢になっても、病気や障害によって日常生活が制限されないで、健やかに暮らせる期間（健康寿命）を延ばすことが課題となっています。
- そのためには、日常生活の中での適切な量と質の食事、適度な身体活動・運動等を確保することや、特定健康診査等の健(検)診を定期的に受診することにより、生活習慣病を予防することが必要です。
- また、たばこによる健康影響に対する取組も重要です。都は、受動喫煙防止対策の一層の推進を図るため、平成30年6月に「東京都受動喫煙防止条例」を制定しました。平成32年（2020年）4月の全面施行に向け、都民や事業者の理解促進を図るとともに、受動喫煙を防ぐ環境整備を進めていく必要があります。

- 健康づくりは、個人の自覚と実践が基本であり、都民自らが積極的に取り組むことが重要ですが、区市町村や関係団体等を含めた社会全体で都民の健康づくりを支援することも必要です。

（難病患者を取り巻く状況）

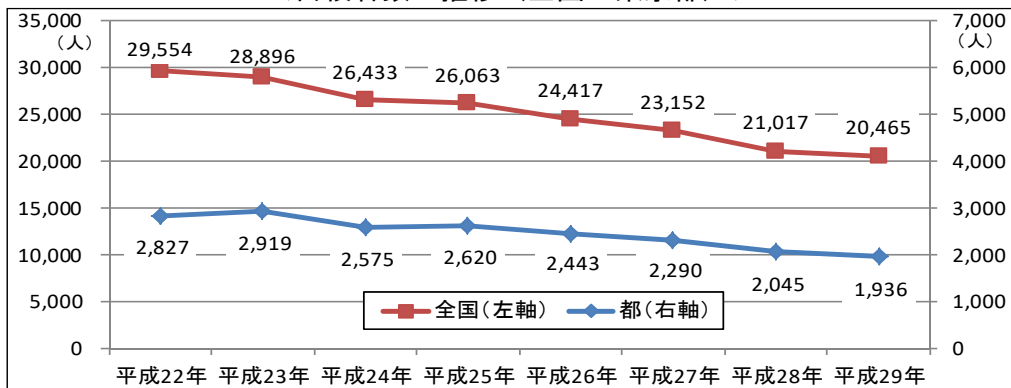
- 「難病の患者に対する医療等に関する法律」が平成27年1月に施行され、医療費助成の対象となる指定難病は、平成31年4月時点で331疾病となっています。
- 難病は、発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病とされており、長期療養が必要な一方、適切なケアがあれば就労等が可能であるなど、患者の状況は多様です。難病患者が安心して療養生活を送るためには、早期診断により適切な医療を受けられる体制整備や、相談支援の充実が必要です。

（自殺に関する現状）

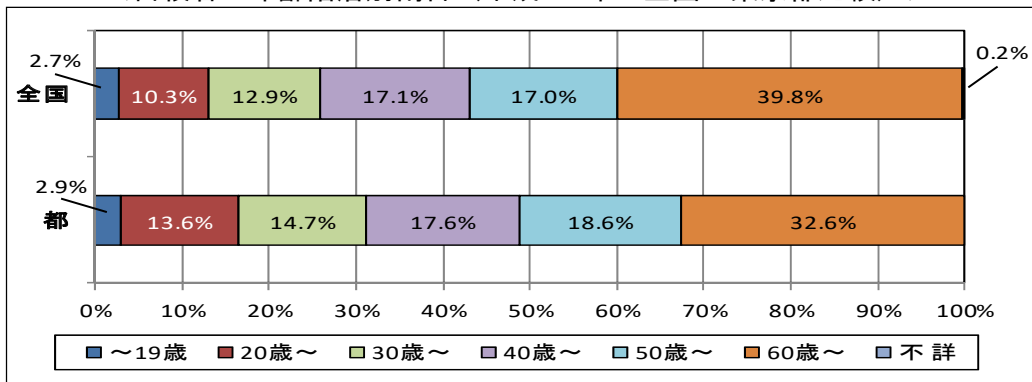
- 全国の自殺による死亡者数は、平成29年には20,465人と前年より減少していますが、依然として高い水準にあります。都内においては、平成23年をピークに減少傾向に転じ、平成29年は1,936人となっています。30歳代以下の自殺者が約3割を占め、全国と比較して若年層の割合が高くなっています。

自殺対策を効果的に実施するには、自殺の原因・動機や背景等を具体的に把握し、実態に即した防止対策等を総合的に講じる必要があります。

＜自殺者数の推移（全国・東京都）＞



＜自殺者の年齢階層別割合（平成29年 全国・東京都比較）＞



資料：両グラフとも厚生労働省「人口動態統計」より作成

（都の取組）

【健康づくりの推進】

- 「東京都健康推進プラン21（第二次）」（平成25年3月策定。平成31年3月中間評価実施）に基づき、生活習慣の改善などに向けた広域的な普及啓発や人材育成を行うとともに、区市町村や関係団体等とも連携し、ライフステージ等に応じた都民の健康づくりのための取組を進めています（プランについては、P16参照）。
- また、「東京都受動喫煙防止条例」の円滑な施行に向け、体制整備や普及啓発等の取組を進めます。

【がんの予防、早期発見】

- 「東京都がん対策推進計画（第二次改定）」（平成30年3月）に基づき、がんの早期発見・早期治療につなげるため、がんの種別や対象年齢等に応じたキャンペーンを実施するなど、がん検診の受診促進を図るとともに、区市町村や職域における科学的根拠に基づくがん検診の実施、受診率・精度管理の向上に向けた取組を支援しています（本計画については、P15参照）。

【糖尿病をはじめとした生活習慣病対策】

- 働く世代を中心とした健康づくりを推進するため、糖尿病の発症予防、早期発見・早期治療・治療継続による重症化予防の重要性等に関する普及啓発を進めています。また、適切な量と質の食事や、身体活動・運動等についての普及啓発を行うなど、都民一人一人の主体的な生活習慣の改善に向けた取組を推進しています。

【難病対策】

- 難病患者の療養生活を支援するため、国の指定難病及び都独自に対象としている疾病について医療費助成を行うとともに、在宅難病患者への支援事業を実施しています。また、国の基本方針等を踏まえ、難病医療提供体制の確保や、地域における支援体制の強化、相談支援の充実等に取り組んでいます。

【自殺対策】

- 自殺の未然防止を図るため、社会全体での取組を促進する観点から、「東京都自殺総合対策計画」（平成30年6月）に基づき、総合的な自殺対策を推進していきます（本計画については、P18参照）。

（平成31年度の取組）

- 1 がんを含めた生活習慣病の予防、健康づくりを支援します**
- 2 難病患者の療養生活を支援します**
- 3 自殺対策を総合的に推進します**

1 がんを含めた生活習慣病の予防、健康づくりを支援します

がんの早期発見の鍵となるがん検診の受診率の向上に向け、検診受診の重要性について普及啓発を行うとともに、都民が質の高いがん検診を受診できるように体制を整えます。

生活習慣の改善や早期治療・治療継続に向けた意識を高める取組を行うなど、生活習慣病対策を推進し、都民の健康寿命の延伸を図ります。

主な事業展開

◎ がん予防・検診受診率向上事業【一部新規】 42 百万円

- 5つのがん（胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん）検診の一層の受診促進を図るため、マスメディアや関係団体（職域団体を含む）等と協働したキャンペーンやターゲットを絞った効果的な普及啓発を行います。

また、女性が自らの健康に関心を持ち、子宮頸がん・乳がん検診の受診につながるよう、有識者等の意見を聞きながら更なる施策の検討を行います。【新規】

さらに、がん検診をはじめとするがん対策の推進に向け、区市町村・企業の機運醸成を図り、各主体の自主的な取組を支援します。

◎ がん検診実施体制の整備 31 百万円 包括補助

- 地域の受診率・精度管理向上事業 10 百万円 包括補助
- 検診受託機関に対する講習会を実施するとともに、区市町村連絡会等を活用して、関係機関との連携方法や受診率・精度管理向上の効果が確認された取組についての情報の共有化を進めるなど、区市町村のがん検診を技術的に支援します。
- がん検診の案内の個別通知や未受診者への再勧奨などの受診促進、検診機関を交えたがん検診の精度管理に関する検討会の実施、がん検診要精検者への受診勧奨及び精密検査結果把握を行う区市町村の取組を支援します。〔医療保健政策区市町村包括補助〕
- 区市町村が精密検査の未受診者に対して効率的・効果的に受診勧奨できるよう、精密検査の受診結果が、医療機関から区市町村へ確実に情報提供される仕組みの構築を図ります。
- 内視鏡による胃がん検診に従事する医師等への研修を行うことにより、胃がん検診の実施体制を整備します。
- 乳がん検診・検査に関する最新の情報や留意事項等を周知する講習会を、検査に従事する医師等を対象に実施します。

- マンモグラフィ読影医師等養成研修 22 百万円
マンモグラフィによる乳がん検診に従事する医師や診療放射線技師の読影・撮影能力の向上を図ることにより、乳がん検診の実施体制を整備します。〔読影医師養成研修 100 人、撮影技師養成研修 100 人〕

◎ **がん登録事業** 41 百万円

- 予防から治療に至るがん対策全般の評価や企画立案に活用するため、がん患者に係る情報収集を行う地域がん登録及び全国がん登録を着実に進めていきます。

◎ **受動喫煙防止対策の推進【一部新規】** 2,442 百万円 包括補助

- 都民や事業者、東京を訪れる人を対象として、改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例に基づく受動喫煙防止対策に関する普及啓発を行います。また、改正法や都条例の規定に基づき、喫煙室や禁煙等の標識が適切に掲示されるよう、希望する事業者店頭表示ステッカーを配布します。
- 専門相談窓口を設置し、都民や施設管理者等からの個別相談に対応するとともに、アドバイザーを施設等に派遣し、喫煙専用室の設置等に関する助言を行います。
また、ホームページ上で都民や事業者が入力した質問に AI が自動応答する「チャットボット」により、利便性の向上を図ります。【新規】
- 公衆喫煙所の整備や住民への普及啓発、禁煙治療費の助成など、区市町村が行う受動喫煙防止等に関する取組を支援します。〔一部医療保健政策区市町村包括補助〕

◎ **喫煙の健康影響に関する普及啓発の推進【一部新規】** 13 百万円

- 小・中・高校生を対象に未成年者喫煙防止ポスターコンクールを実施し、入賞作品を用いて普及啓発を行います。
また、保健の授業等で使用できる禁煙教育の副教材を小・中・高校別に作成し、正しい知識の普及を図ります。【新規】

○ **COPD（慢性閉塞性肺疾患）対策** 4 百万円

- イベント会場等に肺年齢測定の実験ブースを設けるなど、認知度向上のための取組を行い、発症予防、早期発見・早期治療の大切さを伝えるとともに、自分の家族等にも伝える意識を醸成します。

○ **ウイルス肝炎対策の推進** 1,819 百万円

- 感染者を早期に発見し、適切な治療へとつなげるため、肝炎ウイルス検査の実施、肝炎診療連携拠点病院を中心とした肝炎診療ネットワークによる医療連携の推進、肝炎治療や肝がん・重度肝硬変入院などにかかる医療費の一部助成などを実施します。また、肝がんへ進行する可能性のあるウイルス肝炎について、都民や職域に対し正しい知識の普及啓発を行い、早期発見・早期治療への意識醸成を図ります。

- ◎ **肝硬変治療薬開発の推進【新規】** **120 百万円**
 - ・ 公益財団法人東京都医学総合研究所において、肝硬変治療薬の開発を推進するため、治療薬候補である低分子化合物PR1-724をヒト肝細胞モデルマウス等に投与し、肝臓の機能が回復するメカニズムを解明する基礎研究を実施します。

- ◎ **糖尿病予防対策事業【一部新規】** **3 百万円**
 - ・ 糖尿病の発症や重症化を予防するため、食事・運動等の生活習慣の改善や健診受診の必要性、継続的に治療を受けることの重要性などについて、普及啓発を行います。
また、職域を通じた啓発を推進するため、糖尿病の深刻な合併症等について説明した、医療保険者・企業健康管理担当者向けのパンフレット等を作成します。【新規】

- **「東京都健康推進プラン21（第二次）」の推進** **18 百万円**
 - ・ 「東京都健康推進プラン21（第二次）」（平成25年3月）の着実な推進と実効性の確保に向け、東京都健康推進プラン21（第二次）推進会議や部会を開催し、区市町村や関係団体等の連携・協力を図りながら取組の方策等を検討します。また、研修により、区市町村等における健康づくりの指導的役割を担う人材の育成を図っていきます。

- ◎ **生活習慣改善推進事業【一部新規】** **20 百万円**
 - ・ 都民が自ら負担感なく生活習慣の改善に取り組めるよう、「野菜たっぷりメニュー」を提供する飲食店の増加や、区市町村等のウォーキングマップを集約したホームページの充実など、区市町村や民間団体と連携し、普及啓発と環境整備を行います。
また、事業者団体と連携して、女性の節度ある適度な飲酒に関する普及啓発を行います。【新規】

- ◎ **高齢者の食環境整備事業【新規】（再掲 P63）** **10 百万円**
 - ・ フレイルの原因の一つである高齢者の低栄養を予防するため、コンビニエンスストア事業者と連携した普及啓発や、配食事業者を対象とした講習会を実施します。

- ◎ **地元から発信する健康づくり支援事業【新規】（再掲 P63）** **4 百万円**
 - ・ 地域で健康づくりに取り組む団体や事業者の活動事例の表彰や紹介を通じ、地域で活動する団体の取組の活性化を図るとともに、シニア予備群等の地域活動への参加を促進します。

- ◎ **職域健康促進サポート事業【一部新規】** **51 百万円**
 - ・ 東京商工会議所が養成している「健康経営アドバイザー」が中小企業を訪問して、職場における「健康づくり」「がん対策」「肝炎対策」「感染症対策」について普及啓発を行うとともに、企業の取組に対して個別支援を行います。
また、「休養」「こころの健康」「フレイル予防」を普及啓発の対象に追加します。
【新規】

- **区市町村等が行う特定健康診査等への支援** **4,117 百万円**
 - ・ **特定健康診査等負担金等** **2,377 百万円**
国民健康保険の被保険者に対する特定健康診査・特定保健指導が適切に実施されるよう、区市町村及び国民健康保険組合を支援します。
 - ・ **後期高齢者医療健康診査事業** **1,740 百万円**
75歳以上の後期高齢者に対する健康診査が適切に実施されるよう、後期高齢者医療広域連合を支援します。

2 難病患者の療養生活を支援します

難病は、長期の療養を要し、患者や家族の負担も大きいことから、質の高い医療と安定した療養生活の確保を図るため、医療費助成や在宅難病患者の療養支援を実施します。

国の基本方針や、難病患者を取り巻く状況等を踏まえ、難病患者の療養生活の質の向上を図っていきます。

主な事業展開

- **難病等医療費助成** **24,944 百万円**
 - ・ 国の指定難病及び都独自に対象としている疾病について、医療費の自己負担の一部を助成します。

- **在宅難病患者訪問診療事業** **132 百万円**
 - ・ 医療の確保と療養環境の向上を図るため、寝たきり等により専門的な診療を受けることが困難な在宅難病患者に対して、専門医等による訪問診療を実施します。

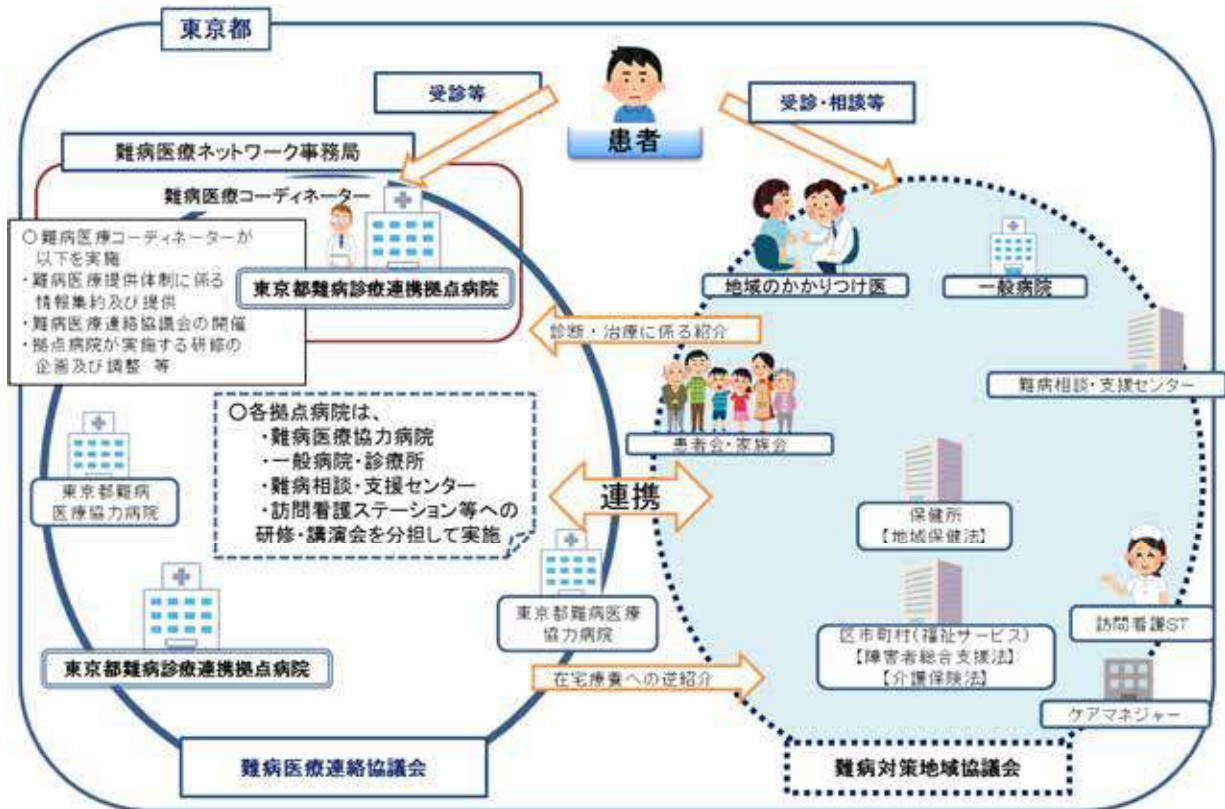
- **一時入院事業** **127 百万円**
 - ・ 在宅難病患者が、家族等の介護者の疾病や事故等により、一時的に介護を受けられない場合に入院できる体制を整備し、安定した療養生活の確保を図ります。

- **難病医療ネットワーク** **28 百万円**
 - ・ 難病患者が、早期診断から在宅療養まで、適切な医療が受けられるよう、都が指定する難病診療連携拠点病院と難病医療協力病院を中心とした医療提供体制を確保します。

- **難病相談・支援センター事業** **42 百万円**
 - ・ 難病相談・支援センター及び多摩難病相談・支援室において、難病患者やその家族の日常生活上の悩み・不安等を解消するための、きめ細かな相談支援や、就労に関する支援を行うなど、療養生活の安定及び継続を図ります。

- **難病対策地域協議会** **4 百万円**
 - ・ 難病患者が安定した療養生活を送ることができるよう、保健所を中心に、地域の関係機関による難病対策地域協議会を設置し、地域における課題の把握や情報収集を行い、支援体制を協議・検討します。また、東京都難病対策地域協議会を設置し、都内全体の情報収集を行い、各保健所へフィードバックするなど、取組の均てん化を図ります。

＜東京都における難病医療提供体制のイメージ＞



※ 東京都では、このイメージ図のように、拠点病院及び協力病院を中心に難病医療ネットワークを構築し、難病患者を早期診断から地域での療養生活まで支える体制の充実を図っていきます。

3 自殺対策を総合的に推進します

自殺予防に係る都民意識の向上、関係機関の連携強化、ハイリスク者に対する支援等の自殺のリスクに応じた対策を総合的に推進し、安心して生きられる社会の実現を目指します。

主な事業展開

- ◎ **自殺総合対策東京会議** **4 百万円**
 - ・ 保健、医療、福祉、労働、教育、警察など様々な分野の関係機関が参画する自殺総合対策東京会議において、東京都自殺総合対策計画の進行管理を行うとともに、重点的に取り組む施策の検討を行います。
 - ・ 東京都地域自殺対策推進センターにおいて、区市町村が地域の実情に応じた自殺対策を推進できるよう、情報提供や区市町村の自殺対策計画策定等の支援を行います。

- ◎ **こころといのちの相談・支援 東京ネットワーク【一部新規】** **28 百万円**
 - ・ 自殺念慮者や未遂者がその悩みに応じた相談・支援を受けられるよう、関係機関によるネットワークを構築し、自殺の未然防止を図ります。
 - ・ 救急医療機関に搬送された未遂者の自殺再企図を防止するための相談窓口「東京都こころといのちのサポートネット」による支援を行います。
 - ・ 自死遺族の方々が抱える心の悩みや、相続などの法的な問題に対応できる様々な相談窓口に関する情報提供を行います。
 - ・ 働く世代の自殺防止を図るため、経営者や人事労務・健康管理担当者等を対象とした講演会を開催するとともに、企業訪問による個別フォローアップを実施するなど、職場における心の健康づくりや自殺防止対策への取組を支援します。
 - ・ 悩みに応じた相談窓口等を掲載した小・中・高校生向けポケット相談メモについて、公立学校に加え、私立学校にも配布します。【新規】

- ◎ **東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～** **62 百万円**
 - ・ 自殺相談専用の電話相談窓口を設置し、自殺につながるような悩みを抱える人からの相談に応じるとともに、必要に応じて各分野の専門相談機関と連携し支援につなげることで自殺防止を図ります。

- ◎ **SNS 自殺相談【一部新規】** **102 百万円**
 - ・ 若年層が相談しやすい環境の整備を図るため、SNS を活用した自殺相談を、通年で実施します。【新規】

◎ 自殺防止！東京キャンペーン

8 百万円

- ・ 9 月及び 3 月を「自殺対策強化月間」に設定し、自殺に関する正しい認識や、自殺の多くは社会的な取組で防止できること、悩みを解決するための相談・支援機関があること等を広く都民に伝えるための普及啓発を行います。また、自殺相談ダイヤルや SNS 自殺相談などの相談時間を一部延長するなど、特別相談を実施します。

第6 都民の安心を支える質の高い医療提供体制の整備を進めます

（医療を取り巻く状況）

○ 我が国では、国民皆保険制度の下、誰もが必要な医療を受けることができる医療提供体制が整備されています。

今後、急速な高齢化の進展に伴い、がんを含めた生活習慣病など慢性疾患の患者や複数の疾患を抱える患者、病気になっても住み慣れた地域で療養生活を送ることを希望する患者等の増加などが見込まれます。

○ こうした医療ニーズの増大・多様化に対応し、必要な時に必要な医療・介護が受けられる社会の実現などを目指して、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（プログラム法）に基づく措置として、平成26年に医療介護総合確保推進法*が制定され、地域における効率的かつ質の高い医療提供体制の確保や地域包括ケアシステムの構築を目指す方針が示されました。

* 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律

○ この中で、患者が症状や状態に応じた適切な医療を受けられるよう、病床の機能分化・連携や医療と介護の連携による在宅療養環境の整備等を推進することを目的として、都道府県は、平成37年（2025年）の医療需要の推計や、目指すべき医療提供体制とそれを実現するための施策などを内容とする地域医療構想を策定することが義務づけられ、すべての都道府県が構想を策定しています。

○ 平成30年7月に医療法及び医師法の一部が改正され、医師確保計画の策定など、都道府県における医師確保対策の実施体制強化が図られるとともに、国において医師の勤務環境の改善に向けた検討が進められています。

（都の取組）

○ 都は、保健医療施策の方向性を明らかにする総合的な計画である「第七次東京都保健医療計画」（平成30年3月）に基づき、がん、脳卒中や糖尿病などの疾病に関する医療連携や、救急・災害医療、周産期・小児医療、在宅医療、外国人患者への医療などの医療提供体制の整備、保健医療を担う人材の確保等に取り組んでいきます（本計画については、P13参照）。

- 「東京都地域医療構想」（平成28年7月策定）では、患者の受療動向や将来の人口推計などを踏まえて、平成37年（2025年）の高度急性期、急性期、回復期、慢性期ごとの病床数の必要量の推計等を行うとともに、東京の将来の医療の姿として、「誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる『東京』」を掲げ、その実現のために4つの基本目標を設定しました。地域医療構想は、保健医療計画の改定にあわせて、保健医療計画と一体化しています。

平成28年に構想区域*ごとに設置した「地域医療構想調整会議」において、医療機関、医療関係団体、保険者、区市町村等が、構想区域の現状や課題を共有しながら連携して、病床の機能分化・連携の推進や地域における医療機能の確保等について検討を行っています。

*必要な病床の整備を図るとともに、地域における病床の機能分化及び連携を推進するための単位で、都内では13区域

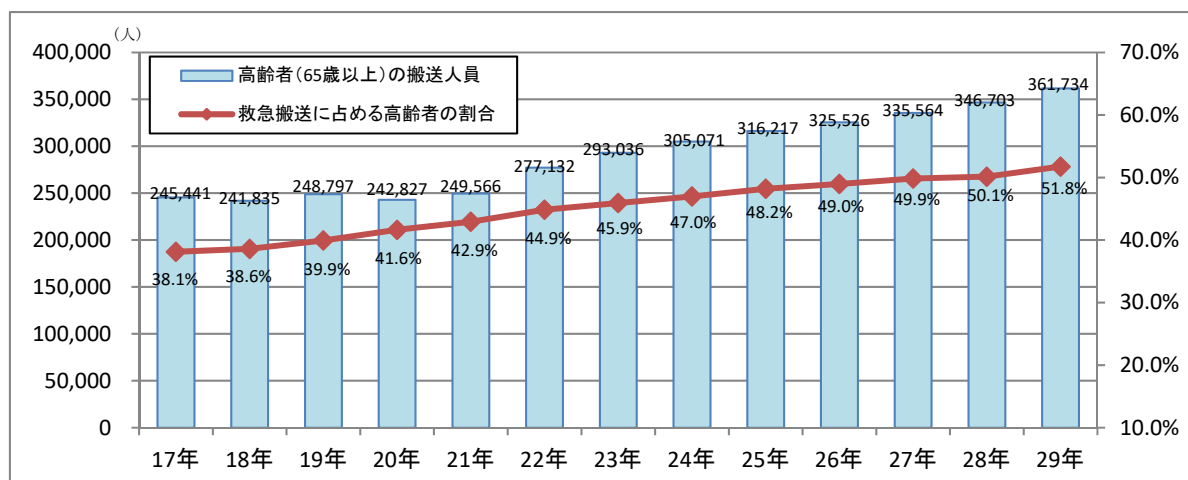
- また、有識者等で構成される東京都地域医療対策協議会での協議に基づく施策を東京都地域医療支援センター等で進めています。さらに、「東京都地域医療介護総合確保基金」も活用しながら、医療基盤の充実や医療人材の確保等に取り組んでいます。

【救急医療対策】

- 365日24時間の安心を支えるため、救急医療機関における休日や夜間に入院可能な病床の確保や救急患者の受入れの促進を図っています。

また、高齢化の進展等による救急搬送件数の増加傾向を踏まえ、搬送先医療機関の選定や搬送時間の短縮を図り、より迅速に救急患者を受け入れる体制を確保するため、「救急患者の迅速な受入れ」、「トリアージの実施」、「都民の理解と参画」からなる「救急医療の東京ルール」の取組を推進するとともに、救急医療機関の受入れ体制の強化や転院搬送体制の整備などを進めています。

＜高齢者の救急搬送人員の推移（東京都）＞



資料：東京消防庁「東京消防庁統計書」より作成

【災害医療対策】

- 大規模災害の発生時にも、都民に適切な医療が提供できるよう、多数の重症者を受け入れる災害拠点病院等の医療機関の耐震化やBCPの策定を促進するとともに、東京DMATの整備や、災害医療コーディネーターを中心とした連絡・調整体制の構築、区市町村支援など、災害時の医療提供体制の強化に取り組んでいます。

また、大規模イベント開催時等における医療・救護体制の強化に向けた取組を行っています。

【周産期医療対策】

- 「東京都周産期医療体制整備計画」（平成30年3月改定）に基づき、ハイリスク妊産婦や低出生体重児に対応する周産期母子医療センターの整備、中核病院と地域の医療機関の機能分担、搬送体制の強化など、母体・胎児・新生児のリスクに応じた総合的な周産期医療体制の確保に取り組んでいます。

<出生数、低出生体重児数及び低出生体重児出生率の推移（東京都）>



資料：厚生労働省「人口動態統計」より作成

【小児医療対策】

- 重篤な小児救急患者を迅速に受け入れ、高度な救命治療を行う「東京都こども救命センター」など、初期から三次までの医療機関の連携体制を構築し、小児特有の症状に応じた適切な小児救急医療体制の充実を図っています。

【がん医療対策】

- 「東京都がん対策推進計画（第二次改定）」（平成30年3月）に基づき、がん医療・緩和ケアの提供体制、小児・AYA 世代*や働く世代などのライフステージに応じたがん医療等の提供、相談・支援や情報提供等の充実などに取り組んでいきます。（本計画については、P15参照）。

*AYA 世代：主に15歳以上40歳未満の思春期及び若年成人世代を指す

【疾病ごとの医療連携体制】

- 脳卒中、糖尿病、心血管疾患について、疾病別に中核医療機関と地域の医療機関の医療連携体制を構築するとともに、これを支える地域の実情に応じた区市町村の取組等を支援しています。

【在宅療養環境の整備】

- 医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して自分らしい生活が続けられるよう、在宅医療・介護の連携推進に取り組む区市町村を支援するとともに、入院患者の在宅療養生活への円滑な移行に向けた入院医療機関と地域の医療・介護関係者の連携の充実や、地域で在宅療養を担う人材の育成・確保に取り組んでいます。

【医療人材対策】

- 小児科・産科・救急医療・へき地医療等、医師の確保が困難な医療分野に従事する人材を確保するため、医師奨学金制度や東京都地域医療支援ドクター事業などを実施しています。

また、都内の医療機関、福祉施設等に必要とされる看護職員を安定的に確保するため、養成・定着・再就業対策を柱に総合的な確保対策に取り組んでいます。

さらに、医療機関が行う医療従事者の負担軽減や勤務環境の改善、復職支援等の取組を支援しています。

（平成31年度取組）

- 1 都民の安全・安心を守る救急医療・災害医療体制を整備します**
- 2 安心して子供を産み、育てられる周産期医療・小児医療体制を確保します**
- 3 がん・脳卒中・糖尿病等の疾病別の医療連携体制や、在宅療養環境の整備を進めます**
- 4 医療人材の確保・育成を支援します**

1 都民の安全・安心を守る救急医療・災害医療体制を整備します

高齢化に伴う救急搬送の増加等に的確に対応し、より迅速に適切な医療を受けられるよう、初期、二次、三次からなる救急医療体制の整備を進めます。

また、首都直下地震等の大規模災害時にも、迅速かつ適切な医療救護活動が行えるよう災害拠点病院等の医療体制の強化を進めます。

主な事業展開

◎ 「救急医療の東京ルール」の推進 589 百万円

- ・ 高齢化等に伴う救急搬送件数の増加傾向を踏まえ、救急搬送時間を短縮し、迅速・適切な救急医療を確保するため、「救急医療の東京ルール」に基づく取組を推進します。

[東京都地域救急医療センター指定施設 89施設（平成31年1月現在）]

東京ルールⅠ 「救急患者の迅速な受入れ」

- ・ 地域の救急医療の中核となる指定二次救急医療機関を「東京都地域救急医療センター」に指定。救急隊による搬送先選定に時間を要する事案について、地域内の受入先の調整を実施
- ・ 地域内の調整では受入れが困難な場合、東京消防庁に配置した「救急患者受入コーディネーター」が都全域で受入調整を実施

東京ルールⅡ 「トリアージの実施」

- ・ 救急医療の要否や優先順位を判断する「トリアージ」を救急の様々な場面で実施

東京ルールⅢ 「都民の理解と参画」

- ・ 都民の大切な社会資源である救急医療を守るため、都民一人ひとりが適切な利用を心がけるよう普及啓発を実施

○ 休日・全夜間診療事業 3,451 百万円

- ・ 入院治療を必要とする救急患者（内科系、外科系）に365日24時間対応するため、休日及び夜間の救急入院が可能な病床を確保します。

[休日・全夜間診療事業参画医療機関（内科系・外科系） 238施設（平成31年1月現在）]

◎ 救急搬送患者受入体制強化事業 413 百万円

- ・ 救急医療機関において救急依頼に対応できないケースを減らすため、医師や看護師以外でも対応可能な調整業務を行う人材を配置し、救急搬送患者の受入体制の強化を図ります。

○ 転院搬送体制等整備事業

12 百万円

- 医療機関から転院搬送する際に、緊急度に応じて病院所有の救急車や民間救急車を活用する医療機関に対し、経費の一部を補助することにより、救急車の適正利用を推進します。

◎ モバイル ICU/ER による高度病院間緊急搬送体制の構築【新規】 28 百万円

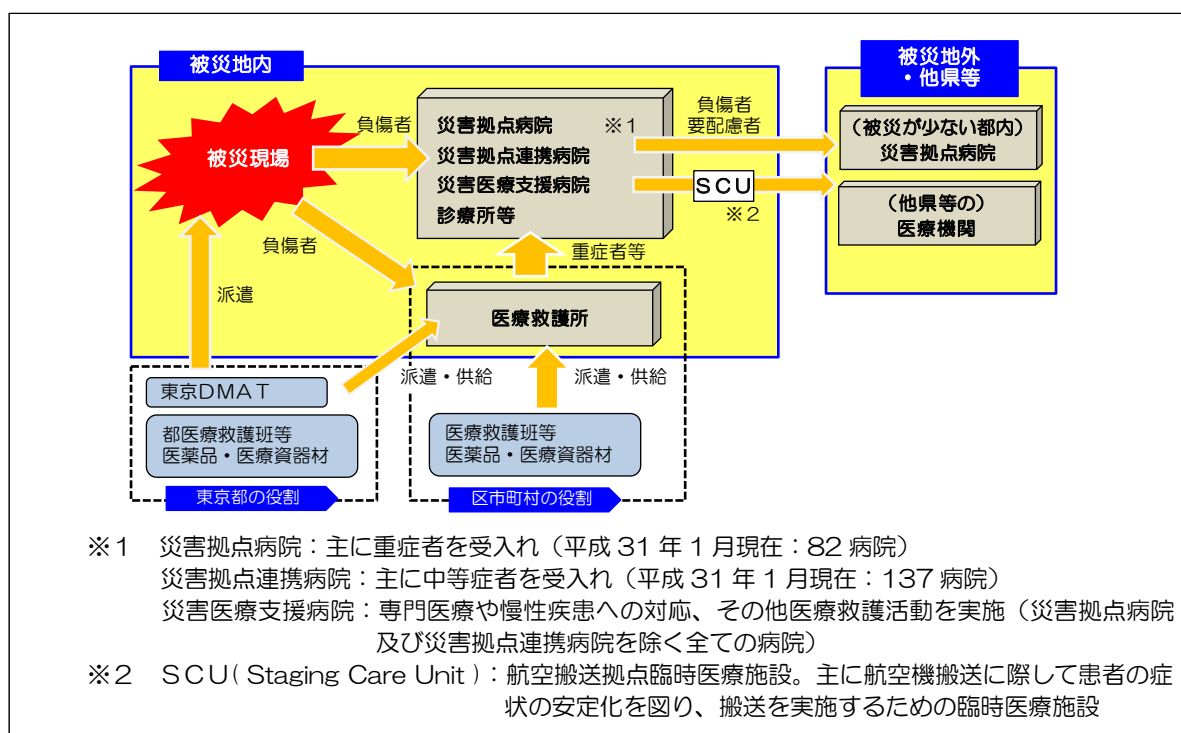
- 病院間搬送が必要な重症患者等を、集中治療機能等を備えた緊急車両（モバイル ICU/ER）で専門医療チームが迎えに行き、高度治療を継続しながら患者の病状に最適な病院に運ぶなど新たな仕組みの構築に向けた取組を進めます。

○ 災害時の医療提供体制の整備

186 百万円

- 災害時に関係機関が連携して迅速かつ適切な医療救護活動を行うため、「東京都災害医療協議会」において、都全域の災害医療体制を検討するとともに、二次保健医療圏ごとに設置する「地域災害医療連携会議」において、地域の実情に応じた医療救護体制の整備を進めます。
- 都内全ての医療施設の役割分担を明確化し、重症患者に対応する災害拠点病院や中等症患者を受け入れる災害拠点連携病院の指定など、医療提供体制の強化を図ります。
- 他県からの医療支援チームの受入れや患者の搬送に関する調整など、都及び各二次保健医療圏に災害医療コーディネーターを中心とした連絡・調整体制を整備します。

<災害時医療救護の流れ>



- ◎ **医療施設耐震化の促進** 1,832 百万円
 - ・ 災害時の医療機能を確保するため、救急医療機関など都内全ての病院を対象に、耐震診断、新築建替、耐震補強工事に必要な経費の一部を補助し、耐震化を促進します。

- ◎ **医療施設耐震計画の策定支援** 183 百万円
 - ・ 耐震化の工事時期が未定の病院や耐震化の計画がない病院に対し、基本計画の策定に当たりコンサルタントを活用する費用を補助することにより、耐震化を支援します。

- ◎ **災害拠点病院等における電源等確保対策の強化【新規】** 298 百万円
 - ・ 災害拠点病院及び災害拠点連携病院が行う自家発電設備の浸水対策並びに地震の揺れによる破損対策の工事費、給水設備の整備に係る経費等を補助し、災害時における医療提供体制を強化します。

- **「東京DMAT」の整備** 65 百万円
 - ・ 大震災等の自然災害や大規模な交通事故、NBC災害等の現場で、救命処置を実施する災害医療派遣チーム（東京DMAT）を編成しています。
[東京 DMAT 指定病院 25病院]
 - ・ NBC災害時に迅速かつ的確な医療救護活動を行うため、医療資器材の整備や教育・訓練を実施し、体制整備を強化します。

- **医療施設防火対策緊急整備事業** 319 百万円
 - ・ 平成26年の政令改正によりスプリンクラー等の設置が義務付けられた医療施設や設置義務はないがスプリンクラーを整備する医療施設等に対し、整備に要する経費を補助することにより、防火対策を強化します。

- **区市町村における災害医療計画の策定支援** （包括補助）
 - ・ 大規模災害発生に備え、区市町村災害医療コーディネーターを中心とした地域災害医療の確保を図るため、災害時の医療機能を確保するための計画策定や緊急医療救護所の設置準備などに取り組む区市町村を包括補助により支援します。 [医療保健政策区市町村包括補助]

- **大規模イベント時における医療提供体制の強化** 19 百万円
 - ・ 東京2020大会をはじめとする大規模イベント開催時の医療・救護体制の強化を図るため、「東京都が主催する大規模イベントにおける医療・救護計画ガイドライン」に基づき、多数傷病者の発生原因別に、発災直後の医療提供体制の整備を行います。

2 安心して子供を産み、育てられる周産期医療・小児医療体制を確保します

限られた医療資源を有効活用し、中核病院と地域の医療機関等がリスクに応じた役割分担と連携を図ることなどにより、的確に医療を提供する周産期医療・小児医療体制を確保します。

主な事業展開

○ 周産期母子医療センターの運営費補助 1,233 百万円

- NICU*や GCU*等を有し、産科・小児科が一貫した総合的かつ高度な医療をハイリスクな妊産婦や新生児に対して提供する周産期母子医療センターの運営費等の一部を補助します。
- 搬送調整や受入業務を行う医師の負担軽減を図るため、助産師、看護師等の配置を支援します。

また、早期から在宅への移行支援を行うNICU入院児支援コーディネーターの配置や、ハイリスク新生児の望ましい成長発達を支援する理学療法士の配置を支援します。

[総合周産期母子医療センター 13施設、地域周産期母子医療センター 14施設（平成31年1月現在）]

*NICU：新生児の治療に必要な保育器、人工呼吸器等を備え、24時間体制で集中治療が必要な新生児の治療を行う場。新生児集中治療管理室。

*GCU：NICUの後方病床。NICUにおける治療により急性期を脱した児、又は入院時より中等症であってNICUによる集中治療までは必要としないものの、これに準じた医療的管理を要する児を収容する。

◎ 母体救命対応総合周産期母子医療センターの運営 258 百万円

- 緊急に母体救命処置を必要とする妊産婦の受入先が近くの救急医療機関で決まらない場合に、救急部門の医師と連携して必ず受け入れる母体救命対応総合周産期母子医療センター（「スーパー総合周産期センター」）を指定し、母体救命搬送体制を確保します。

[スーパー総合周産期センター 6施設（平成31年1月現在）]

○ 周産期搬送コーディネーターの設置 36 百万円

- 都内を8つの周産期搬送ブロックに分け、ブロック内の総合周産期母子医療センターで受入れや搬送先の調整が困難な場合に、東京消防庁に設置したコーディネーターがブロック間の搬送調整等を行い、緊急性を有する母体・新生児を迅速に医療施設につなぎます。

◎ 周産期医療施設等整備費補助

496 百万円

- 高度な周産期医療を適切に提供するため、M-FICU*や NICU 等を整備する周産期母子医療センターに対し、施設設備整備費を補助します。

*M-FICU：合併症妊娠、胎児異常等、母体又は胎児におけるハイリスク妊娠に対応するため、分娩監視装置、人工呼吸器等を備え、主として産科のスタッフが24時間体制で治療を行う施設。母体・胎児集中治療管理室。

◎ 周産期医療ネットワークグループの運営

18 百万円

- 8つの周産期搬送ブロックごとに、周産期母子医療センターを中核とした、一次、二次、三次の周産期医療機関によるネットワークグループを構築し、症例検討会や研修等を通じて、医療機関の機能分担と連携強化を図ります。[8グループ]

◎ 周産期連携病院（休日・全夜間診療事業）

184 百万円

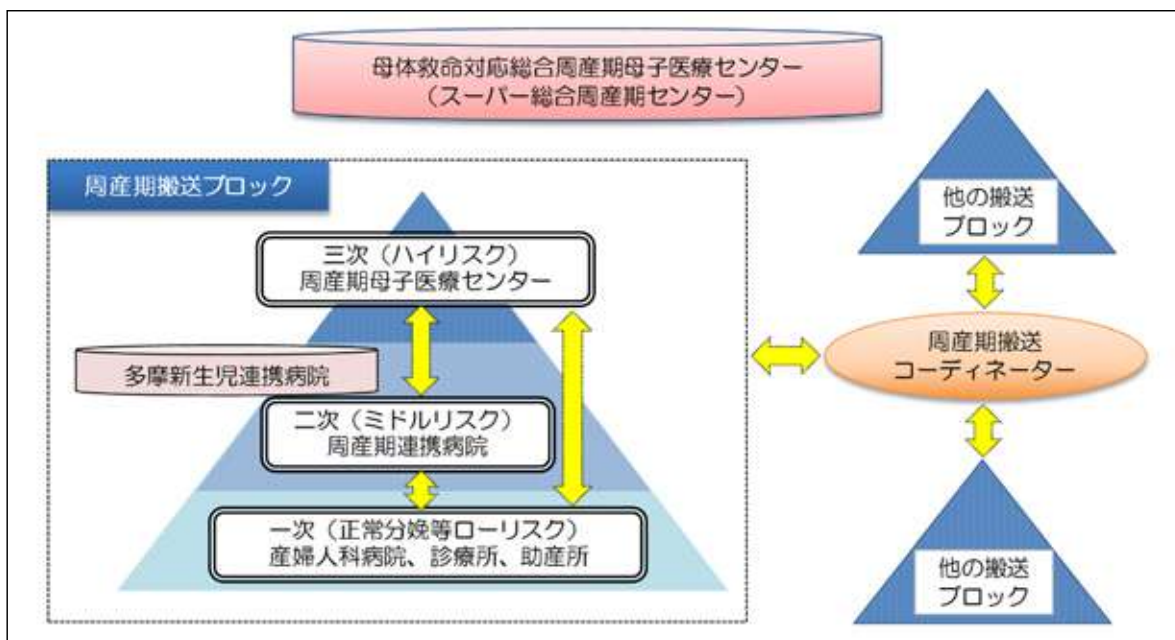
- 周産期母子医療センターへの分娩・搬送の集中を緩和するため、ミドルリスクの妊産婦を受け入れる救急医療機関を周産期連携病院に指定し、休日や夜間における妊産婦の救急搬送受入体制を確保します。[周産期連携病院 12施設（平成31年1月現在）]

○ 多摩新生児連携病院

35 百万円

- 周産期母子医療センターの少ない多摩地域において、比較的高いリスクの新生児に対応可能な医療機関を指定し、新生児受入体制を確保します。[1施設（平成31年1月現在）]

<東京都における周産期搬送体制>



- ◎ **在宅移行支援病床運営事業** 77 百万円
- ・ NICU や GCU に長期入院している小児や呼吸管理を必要とする小児が、在宅療養生活に円滑に移行できるよう、NICU・GCU と在宅療養の間に中間的な病床として在宅移行支援病床を設置する周産期母子医療センター等に対し、運営に必要な経費の一部を補助します。
- **NICU等入院児の在宅移行支援事業** 5 百万円
- ・ 退院後も医療的ケアが必要な NICU 等入院児の在宅療養への円滑な移行を推進するため、周産期母子医療センターや訪問看護ステーション等に対し、外泊訓練や関係機関の調整会議等の経費を補助することにより、退院に向けた支援の充実を図ります。
- **小児等在宅移行研修事業** 11 百万円
- ・ 周産期母子医療センターやこども救命センターにおける治療後、円滑に在宅療養に移行できるよう、医療機関の医師・看護師・MSW*等や、保健所、区市町村の職員等を対象に、必要な知識や技術習得のための研修を実施します。
- *MSW（Medical Social Worker）：主に医療機関や老人保健施設等に勤務し、医師・看護師・理学療法士などと共に、患者・家族への相談や、様々な援助を行う。医療ソーシャルワーカー。
- ◎ **在宅療養児一時受入支援事業** 19 百万円
- ・ 周産期母子医療センター等が、在宅療養に移行したNICU等長期入院児を、定期的医学管理及び保護者のレスパイトケアを目的として一時的に受け入れる場合に、必要な病床や看護師等の確保に要する経費の一部を補助します。
- **産科医等確保支援事業** 173 百万円
- ・ 産科医や助産師に分娩手当等を支給する分娩取扱機関に対し、経費の一部を補助することにより、産科医療機関及び産科医等の確保を図ります。
- **産科救急対応向上事業** 3 百万円
- ・ 分娩取扱施設の医師及び看護師等を対象として、産科救急に関する研修を実施し、初期対応の強化を図ります。
- **新生児医療担当医育成支援事業** 5 百万円
- ・ 臨床研修終了後の専門的研修において小児科を選択し、かつ NICU 等で新生児医療を担当する医師に研修医手当等を支給する医療機関に対し、経費の一部を補助することにより、将来の新生児医療を担う医師の育成を図ります。

○ 災害時周産期医療対策【新規】

6百万円

- ・ 災害時の周産期医療提供体制について検討を進めるとともに、災害医療コーディネーターのサポート役として小児・周産期医療に関する調整を行う「災害時小児周産期リエゾン」の養成・配置を行います。

◎ 東京都こども救命センターの運営

201百万円

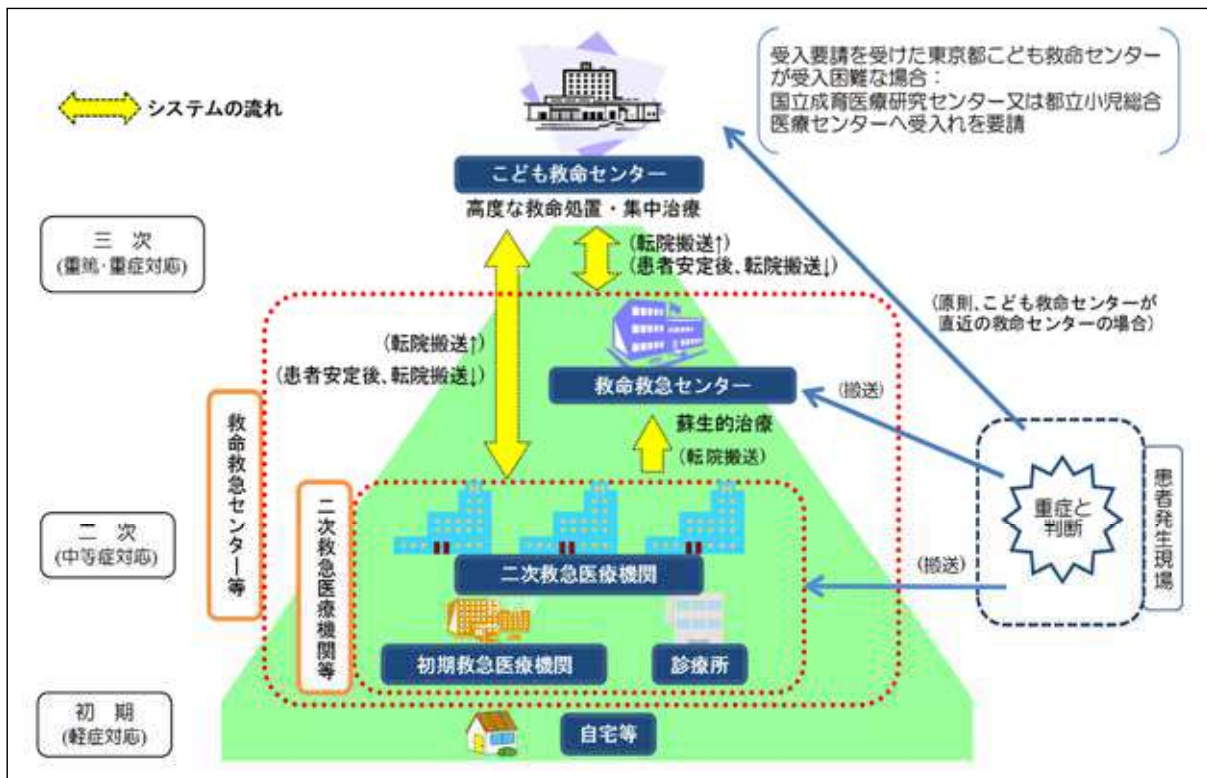
- ・ 重篤な小児救急患者を迅速に受け入れ、高度な救命治療を行う「東京都こども救命センター」4病院を中核として、こども救命搬送システムによる、小児特有の症状に対応した適切な医療提供体制を構築します。
また、退院支援コーディネーターを配置し、円滑な転退院を支援します。

○ 小児集中治療室医療従事者研修事業

6百万円

- ・ 小児の集中治療に係る専門的な研修を実施し、小児の救命救急及び集中治療に従事する医師を養成します。

<こども救命搬送システム>



○ 休日・全夜間診療事業（小児）

961百万円

- ・ 入院治療を必要とする小児の救急患者に365日24時間対応するため、休日及び夜間の救急入院が可能な病床を確保します。

[休日・全夜間診療事業参画医療機関（小児） 53施設（平成31年1月現在）]

- ・ 緊急性の高い患者を迅速に適切な医療につなげるため、救急医療の要否や診療の優先順位を判断する「トリアージ」を行う専任看護師を休日・全夜間診療事業（小児）の参画医療機関に配置します。【5施設】

○ **地域において小児救急医療を担う人材の養成・確保【一部新規】** 17百万円

- ・ 地域の小児初期救急診療を担う医師を確保するため、地域の診療所の医師を対象とした小児救急医療に関する臨床研修等を実施します。
- ・ また、診療所医師と指定二次救急医療機関（小児科）の医師等を対象とした専門的な研修受講への支援を行うことにより、地域の小児救急医療水準の向上を図り、小児救急医療を担う人材の確保を進めます。【新規】

3 がん・脳卒中・糖尿病等の疾病別の医療連携体制や、在宅療養環境の整備を進めます

「東京都がん対策推進計画」に基づき、がん診療連携拠点病院や東京都がん診療連携拠点病院等を整備し、高度で専門的ながん医療提供体制を確保するとともに、小児・AYA 世代のがんの診療連携体制の強化・構築及び相談支援の充実に取り組みます。

また、脳卒中や糖尿病等の疾病別の医療連携体制を構築し、速やかに専門的な医療を受けられる体制を整備します。

さらに、高齢化の急速な進展による医療ニーズに対応し、病床の機能分化・連携を推進するとともに、医療・介護の連携強化など在宅療養環境の整備を進めます。

主な事業展開

◎ がん診療連携拠点病院事業 302 百万円

- ・ 質の高いがん医療の提供と地域のがん医療水準の向上を図るため、「がん診療連携拠点病院」を整備し、緩和ケアを含め、患者の症状に的確に対応できるがん医療提供体制を確保します。[がん診療連携拠点病院 27病院（平成31年1月現在）]
- ・ 仕事をしながら治療を行う患者やその家族の利便性に配慮し、がん診療連携拠点病院の相談支援センターの一部で相談時間を休日や夜間にも拡大して実施しています。

◎ 東京都がん診療連携拠点病院の整備 104 百万円

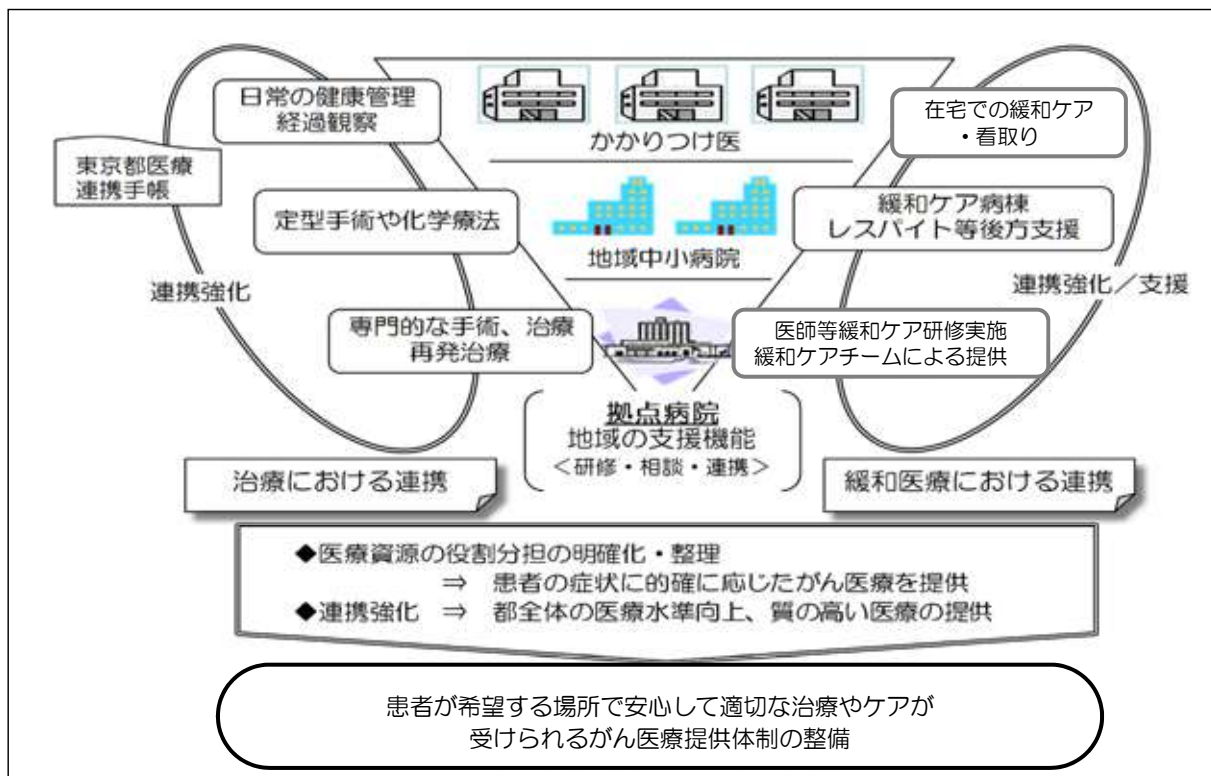
- ・ 国が指定するがん診療連携拠点病院と同等の機能を有する医療機関を、「東京都がん診療連携拠点病院」として都独自に整備し、高度な診療機能、研修機能、地域医療連携機能等を充実します。[東京都がん診療連携拠点病院 8病院（平成31年1月現在）]

○ 地域がん診療病院事業 8 百万円

- ・ がん診療連携拠点病院が指定されていない二次保健医療圏において、緩和ケア、相談支援等の基本的ながん診療機能を確保した病院を整備し、隣接する二次保健医療圏のがん診療連携拠点病院と連携して、質の高いがん医療提供体制を確保します。

[地域がん診療病院 1病院（平成31年1月現在）]

＜都におけるがん医療提供体制＞



◎ **東京都小児がん診療連携推進事業【一部新規】** 16 百万円

- ・ 希少がんである小児がんの患者に対し速やかに適切な医療を提供するため、小児がん拠点病院及び東京都小児がん診療病院で構成する診療連携ネットワークを中心として、「東京都小児がん診療連携協議会」を設置・運営し、症例検討会や相談支援員向け研修の実施など、都全体の小児がん診療連携体制の強化や相談支援体制の充実等に取り組みます。〔小児がん拠点病院（国指定） 2病院、東京都小児がん診療病院 11病院（平成31年1月現在）〕
- ・ また、小児がんの疑いのある患者をネットワーク参画病院等に適切につなげられるよう、地域の小児科等の医師等を対象に、小児がんに関する研修会を開催します。
- ・ 患者や家族へのケアなど、小児がん特有の課題に対応した適切な緩和ケアを提供するための研修を実施します。【新規】

◎ **緩和ケア推進事業【一部新規】** 10 百万円

- ・ 薬剤師、リハビリテーション職、臨床心理士等に対する緩和ケア研修プログラムを開発して研修を行い、地域の医療従事者への緩和ケアの知識等の普及を図ります。

◎ **AYA世代等がん患者支援事業【一部新規】** 19 百万円

- ・ AYA 世代のがん患者への支援体制の構築に向け、小児科と成人診療科間等における連携や相談支援強化に向けたモデル事業を実施します。

- ◎ **がん患者の治療と仕事の両立支援事業【一部新規】** 12 百万円
 - ・ がん患者の治療と仕事の両立を支援するため、働きながら治療を受けやすい医療提供体制の構築等に向け、平日夜間や土日における外来薬物療法を試行実施します。

- **疾病ごとの医療連携体制の整備** 104 百万円
 - ・ **脳卒中医療連携推進事業** 23 百万円

脳卒中を発症した患者を速やかに急性期医療機関に救急搬送するとともに、地域において切れ目のない医療・介護サービスを受けることができる体制を推進します。
 - ・ **糖尿病医療連携推進事業** 31 百万円

糖尿病の専門医療の提供可能な医療機関の確保、合併症予防の取組、地域における病院・診療所間の医療連携を推進します。
 - ・ **心臓循環器救急医療体制整備事業** 50 百万円

CCU*協議会の実施や CCU 医療従事者等への研修等、CCU 救急医療機関のレベルアップと連携体制を確立し、心臓循環器患者の生命の安全を図ります。

*CCU (Coronary Care Unit) : 主に急性心筋梗塞等の冠状動脈疾患の急性危機状態の患者を収容し、厳重な監視モニター下で持続的に管理する部門

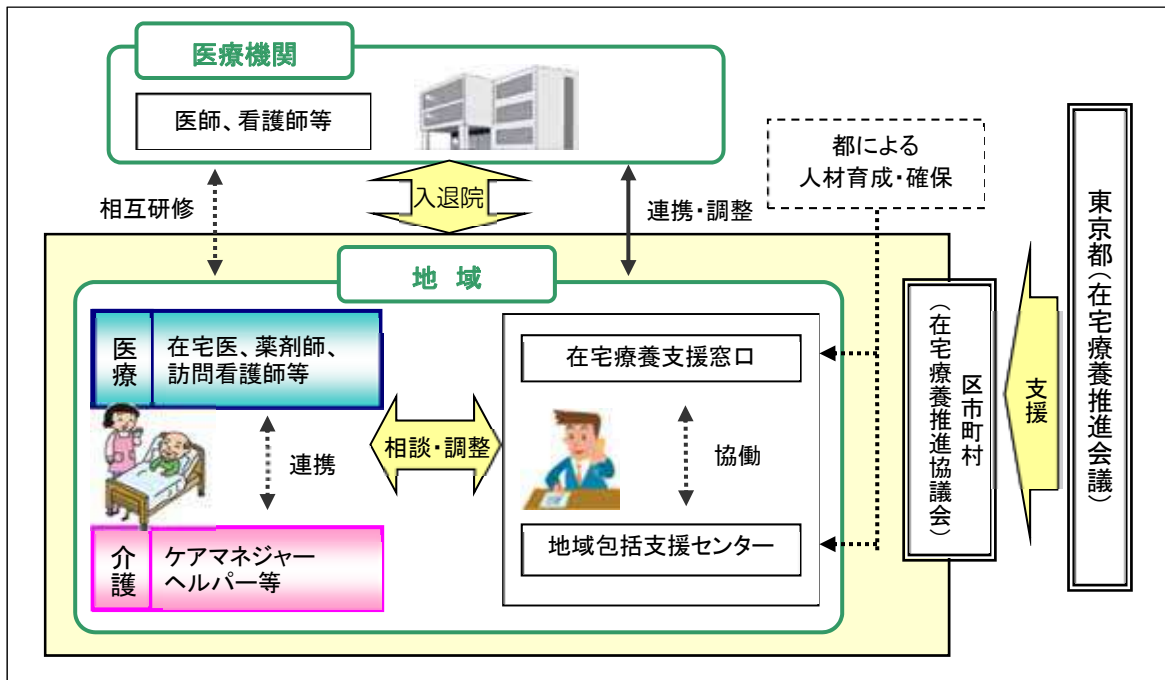
- **慢性心不全対策** 1 百万円
 - ・ 高齢者に多い慢性心不全の発症や増悪の兆候があった場合に、早期に介入し、適切な治療につなげ、身体機能の悪化を防止するため、介護職、訪問看護師等の多職種を対象とした研修を実施します。

- ◎ **東京都在宅療養推進会議（在宅療養普及事業）【一部新規】** 15 百万円
 - ・ 都民、医療・介護関係者、関係団体等で構成する「東京都在宅療養推進会議」において、都民が地域で安心して在宅療養ができる環境づくりを進めるため、医療と介護の連携体制の整備や、在宅療養等に関する都民・関係者への普及啓発等に関する検討などの取組を進めていきます。

- ◎ **退院支援人材育成事業** 7 百万円
 - ・ 退院支援専門部署を設置していない医療機関に対して、退院支援・調整に必要な知識や技術に関する研修を実施し、退院支援・調整業務に従事する人材の確保を図ります。

- ◎ **在宅療養に係る多職種連携連絡会の運営** 12 百万円
 - ・ 在宅療養患者の支援体制を整備するため、多職種による相互理解・連携強化のための連絡会や、在宅療養に関する都民の理解を深めるための普及啓発を実施します。

＜在宅療養支援体制のイメージ＞



◎ 区市町村在宅療養推進事業

620 百万円

- 在宅療養における医療と介護の連携を推進するため、24時間診療体制や後方支援病床の確保など切れ目のない在宅医療・介護提供体制の構築や医療・介護関係者等の情報共有への支援、医療的ケアが必要な小児等の在宅医療体制の整備など区市町村の地域の実情に応じた取組を支援します。

○ 東京都多職種連携ネットワーク事業【新規】

30 百万円

- 各地域で運用されている複数の多職種連携システムからそれぞれの患者情報に円滑にアクセスできる共通のポータルサイトを構築し、地域の医療・介護関係者の情報共有を充実するとともに、病院と地域の情報共有、病院間の連携にも活用するなど、広域的な連携を促進します。

○ 在宅療養研修事業

10 百万円

- 各地域の在宅療養推進の中心的な役割を担う人材（在宅療養地域リーダー）を育成する研修や、病院と診療所の連携を推進する相互研修、病院医師、スタッフの在宅療養に関する理解を促進する研修を実施します。

- ◎ **在宅医療参入促進事業【一部新規】** **22 百万円**
 - ・ 訪問診療等を実施していない診療所医師等を対象に、在宅医療に関する理解を促進するためのセミナーを開催するとともに、在宅医の訪問診療に同行して実際の現場を体験できる同行研修を実施し、在宅医療への参入を促進します。

- ◎ **入退院時連携強化事業** **239 百万円**
 - ・ 医療機関等で入退院支援に取り組む人材の育成や、入退院時の地域の医療・介護関係者との連携を一層強化し、在宅療養生活への円滑な移行を促進します。

- **小児等在宅医療推進研修事業** **5 百万円**
 - ・ 診療所等の医師等に対し小児医療に関する研修を実施し、小児等在宅医療への参入促進を図ります。

- ◎ **暮らしの場における看取り支援事業** **16 百万円**
 - ・ 住み慣れた地域で安心して暮らし、本人の希望する場所で最期を迎えられるよう、医師の看取りに対する理解を深めるための研修や在宅での看取りを行う医療介護職員等の対応力の向上を図る研修を実施します。

- ◎ **地域医療構想推進事業（ソフト）** **685 百万円**
 - ・ 東京都地域医療構想に基づき、病床機能の転換や病床の整備を検討する医療機関に対し、経営分析、転換計画の立案や課題への助言等、医療経営の専門家が支援します。
また、病床機能の転換や病床の整備を行う医療機関に対し、開設準備や人員体制の確保に要する経費の一部を補助します。

- ◎ **地域医療構想推進事業（施設設備整備）** **2,646 百万円**
 - ・ 地域医療構想に基づき、病床機能の転換や病床の整備を行う医療機関に対し、改修・改築等の施設・設備整備費の一部を補助します。

- **地域リハビリテーション支援事業** **38 百万円**
 - ・ 地域において様々な形態で実施されているリハビリテーション事業を支援することにより、保健・医療・福祉が連携した地域リハビリテーションのシステム化を図ります。
[地域リハビリテーション支援センター 12病院（平成31年1月現在）]

- ◎ **人工神経接続装置開発の推進【新規】** **120 百万円**
 - ・ 公益財団法人東京都医学総合研究所において、脊髄損傷患者や脳梗塞患者の身体機能の回復を目指し、独自に開発した「人工神経接続」を用いて、疾患病態に合わせた神経接続方法と刺激方法を新規に開発するための臨床研究を実施します。

- **歯科保健推進事業【新規】** **6 百万円**
 - ・ かかりつけ歯科医をもつことの意識の定着や、乳幼児期から高齢期までの全てのライフステージに応じた適切な口腔ケアが行われるよう、普及啓発等の取組を通じて歯科保健の推進を図ります。

- **周術期口腔ケア推進事業** **5 百万円**
 - ・ がん患者等の治療の苦痛を軽減し QOL を高めるために、周術期の患者の口腔ケアや歯科治療に対応できる歯科医療従事者を育成する研修や、周術期における口腔ケアの大切さについて都民向けの普及啓発を行います。

- **在宅歯科医療推進事業** **7 百万円**
 - ・ 在宅療養患者を支える介護支援専門員や訪問看護師などの多職種等を対象に、口腔内の状況が療養生活に及ぼす影響や歯科支援の重要性などに関する講習会を実施するとともに、口腔内のチェックシートやマニュアルの活用を促進することにより、在宅療養患者の口腔機能の維持、向上を図ります。

- **障害者歯科保健医療の推進【新規】** **17 百万円**
 - ・ 障害者への歯科医療に関する関係者の協議の場を設けるとともに、地域の歯科診療所と高い専門性をもつ歯科医療機関、障害者施設等の連携促進に向けたモデル的取組を実施し、地域における障害者歯科医療の充実を図ります。

- **地域医療連携 ICT システム整備支援事業** **112 百万円**
 - ・ 地域の医療機関間で ICT を活用して患者の医療情報の共有化を図る取組を支援し、地域医療連携を推進します。

- ◎ **外国人旅行者等への医療情報提供体制の整備【一部新規】** **80 百万円**
 - ・ 外国人旅行者等が安心して医療を受けられるよう、外国人患者の受入れ体制の充実に係る第三者認証*を取得する民間医療機関の支援、外国人患者の受入れ体制整備に対する補助、医療従事者向けの外国人対応に関する研修、電話による医療機関向け救急通訳サービス等を実施し、医療機関の受入れ体制の整備を支援します。
*国が構築した JMIP (Japan Medical Service Accreditation for International Patients : 外国人患者受入れ医療機関認証制度) があり、都内では、平成31年1月現在、18医療機関が認証を受けている。
 - ・ また、外国人患者への医療提供体制の充実に向けた検討を進め、外国人患者が地域で安心して受診できるよう地域の実情に応じた受入環境整備を行います。
 - ・ 宿泊施設等で外国人が体調を崩した場合に、スタッフが症状に応じた適切な医療機関への受診を支援できるよう、対応マニュアルを作成します。【新規】

4 医療人材の確保・育成を支援します

都内において救急医療、へき地医療等の医療分野や、小児科、産科等の診療科に従事する医師確保に努めるとともに、医療従事者の勤務環境の改善や定着・再就業を支援するなど総合的な人材確保対策に取り組みます。

主な事業展開

- **医師奨学金制度** **875 百万円**
 - ・ 都内で小児、周産期、救急、へき地医療等に従事する医師を確保するため、これらの医療に将来従事する意志のある学生を対象に奨学金を貸与します。

- **東京都地域医療支援センター事業** **5 百万円**
 - ・ 医療機関における医師確保支援、医師奨学金被貸与者のキャリア形成支援など、都の特性を踏まえた総合的な医師確保対策を推進します。

- **東京都地域医療支援ドクター事業** **18 百万円**
 - ・ へき地及び多摩地域の医療提供体制を支援するため、地域医療の支援に意欲のある医師を「東京都地域医療支援ドクター」として都が採用し、周産期、小児、救急等医師確保が困難な市町村公立病院及びへき地医療機関に派遣します。

- **新人看護職員研修体制整備事業** **123 百万円**
 - ・ 新人看護職員の臨床研修に要する経費の一部を補助するとともに、卒後臨床研修の自主的な実施を支援するための研修責任者等研修や採用数の少ない複数の病院による合同研修を実施し、新人職員の早期離職防止と定着促進を図ります。

- **看護外来相談開設研修事業** **3 百万円**
 - ・ 患者の生活に密着したきめ細かなケアや療養指導等を行う看護外来相談の実施を促進し、地域における在宅療養患者の支援を充実するとともに、看護外来相談の実施を通じて看護職員の資質向上や労働意欲の向上による定着を促進します。

- ◎ **島しょ看護職員定着促進事業** **7 百万円**
 - ・ 島しょで働く看護職員に対する出張研修や、看護職員が一時的に島を離れる際の短期代替看護職員の派遣を実施することにより、島しょ看護職員の定着促進を図ります。

- **島しょ地域医療従事者確保事業** (包括補助)
 - ・ 医療従事者を対象とした現地見学会を開催する島しょ町村に対して、その経費の一部を補助することにより、島しょにおける医療従事者の確保や定着促進を支援します。
[医療保健政策区市町村包括補助]

- **看護職員地域確保支援事業** 65 百万円
 - ・ 離職した看護職員が、身近な地域の病院や訪問看護ステーション等で、自らの経験やスキルに応じて受けられる復職支援研修・再就業支援相談を実施することにより、潜在看護職等の就業意欲を一層喚起し、再就業を促進します。

- **看護職員定着促進支援事業** 56 百万円
 - ・ 看護職員の定着を支援するため、都が委嘱した就業協力員が、中小病院を巡回訪問して、多様な勤務形態の導入等の勤務環境改善や研修体制の構築など、各施設の取組を支援します。また、看護管理者を対象とした集合型研修を実施し、他施設からの参加者や専門家との交流や学習を通じて、課題解決を支援します。

- **助産師出向支援導入事業** 2 百万円
 - ・ 助産師の出向を通じて実践能力の向上等を図るため、医療機関間の調整を行うコーディネーターの配置等により、助産師の出向を支援します。

- ◎ **病院勤務者の勤務環境改善や復職支援** 208 百万円
 - ・ 病院勤務の医師や看護職員の勤務環境を改善し、離職防止及び定着を図るとともに、出産や育児などにより職場を離れた医師等の復職に向けた取組を行う病院に対する支援を行います。

- **医療勤務環境改善支援センター事業** 13 百万円
 - ・ 働きやすい環境整備に向けた医療機関の取組を支援し、医師・看護師等の医療スタッフの勤務環境を改善することにより、医療安全の確保及び医療の質の向上を図ります。

第7 多様化する健康危機から都民を守ります

（健康危機の発生状況等）

【様々な感染症の発生】

- 海外では鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）等の患者の発生が報告されていますが、これらのウイルスの変異により、人から人に容易に感染する「新型インフルエンザ」が発生し、世界的な流行を引き起こすことが懸念されます。
- 一類感染症*であるエボラ出血熱が、平成26年3月以降、西アフリカ3か国（ギニア、リベリア、シエラレオネ）を中心に流行しました。平成27年12月に流行はほぼ終息しましたが、その後も散発的に患者が発生しています。
*一類感染症：感染症法において、感染力及びり患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高い感染症と位置付けられているもの
- 平成26年夏に、蚊媒介感染症であるデング熱の国内感染患者が約70年ぶりに発生しました。また、平成27年5月以降、シカウイルス感染症が中南米等で流行し、我が国でも、平成28年2月以降、海外で感染した患者が報告されています。
- 国は、国際化の進展による海外からの感染症の脅威の高まりに対応するため、平成26年に感染症法を改正し、平成29年に、感染症の予防のための基本指針を改定しました。
- 国内においても、平成30年3月から沖縄県を中心に全国で多数の麻しん患者が報告され、また、同年7月以降には首都圏を中心に風しんの流行が発生しています。

【危険ドラッグ等の状況】

- 都内の薬物事犯検挙人員は平成26年以降増加傾向にあり、インターネットで取引される製品から、規制薬物が検出されることも多く、特に若年層への薬物乱用の広がりが懸念されています。
平成27年7月末以降、危険ドラッグを販売する都内の街頭店舗はゼロとなっていますが、危険な成分を含む未規制薬物の海外からの流入は続いており、また、SNSの利用など販売方法が巧妙化しています。
また、近年、大麻による検挙人員が増加しており、特に10代から30代の若い世代を中心に、乱用傾向が増大していることが問題となっています。

【食品の安全にかかわる問題】

- ノロウイルスによる大規模な食中毒の発生や、医薬品成分を含む「健康食品」の流通など、食に関する健康被害が顕在化しています。

【アレルギー疾患の状況】

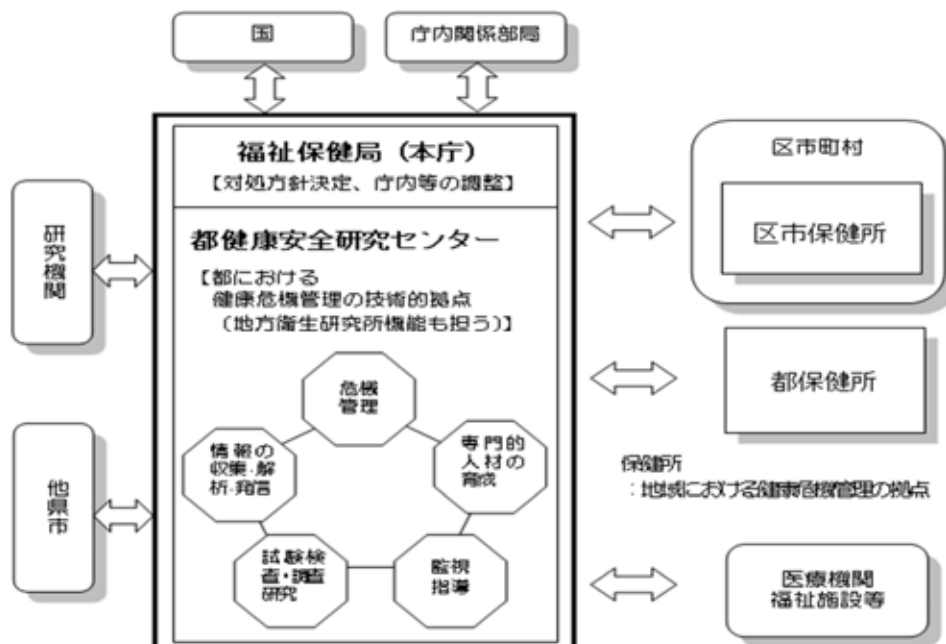
- 食物アレルギーなどのアレルギー疾患は、重篤な過敏反応を起こすこともあるなど、多くの国民の生活に影響を及ぼしており、アレルギー対策を総合的に推進するため、平成27年にアレルギー疾患対策基本法が施行されました。

（都の取組）

- 多様化する健康危機から都民を守るため、食品・医薬品・生活環境・飲料水等の安全を確保するとともに、新興・再興感染症等の新たな危機に備えて体制を充実しています。

	日々の安全確保	健康危機の例
感染症	感染症サーベイランス 結核・HIV／エイズ等の予防対策 動物由来感染症対策	新型インフルエンザ デング熱・エボラ出血熱 狂犬病
医薬品	薬物乱用防止対策、薬事関係免許 医薬品等の許認可・監視指導 医薬品等広告の適正化	危険ドラッグ・大麻等 不良医薬品・医療機器等 医薬品成分を含む健康食品
食品	食品などの監視・検査 飲食店等の許可・監視指導 食中毒対策、食品表示の適正化	食中毒、残留農薬 食物アレルギー 食品表示偽装、放射性物質
環境	環境に係る健康影響対策 生活衛生対策 建築物・水道事業の監視指導	アレルギー疾患 レジオネラ症 放射性物質

＜東京都における健康危機管理体制＞



【感染症対策】

- 「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（平成30年7月変更）等に基づき、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄、サーベイランス体制や地域保健医療体制の確保などの取組を進めています。
- また、都内公園等での蚊のウイルス保有調査、患者検体の遺伝子検査等を行うとともに、都をはじめ、関係機関や都民が取り組むべき対策について取りまとめた「東京都蚊媒介感染症行動計画」（平成28年5月改定）に基づき、体制の強化に取り組んでいます。
- さらに、一類感染症等の患者発生に備え、感染症指定医療機関の指定や患者搬送車両の整備を行うとともに、感染症指定医療機関への患者受入訓練の検証結果や疑似症患者の発生事例を踏まえた対応マニュアルを作成するなど、体制を整備しています。
- 国際化の進展や近年の感染症の発生動向を踏まえ、「東京都感染症予防計画」（平成30年3月改定）に基づき、感染症への備えと対策を推進していきます（本計画については、P19参照）。
- 麻しん・風しん対策としては、医療、教育、保育、行政等の関係者からなる対策会議を設置し、効果的な普及啓発のあり方等についての協議を行うとともに、区市町村と協力して、妊娠を予定又は希望する女性等を対象に、風しんの抗体検査と予防接種を一体的に提供する取組を行っています。

【危険ドラッグ対策】

- 「東京都薬物の濫用防止に関する条例」に基づき、知事指定薬物の指定や国への情報提供など、危険ドラッグ規制の強化に取り組んでいます。
- また、「東京都薬物乱用対策推進計画」（平成31年3月改定）に基づき、国内・海外で乱用されている未規制薬物の動向やインターネット上の取引の把握、監視指導の強化及び若者を対象とした効果的な普及啓発の実施など、危険ドラッグの速やかな排除や乱用の防止に向けた総合的な取組を推進しています。

【食品・環境保健対策等】

- 「東京都食品安全推進計画」（平成27年2月改定）に基づき、事業者による自主的衛生管理の推進、生産から販売に至る監視指導、食品の安全に関する国内外への情報発信など、様々な施策を推進しています（本計画については、P20参照）。

- アレルギー疾患対策を総合的に推進するため、「東京都アレルギー疾患対策推進計画」（平成30年3月策定）に基づき、適切な自己管理や生活環境の改善のための取組の推進、患者の状態に応じた適切な医療やケアを提供する体制の整備、生活の質の維持・向上を支援する環境づくりに取り組んでいます。
- 大気汚染や室内環境、食品や食器に含まれる化学物質などの健康影響を未然に防ぐための保健施策、調査研究を実施しています。

【動物愛護管理】

- 人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指し、「東京都動物愛護管理推進計画」（平成26年3月改定）に基づき、動物の殺処分*ゼロに向け、動物の適正飼養や終生飼養の一層の徹底による引取数の減少や、新たな飼い主への譲渡拡大をボランティア団体等と連携して推進しています。また、動物由来感染症への対応強化など危機管理への的確な対応に係る施策を推進しています（本計画については、P21参照）。

*動物の殺処分：都においては、①動物福祉等（苦痛からの解放、著しい攻撃性、衰弱や感染症によって成育が極めて困難）の観点から行ったもの 及び ②引取り・収容後死亡したものを除いた致死処分を殺処分と表現しています。

（平成 31 年度の取組）

- 1 新型インフルエンザをはじめとする新興・再興感染症等の発生予防及びまん延を防止する対策を強化します**
- 2 危険ドラッグ等の速やかな排除、乱用の防止を目指し、規制、監視指導、普及啓発を強化します**
- 3 健康危機から都民を守る体制を確保します**
- 4 人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指します**

1 新型インフルエンザをはじめとする新興・再興感染症等の発生予防及びまん延を防止する対策を強化します

新興・再興感染症等の脅威から都民を守るため、平時から地域保健医療体制の強化や医薬品・医療資器材の備蓄等を進めるとともに、サーベイランスや検査体制等の強化を図ります。

主な事業展開

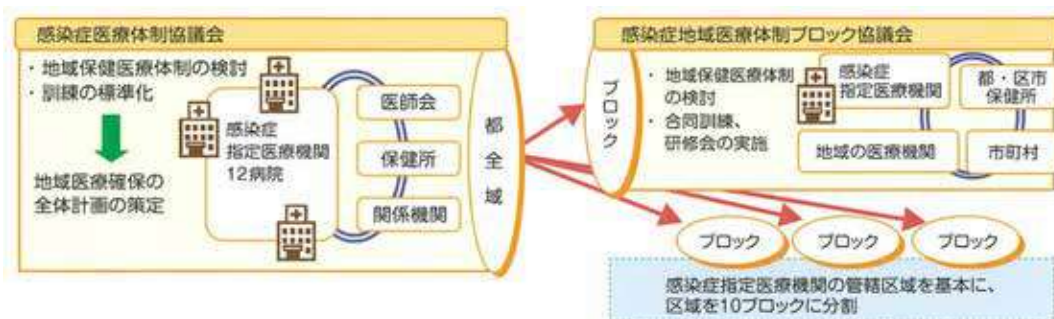
◎ 新型インフルエンザ対策

3,916 百万円

・ 地域保健医療体制の強化

新型インフルエンザ等対策特別措置法、東京都新型インフルエンザ等対策行動計画等を踏まえ、都内を10のブロックに分けた地域ごと、感染症指定医療機関を中心に保健所、区市町村及び地域の医療機関等が連携した、海外発生期から都内発生早期までの初動体制、都内感染期における医療体制の強化を図ります。

また、新型インフルエンザ発生時に区市町村が実施する住民接種の円滑な実施に向け、ワクチン接種体制検討会を開催し、体制整備を促進します。



・ 疑い患者等一時受入医療機関確保事業

確定診断が出るまでの間、疑い患者*が待機する医療機関を確保することにより、感染症医療体制の強化を図ります。

* 疑い患者：新型インフルエンザ等の症例定義に当てはまるが、確定診断が出ていない患者

・ 普及啓発活動の実施

新型インフルエンザに関する正しい知識や対応方法等について周知するため、「東京都インフルエンザ情報サイト」で情報提供を行うなど、効果的に情報発信を行っていきます。

・ 医薬品・医療資器材等の確保

抗インフルエンザウイルス薬や、患者と濃厚接触することが想定される医療関係者等の感染防御を目的とした個人防護具等の備蓄を行います。

◎ 感染症対策強化事業**206 百万円**

• 蚊媒介感染症対策

デング熱やチクングニア熱、ジカウイルス感染症等の蚊が媒介し伝播する感染症について、平時からの蚊の発生抑制、ウイルス保有蚊の生息や患者発生のサーベイランス、発生時における調査と蚊の駆除等の迅速な実施など、状況に応じた総合的な対応体制を整えます。

• 一類感染症等対策

エボラ出血熱などの一類感染症や中東呼吸器症候群（MERS）等の患者発生に備え、感染症指定医療機関、検疫所、東京消防庁等による連絡会議を定期的開催し、緊密な連絡体制を確保するとともに、医療従事者の防護資器材の整備などを行い、医療体制の充実を図ります。

• 職場等における感染症対応力の向上

海外旅行者や外国人入国者に対し、感染症に関する正しい知識等を多言語で周知するとともに、企業団体や医師会と連携して、企業内研修や感染症 BCP の作成、風しん対策等の取組を実施する企業を支援するなど、感染症対策の普及に取り組みます。

• 疫学調査等支援ツールの運用

感染症発生時に効果的な原因究明や二次感染防止を図るため、保健所における疫学調査や保健指導を支援するアプリの試行・検証を実施し、平成31年度の本格運用を目指します。

• 東京2020大会に向けた感染症対策

開催都市として感染症のリスクに的確に対応するため、東京2020大会の安全・安心の確保のための対処要領に基づき、訓練等による検証を行いながら、体制の整備を進めます。

また、国内未発生の感染症等の発生時に迅速・的確な対応を行うため、専門的知見を備えた感染症対策アドバイザーを設置し、感染症危機管理体制を強化します。

◎ アジア各都市との感染症対策共同事業及び海外派遣研修の実施**17 百万円**

• アジア感染症対策プロジェクトの参加都市間において、共通する感染症の課題に協力して取り組み、共同で調査研究を実施するなど各都市の対策に活用します。

• 専門職を参加都市に派遣し、日本では症例の少ない感染症等についての対応策を学ぶことにより、それらの感染症が都内で発生した際の対応力の強化に役立てます。

○ HIV／エイズ啓発拠点事業**37 百万円**

• HIV 感染者の割合が高い若年層や MSM*等に、効果的な予防啓発を行うため、青少年施設や大学、NPO 法人等と連携して、啓発活動を進めます。

* MSM：男性間で性的接触を行う者

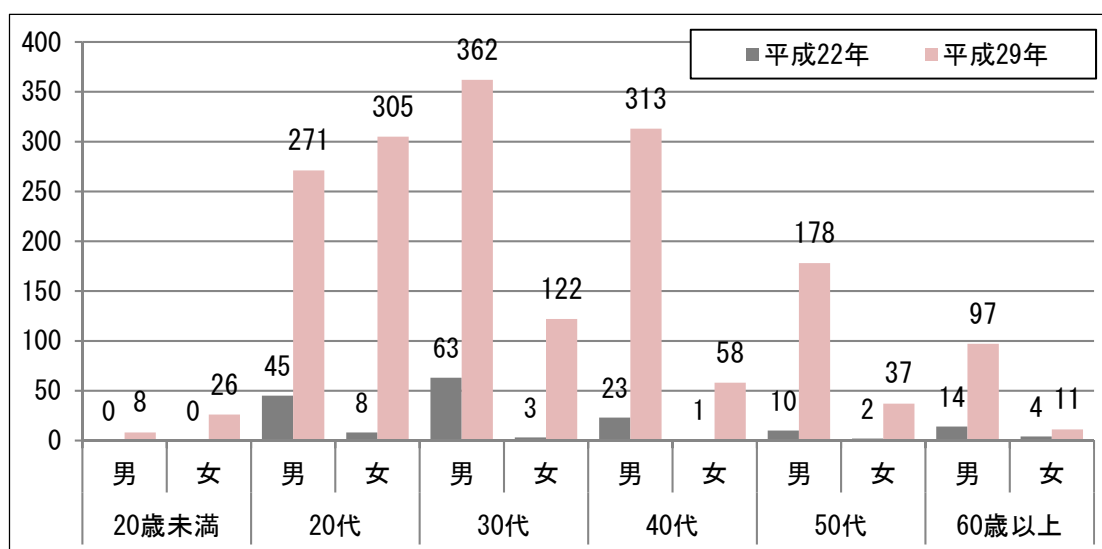
○ HIV／エイズ検査・相談体制の充実 226 百万円

- ・ 感染者の早期発見・早期治療に結びつくよう、東京都南新宿検査・相談室では、平日夜間・土曜・日曜日に、東京都多摩地域検査・相談室では土曜日に HIV 検査を実施します。

○ 性感染症対策 49 百万円

- ・ 性感染症の予防啓発や検査等について、HIV／エイズ対策と一体となった取組を進めるとともに、近年患者が急増している梅毒のまん延を防止するため、患者の多い20歳代から40歳代を中心に予防や検査受検のための啓発の実施、早期発見のための検査体制の確保、診断力の向上を図るための医療従事者向け研修の開催など、総合的な対策に引き続き取り組みます。

＜梅毒患者報告数（平成22年・平成29年）＞



資料：東京都福祉保健局「感染症発生動向調査事業報告書」より作成

○ 結核地域医療ネットワーク推進事業 13 百万円

- ・ 連携パスを兼ねた服薬ノート*の普及を進め、保健所、医療機関、薬局などが連携して患者を支援する体制を構築します。

*服薬ノート：結核患者の治療状況等の情報を関係機関が記録し、共有することにより、退院後も確実に服薬が続けられるよう支援するためのツール

○ 風しん抗体検査事業等 138 百万円

- ・ 平成30年7月頃からの風しんの流行を受け、国が定期予防接種の機会がなかった年齢層の成人男性を対象とした抗体検査と定期予防接種を実施することとしたことから、区市町村がこれらを着実に実施できるよう支援するとともに、妊娠を予定又は希望する女性及びその同居者、妊婦の同居者を対象とした抗体検査と予防接種を引き続き実施します。

2 危険ドラッグ等の速やかな排除、乱用の防止を目指し、規制、監視指導、普及啓発を強化します

法の規制を逃れて次々と出現している危険ドラッグや近年、若者を中心に乱用が拡大している大麻等の脅威から都民を守るための対策を強化します。

主な事業展開

◎ 危険ドラッグ対策等

165 百万円

・ 規制の強化

高度な成分分析機器の活用等に加え、国内未流通成分等の合成を実施することにより、人体への影響が確認できた薬物を速やかに知事指定薬物に指定し、同時に国等へ情報提供を行い、全国的な規制につなげることで、危険ドラッグの流通拡大を防ぎます。

・ 監視指導等の強化

国内・海外で乱用されている未規制薬物や販売実態を把握するため、流通実態調査やビッグデータ解析*、海外文献情報の収集等を行うとともに、製品名等を隠した巧妙な販売方法に対応するため、ソーシャルリスニング監視*や通常の方法ではアクセスできないサイト等に対する監視を実施し、新たな危険ドラッグの流通を防ぎます。

* ビッグデータ解析：Twitter 等のソーシャルメディア等を調査対象として定型的なキーワード等に関する情報を収集・分析し、流行製品や販売実態等を把握すること。

* ソーシャルリスニング監視：ソーシャルメディアやブログなどの書き込みをリアルタイムに収集、調査・分析を行い、非定型な取引ワードを抽出し、流行製品や販売実態等を把握すること。

・ 普及啓発の強化

若者を引き付ける啓発動画の放映、インターネット上の啓発用サイトやキーワード連動広告、大学生等と連携した効果的な普及啓発活動等を通じて、危険ドラッグ等の薬物の有害性を訴えていきます。特に、大麻の有害性についての誤った認識を持たないように、若者を中心に普及啓発を進めていきます。

<危険ドラッグ>



ハーブタイプ



パウダータイプ



リキッドタイプ

3 健康危機から都民を守る体制を確保します

食中毒や不適正表示等の食の安全性に関わる問題や大気汚染など生活環境に起因する健康影響など、様々な危機から都民の生命と健康を守ります。

主な事業展開

- **食中毒対策** **51 百万円**
 - ・ 食中毒の発生原因を究明するための検査を実施するとともに、腸管出血性大腸菌O157等による食中毒の発生を未然に防ぐため、汚染状況の調査、営業者の自主的衛生管理推進のための指導や避難所向け食中毒予防資料の整備を行います。

- **食品衛生自主管理認証制度** **15 百万円**
 - ・ 食品の製造施設や販売店、飲食店等の事業者の自主的な衛生管理の取組を推進するとともに、食品衛生法改正への対応を支援するため、HACCP制度化に伴い必要となる衛生管理計画の作成支援講習会や衛生管理向上のための実地講習会、マニュアル作成セミナー等を実施します。
 - ・ また、認証を取得した事業者のホームページの公表や認証マークの店頭表示などにより、都民が認証を取得した事業者の取組を評価できるよう制度の周知を推進します。

- **食品安全情報の世界への発信** **8 百万円**
 - ・ 東京を訪れる人が安心して食を楽しむよう、都や事業者の食の安全に関する取組等を世界に向け情報発信するとともに、飲食店等が外国人客に対して食品に含まれるアレルギーの情報を適切に提供できるよう支援します。

- **健康食品対策** **9 百万円**
 - ・ 健康食品による危害の未然防止を徹底していくため、市販食品の買上げによる成分分析や製品表示・広告の検査を行うとともに、事業者を対象とした講習会や都民への普及啓発を行います。

- **大気汚染医療費助成の実施** **1,586 百万円**
 - ・ 大気汚染の影響を受けていると推定される患者を対象とした医療費助成を実施します。

◎ アレルギー疾患対策の推進 42 百万円

- アレルギー疾患に係る基礎知識や自己管理方法、専門的医療を提供する医療機関等について、「東京都アレルギー情報 navi.」で情報提供するとともに、社会福祉施設等職員を対象とした研修の実施、相談体制や関係機関の連携体制の充実強化など、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図ります。
- また、医師向けのアレルギー疾患治療の専門研修を実施するとともに、診断が困難な症例や重症・難治性のアレルギー疾患の患者が円滑に専門的医療を受けられるよう、医療連携体制を整備していきます。

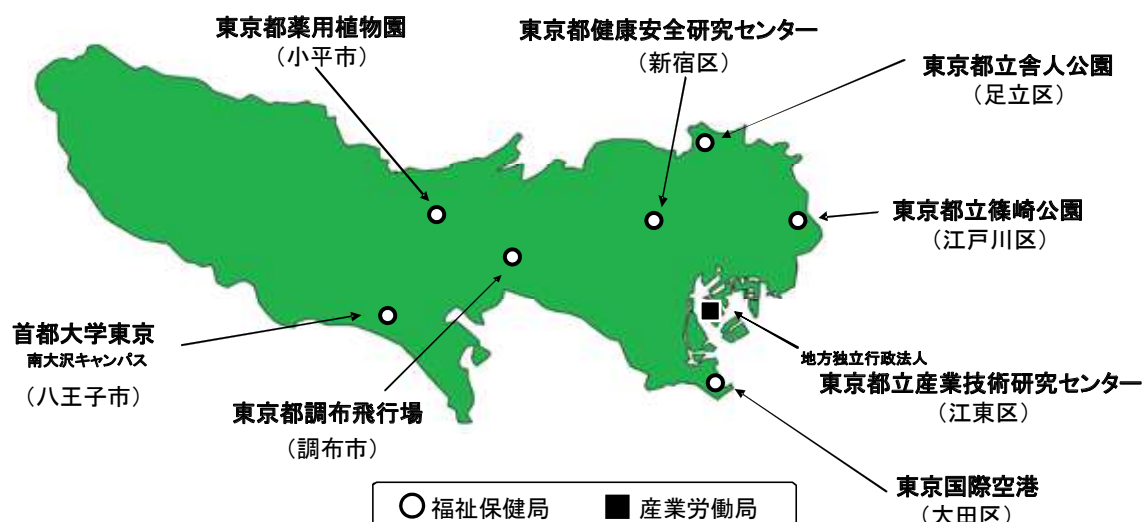
○ 花粉症対策の推進 7 百万円

- スギ・ヒノキの花粉の飛散量の計測や解析を行うとともに、測定結果や飛散状況の説明、花粉症の基礎知識等の情報を都民に提供します。

○ 放射能測定体制及び情報発信の推進 44 百万円

- 空間放射線量の測定
都内8か所に設置したモニタリングポストにより、空間放射線量を継続的に測定します。また、測定機器の貸出しや技術的助言により、区市町村による測定を支援します。
- 食品等の放射性物質の検査の実施
ゲルマニウム半導体核種分析装置等により、都内の小売店等に流通している食品について、都民が日常的に摂取する食品及び子供が継続的に摂取する食品を中心に、モニタリング検査を実施するほか、芝浦と場でと畜した牛肉の全頭検査を行います。また、水道原水・飲用井戸等の検査についても計画的に実施します。
- 情報発信の推進
放射能に関する測定・検査結果について、随時ホームページで公表し、携帯電話、スマートフォンにも対応した情報提供をしていきます。また、都民の関心の高いテーマを題材とした都民フォーラムを開催します。

＜モニタリングポストの設置場所＞



4 人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指します

動物の適正飼養・終生飼養の普及啓発や動物の引取数減少、譲渡拡大に向けた取組を強化し、平成 31 年度までに殺処分をゼロにします。また、動物による危害防止策を推進します。

主な事業展開

◎ 動物愛護事業【一部新規】

26 百万円

- 動物愛護精神の普及を図るとともに、動物による人への危害を防止するため、動物教室の開催や啓発用資材の作成等による適正飼養に関する普及啓発、動物愛護推進員による地域での普及啓発等の活動に対する支援を行います。
- 動物行動学や動物由来感染症等に関するシンポジウムを大学と連携して開催し、飼い主や動物愛護団体等の関係者に動物の適切な飼育や譲渡のための知識の普及を図ります。
【新規】

◎ 動物譲渡推進事業

10 百万円

- 動物の殺処分ゼロに向けて、11月の動物譲渡推進月間を中心に、都民への普及啓発や譲渡活動への理解を促進するための PR イベント等を実施するとともに、譲渡の促進や支援のための「ワンニャンとうきょう」の活用を促進します。
- 離乳前子猫を育成し譲渡に繋げるため、登録譲渡団体等にミルクや哺乳瓶等を支給します。また、動物愛護相談センターから負傷動物を譲り受ける登録譲渡団体等に対し、負傷部位の保護用具等の物資を提供することにより、譲渡拡大を図ります。



犬や猫の譲渡事業 PR イベント
(犬のしつけ方教室)



東京都動物情報サイト
「ワンニャンとうきょう」

◎ 飼い主のいない猫対策

(包括補助)

- 子猫の引取数や猫に関する苦情を減少させるため、地域の住民等の理解と協力を得て、地域で飼い主のいない猫を適正に管理していく取組を進める区市町村を支援します。また、町内会や獣医師会、NPO 団体、行政等で構成する協議会を設置し、猫の引取数の減少に向けた計画を作成するなど、対策を強化する区市町村を支援します。

[医療保健政策区市町村包括補助]

○ 動物由来感染症対策

5 百万円

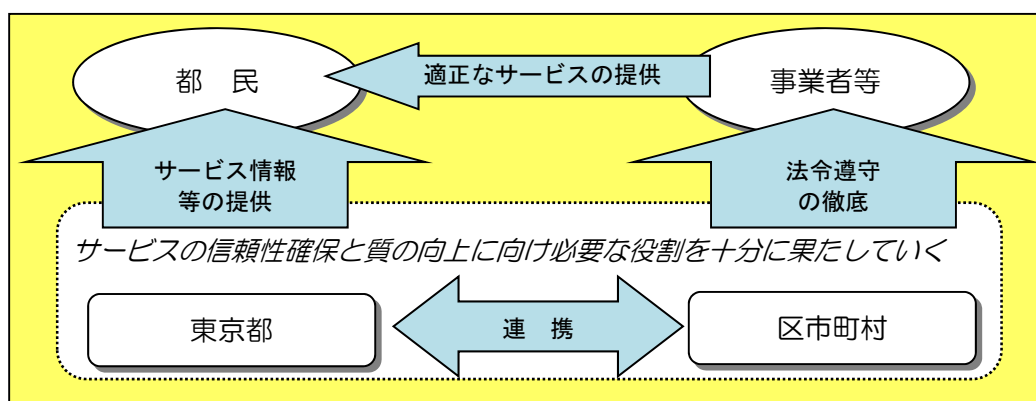
- 動物病院におけるモニタリング調査など、飼い主や動物取扱業者への的確な情報提供や指導により、動物由来感染症の発生及びまん延を防止します。
- 狂犬病検査技術の向上と狂犬病対策の体制強化を図るための訓練やモニタリング調査を実施します。

第8 広域的な自治体としての役割を着実に果たします

（必要な役割を確実に実施）

- 多様な事業者等が提供する様々な福祉・保健・医療サービスの中から、利用者自らが必要なサービスを選択し、利用することができるようにするためには、事業者やサービス内容に関する情報提供、第三者評価など、利用者の選択を支援する取組をこれまで以上に進めていく必要があります。
- 同時に、サービスの提供主体である事業者等が、法令を遵守し、適正なサービスを提供するよう、ルール遵守の徹底を図ることが不可欠です。そのためには、行政が、関係法令等に基づく適切な指導検査を実施し、良質な事業者等を育成していくことが重要となります。
- 事業者等が不適正なサービス提供や法令違反等を行った場合には、迅速・的確に対策を講じるとともに、住民やサービス利用者に身近な区市町村と連携しながら、サービスの信頼性確保と質の向上に向けて、広域自治体として必要な役割を果たしていきます。

＜区市町村と連携したサービスの信頼性確保と質の向上への取組＞



（平成31年度の取組）

- 1 サービスの「信頼確保」と「質の向上」を推進します
- 2 区市町村の主体的な施策展開を支援します
- 3 新たな時代に合わせた都立施設改革を推進します
- 4 福祉人材対策を総合的に推進します

1 サービスの「信頼確保」と「質の向上」を推進します

福祉・保健・医療サービスを提供する多様な事業主体に対して、法令基準等に基づき適正にサービスを提供するよう指導検査体制を充実するとともに、事業者等が提供するサービスの質の向上に向けた取組を推進します。

主な事業展開

- **社会福祉法人経営力強化事業** 23 百万円
 - ・ 経営組織のガバナンス強化や財務規律の確保など、新たな社会福祉法人制度に対応した法人運営が適切に行われるよう、法人の自主的な取組の促進を図ります。
 - ・ 重点的な指導を要する法人の早期発見、早期対応等に取り組みます。

- **区市町村と連携した指導検査の体制の強化** 4 百万円 包括補助
 - ・ 都と区市町村による指導検査の合同実施など、区市町村と連携して指導検査の強化を図ります。また、専門的な知識付与のための指導検査支援研修会を行います。
 - ・ 区市町村が行う指導検査を促進するため、所轄する社会福祉法人及び当該法人が運営する特別養護老人ホームの一体的な指導検査や、障害福祉サービスの指導検査に取り組む区市町村を支援します。〔地域福祉推進区市町村包括補助〕

- **福祉サービス第三者評価の効果的な活用** 55 百万円
 - ・ 評価対象の拡大や評価項目の見直しに加え、新たな評価手法の検討を行うとともに、評価結果の公表方法を工夫するなど、事業者、都民の双方がより活用しやすい制度にするため改善を行っていきます。あわせて、指導検査の対象選定に評価結果を活用するなど、指導検査との連携に取り組みます。

- **積極的な情報提供の実施** —
 - ・ 社会福祉法人、社会福祉施設、在宅サービス事業者、保険医療機関等に対する指導検査の実績や、その内容と結果、不正の実態等について、ホームページや指導検査報告書等により、分かりやすく情報提供し、都民の施設やサービス等の選択や、事業者の問題点の早期発見と自主的な改善への取組に役立てます。

2 区市町村の主体的な施策展開を支援します

地域の実情に応じて、創意と工夫により、主体的な施策を展開する区市町村を包括補助事業により支援していきます。

主な事業展開

○ 福祉保健区市町村包括補助事業 28,375 百万円

- 国における様々な制度変更等の環境の変化に柔軟に対応し、地域の実情に応じた主体的な施策を展開する区市町村を一層支援していきます。

[子供家庭支援包括補助 5,294 百万円、高齢社会対策包括補助 3,780 百万円、障害者施策推進包括補助 13,235 百万円、医療保健政策包括補助 2,500 百万円、地域福祉推進包括補助 3,566 百万円]

<福祉保健区市町村包括補助事業の概要>

事業名	概	要
先駆的事业	新たな課題に取り組む試行的事業	補助率 10/10 上限 1 千万円（最長 3 年）
選択事業	都が示す政策分野の中から区市町村が選択・実施	補助率 1/2
一般事業	既存の個別事業	ポイントによる算定

<区市町村に対する補助金改革の取組>

平成 12 年度	【福祉改革推進事業】※平成 19 年度福祉保健区市町村包括へ統合 地域における独自の取組により福祉改革を推進するための包括補助
平成 16 年度	【高齢者いきいき事業】※平成 16 年度に福祉改革推進事業へ統合 高齢者在宅サービスを中心とした包括補助
平成 18 年度	【子育て推進交付金】 保育所運営費など用途が細分化された補助を再構築した交付金
平成 19 年度	【福祉保健区市町村包括補助事業】 高齢、障害、保健・医療の 3 分野に関する包括補助。従来、事業ごとに行ってきた個別補助を整理・統合。
平成 20 年度	【ひとり親家庭支援区市町村包括補助事業】※平成 21 年度子ども家庭支援区市町村包括へ統合 ひとり親家庭の自立を総合的に支援することを目的とした包括補助
平成 21 年度	【福祉保健区市町村包括補助事業の再構築】 地域福祉推進区市町村包括補助事業と子ども家庭支援区市町村包括補助事業を創設。福祉保健基盤等区市町村包括補助事業を廃止し、基盤整備（ハード）とサービスの充実（ソフト）とを一体化させた分野別包括補助事業に再構築。

＜包括補助事業の補助対象例＞

分 野	補助対象の主なもの
子供家庭支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ショートステイ事業の拡充（P49） ・病児保育促進事業（P44） ・地域における保育力アップ推進事業（P45） ・子供家庭支援センター地域支援力強化事業（P51）
高齢社会対策	<ul style="list-style-type: none"> ・見守りサポーター養成研修事業（P63） ・主任介護支援専門員を活用した地域のケアマネジメントの向上（P65） ・小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護等推進事業（P68） ・認知症支援コーディネーター事業（P71）
障害者施策推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者地域生活移行・定着化支援事業（P84） ・グループホーム地域ネットワーク事業（P83） ・区市町村ヘルプマーク活用推進事業（P86） ・ヘルプカード活用促進事業（P86）
医療保健政策	<ul style="list-style-type: none"> ・がん検診精度管理向上事業（P108） ・災害医療計画策定支援事業（P122） ・島しょ地域医療従事者確保事業（P135） ・飼い主のいない猫対策（P147）
地域福祉推進	<ul style="list-style-type: none"> ・フードパントリー設置事業（P97） ・心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化への支援（P103） ・情報バリアフリーに係る充実への支援（P103） ・成年後見活用あんしん生活創造事業 成年後見制度の利用を促進するための体制整備及び事業の実施を支援

3 新たな時代に合わせた都立施設改革を推進します

これまで「福祉・健康都市 東京ビジョン」における「都立施設改革のさらなる展開」の方針に基づき、都立施設改革を進めてきました。

これまでの取組と成果

- 都立施設は、民間によるサービス提供が不十分な時代には、サービスの絶対量の確保という点で重要な役割を担うとともに、民間施設では対応が困難な都民ニーズに応えるなど、先駆的、専門的な機能を果たしてきました。
- しかしながら、近年では民間施設の整備が進み、多様なニーズに対応したきめ細かなサービス提供や、柔軟で効率的な施設運営を行う民間事業者の参入等が進んでいます。こうした中で、「民間でできることは民間に委ねる」という原則に立ち、都立施設について、そのあり方を見直すことが必要となりました。

<取組の歴史>

- ・ 「福祉サービス提供主体の改革への取組について」（平成14年7月）
22施設について、平成19年度に向けた改革の基本方針を提示
- ・ 福祉保健局の発足（平成16年8月）
都立「福祉」施設改革から、「都立施設改革」へと実施施設を拡大
- ・ 指定管理者制度の本則適用（平成18年度）
公の施設の管理を、民間事業者が代行することが可能に。指定管理施設については、法に基づいて受託者を指定
- ・ 「福祉・健康都市 東京ビジョン」（平成18年2月）
「利用者本位のサービス徹底のため、民間でできることは民間に委ねる」との原則の下、所管80施設の改革方針「都立施設改革のさらなる展開」を策定
- ・ 東京の福祉保健の新展開2007～2012、東京の福祉保健 分野別取組2013～2018
社会的養護需要や法改正の状況など、新たな状況変化に対応するため、必要な改革に取り組み

- この結果、各施設では、各々の地域や利用者のニーズに合った支援の充実、建物の改築に伴う利用定員の拡大など、利用者サービスの向上が図られています。

＜「都立施設改革のさらなる展開」の取組状況＞

	福祉・健康 都市東京 ビジョン	民間 移譲 ※	独法化 等	廃 止	都による設置、運営等(27)			方針を 検討 (7)
					直営 義務	運営 義務	その他	
高齢者施設	5	1	3	1				
児童・母子 婦人施設	16	6		1	3		2	4
障害者施設	49	31	2	1	5		7	3
医療施設・看 護専門学校等	10					7	3	
計	80	38	5	3	8	7	12	7

※ 民間移譲を予定している施設（1施設）も含む。

○ 民間移譲を予定している施設 [1施設]

- ・平成33年(2021年)度(民間移譲)
清瀬喜望園(障害者支援施設)

○ 直営運営義務等がある施設 [15施設]

事 項	施 設 種 別
直営義務 [8施設]	児童自立支援施設 [2施設]、更生相談所 [2施設]、婦人相談所、 精神保健福祉センター [3施設]
運営義務 [7施設]	看護専門学校 [7施設]

○ 公的な役割を果たす施設 [3施設]

事 項	施 設 名
指定管理施設	石神井学園、小山児童学園、東村山福祉園

(児童養護施設)

近年の社会的養護の需要増を踏まえ、虐待による重篤な症状を持つ児童等に対する支援を充実していきます。

- ・ **石神井学園**

児童ケアの充実を図るため、虐待による重篤な症状を持つ児童等を確実に受け入れるという公的な役割を果たす施設として、生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能」の試行を行います。

- ・ **小山児童学園**

情緒、行動上の問題を抱える中高生を確実に受け入れるという公的な役割を果たす施設として機能の強化を進めていきます。

(障害児施設)

- ・ **東村山福祉園**

強度の行動障害等がある重度・最重度の知的障害児を確実に受け入れるという公的な役割を果たしていきます。

○ その他、都の指定管理、直営施設 [9施設]

事 項	施 設 名
指定管理施設	リハビリテーション病院、心身障害者口腔保健センター、東大和療育センター、東部療育センター
直営施設	北療育医療センター、府中療育センター、多摩療育園、障害者福祉会館、薬用植物園

○ 取組方針の検討を行う施設 [7施設]

施 設 種 別	施 設 名
児童養護施設	船形学園、八街学園、勝山学園、片瀬学園
福祉型障害児入所施設、 障害者支援施設	七生福祉園、千葉福祉園
障害者支援施設	八王子福祉園

(児童養護施設)

- ・ 船形、八街、勝山、片瀬学園

社会的養護需要の状況を踏まえつつ、今後のあり方について検討していきます。

(障害児施設)

- ・ 七生、千葉福祉園

児童福祉法の改正を受け、過年齢児への対応や利用者の状況、今後の動向等を踏まえ、施設規模、老朽化した建物整備の検討等を含め、改革を進めていきます。

(障害者施設)

- ・ 八王子、七生、千葉福祉園

地域社会における共生の実現を目指し、各施設のあり方や適切な施設規模、老朽化した建物整備の検討等を含め、改革を進めていきます。

社会福祉事業団改革

東京都監理団体であり、児童養護施設及び障害者（児）施設の指定管理者である社会福祉事業団については、これまで職員の固有化や人事・給与制度の見直しなど様々な改革を行ってきました。今後、より一層の自立的な経営を目指した社会福祉事業団自らの取組に対し支援をしていきます。

4 福祉人材対策を総合的に推進します

都民の福祉ニーズに応え、福祉サービスを拡充していくためには、それを担う人材の確保が必要ですが、生産年齢人口の減少等により、全業種で人手不足が顕在化しています。イベント、体験、研修などの参加者を増やすことなどにより、個々の事業の実効性を高め、福祉人材対策の一層の充実を図っていきます。

福祉人材対策に係る事業一覧

掲載分野	事業名（掲載ページ）	区分
生活福祉分野	◎ 東京都福祉人材センターによる就労支援の強化（P99）	介護・保育等人材対策
	◎ 東京都福祉人材対策推進機構の運営（P100）	
	◎ 東京都福祉人材情報バンクシステムによる情報発信（P100）	
	◎ 福祉の仕事イメージアップキャンペーン事業（P100）	
	◎ 働きやすい福祉・介護の職場宣言情報公表事業（P100）	
	○ 福祉・介護就労環境改善事業（P101）	
	○ 福祉用具の活用による人材定着支援（P101）	
	◎ 元気高齢者地域活躍推進事業（P101） ※高齢者分野にも掲載（P64）	
高齢者分野	○ 東京都介護人材総合対策検討委員会の運営【新規】（P74）	介護人材対策
	◎ 介護人材確保対策事業（P74）	
	◎ 介護職員奨学金返済・育成支援事業（P74）	
	◎ 介護講師派遣事業（セカンドチャレンジFORシニア）（P74）	
	◎ 介護職員の宿舍借り上げ支援事業（P75）	
	◎ 東京都介護職員キャリアパス導入促進事業（P75）	
	○ 現任介護職員資格取得支援事業（P75）	
	○ 介護職員スキルアップ研修事業（P75）	
	○ 代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業（P75）	
	○ 介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業（P75）	
	◎ 次世代介護機器の活用支援事業【一部新規】（P76）	
	◎ 介護保険施設等におけるICT活用促進事業【新規】（P76）	
	◎ ICT機器活用による介護事業所の負担軽減支援事業【一部新規】（P76）	
	◎ 介護施設内保育施設運営支援事業（P76）	
○ 東京都区市町村介護人材緊急対策事業費補助金（P76）		

掲載分野	事業名（掲載ページ）	区分
高齢者分野	◎ 訪問看護人材確保育成事業（P76）	訪問看護 人材対策
	◎ 訪問看護師オンデマンド研修事業【新規】（P77）	
	◎ 新任訪問看護師就労応援事業（P77）	
	◎ 訪問看護ステーション代替職員（研修及び産休等）確保支援事業（P77）	
	◎ 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業（P77）	
障害者分野	◎ 障害福祉サービス等職員宿舍借り上げ支援事業（P85）	障害福祉 人材対策
	◎ 代替職員の確保による障害福祉従事者の研修支援事業（P85）	
	◎ 障害福祉サービス等事業者に対する経営管理研修事業（P85）	
	◎ 現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業（P85）	
	◎ 障害福祉サービス事業所職員奨学金返済・育成支援事業【新規】（P85）	
	◎ 福祉・介護職員処遇改善加算取得促進事業【新規】（P85）	
	◎ グループホーム従事者人材育成支援事業（P85）	
	◎ 障害者支援施設等支援力育成派遣モデル事業（P85）	
子供家庭分野	◎ 保育人材確保事業（P45）	保育人材 対策
	◎ 保育人材確保支援事業（P45）	
	○ 地域における保育力アップ推進事業【新規】（P45）	
	○ 保育士等キャリアアップ研修支援事業（P45）	
	○ 認証保育所等研修事業（P45）	
	◎ 東京都保育士等キャリアアップ補助（P46）	
	◎ 保育従事職員宿舍借り上げ支援事業（P46）	
	◎ 保育従事職員資格取得支援事業（P46）	
	○ 保育体制強化事業（P46）	
	○ 保育補助者雇上強化事業（P46）	
	◎ 元気高齢者など多様な人々が輝く子育て支援員等の確保促進事業【一部新規】（P46）	
	◎ 保育所等ICT化推進事業（P46）	
	◎ 保育所等における児童の安全対策強化事業（P46）	
◎ 子育て支援員研修（P50）		

参 考

平成 30 年度に成立した主な条例

東京都受動喫煙防止条例

■ 理念・目的

- 受動喫煙による健康影響を未然に防止し、誰もが快適に過ごせる街を実現

■ 条例のポイント ～「働く人や子供」を受動喫煙から守る、「人」に着目した対策～

- 都、都民及び保護者の責務を規定
- 施設の類型に応じた受動喫煙防止対策を規定
 - 〔第一種施設〕
 - 幼稚園、保育所、小・中・高校 等
 - ⇒敷地内禁煙（屋外に喫煙場所設置不可）
 - 大学、医療機関、児童福祉施設、行政機関 等
 - ⇒敷地内禁煙（特定屋外喫煙場所設置可）
 - 〔第二種施設〕
 - 老人福祉施設、運動施設、ホテル、事務所、飲食店 等
 - ⇒原則屋内禁煙（喫煙専用室・指定たばこ専用喫煙室設置可）
 - ※従業員を雇用しない既存の中小飲食店は、喫煙環境を選択可
- 飲食店における店頭表示ステッカー（禁煙の場合を含む）掲示の義務化
- 条例違反に対する行政処分、罰則を規定

■ 施行期日

- 平成 31 年 1 月 1 日 都、都民及び保護者の責務など
- 平成 31 年（2019 年）9 月 1 日 学校・保育所等の敷地内禁煙、店頭表示ステッカーの義務化など
- 平成 32 年（2020 年）4 月 1 日 全面施行

東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例

■ 理念・目的

- 東京に暮らし、東京を訪れる全ての人が障害の有無により分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

■ 条例のポイント

- 民間事業者による「合理的配慮の提供」の義務化（法においては努力義務）
※合理的配慮の提供：障害者から、手助けや必要な配慮についての意思が伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で、対話に基づいて、必要かつ合理的な対応をすること
- 相談支援を行っても解決しない事案について、新たに調整委員会を設置するなど紛争解決の仕組みを整備
- 障害者や関係者、民間事業者等からの相談を受け付ける広域支援相談員の配置

■ 施行期日

- 平成 30 年 10 月 1 日 全面施行

東京都子供への虐待の防止等に関する条例

■ 理念・目的

- 社会全体で虐待の防止に関する理解を深め、その防止に関する取組を推進し、虐待から子供を断固として守る

■ 条例のポイント

- ・ 子供が権利の主体として尊重される必要があることを明記し、意見の尊重や最善の利益を最優先にする考え方を社会全体で共有
- ・ 都、都民、保護者及び関係機関等の責務について明確化
- ・ 社会全体で虐待から子供を守るため、未然防止、早期発見・早期対応、子供とその保護者への支援・社会的養護、人材育成の視点で以下の内容を規定

[未然防止]

体罰等によらない子育ての推進及び保護者による体罰等の禁止

健診受診の勧奨に応じる保護者の努力義務

妊娠・出産・子育てまで切れ目ない支援の施策を実施する区市町村を都として支援

[早期発見・早期対応]

虐待通告の趣旨（子供を守る・家庭への支援の契機）を踏まえた通告義務履行の周知

虐待事案に的確に対応するため、必要な情報共有など警察と連携強化

児童相談所から事業者等への情報提供依頼

児童相談所と子供家庭支援センター等関係機関の連携強化

[子供と保護者への支援・社会的養護]

社会的養護の充実のため、里親委託等を推進

[人材育成]

児童相談所の適切な運営体制の確保

■ 施行期日

- ・ 平成31年4月1日 全面施行

審議会等の検討状況について

東京都児童福祉審議会〈専門部会（子育て家庭を地域で支える仕組みづくり）〉

➤ 目的

児童福祉法等の改正により、子育て世代包括支援センターの法定化、母子保健施策を通じた虐待予防、区市町村における児童等への支援拠点の整備及び障害児支援の拡充や保健・福祉等の連携促進などが規定され、地域の包括的支援体制の構築等を一層進めることとされた。この目指すべき姿を実現させるための施策の在り方について、専門的見地から議論を行う。

➤ 構成

審議会：学識経験者、民間事業者、公募都民等 38名（臨時委員含む）
専門部会：学識経験者、民間事業者、公募都民等 13名（臨時委員含む）

➤ 開催実績

- ・平成29年9月から平成30年10月まで専門部会を計8回開催
- ・平成30年11月に審議会を開催、専門部会の議論を踏まえ、子育て家庭を地域で支える仕組みづくりの方策について提言を行った。

➤ 提言要旨（平成30年11月）

○母子保健分野

- ・地域における子育て家庭のニーズや課題の適切な把握
- ・妊娠期からの切れ目ない支援策の充実
- ・妊娠期からの切れ目ない支援体制の強化

○子育て支援分野

- ・特に支援を必要とする家庭に対する支援の強化
- ・地域の力を活用した子育て支援サービスの強化

○障害児支援分野

- ・共生社会を目指した地域支援の体制の構築
- ・一般子育て施策への専門的バックアップ
- ・障害児通所支援等の充実
- ・障害児・家族を中心とした相談支援の充実

○妊娠期から子育て期にわたる支援における、各分野の連携強化

- ・支援が必要な子どもを支援につなげる体制整備
- ・全ての子どもが子育て施策を利用できる環境整備
- ・子どもの成長や転居前後の支援機関の連携強化

福祉・保健・医療に係る普及啓発

(様々な啓発活動への参加)

- 都は、福祉・保健・医療に関わる諸課題について、都民の幅広い理解と支援を得るため、様々なキャンペーン等を定め、又は参加しています。以下では、平成31年度に予定されている主な取組を紹介します。

期間	名称・内容
4月	世界自閉症啓発デー（4/2）・発達障害啓発週間（4/2～4/8） 自閉症等の発達障害に関する理解が進むよう、都庁舎などをブルーにライトアップ
5月	民生委員・児童委員の日 活動強化週間（5/12～18） 民生委員・児童委員の活動を周知するため、パレード等を実施
	世界禁煙デー（5/31）・禁煙週間（5/31～6/6） 喫煙・受動喫煙が及ぼす健康への影響に関して正しい知識を持ってもらうため、パネル展等を実施
6月	HIV検査・相談月間 HIV／エイズを理解を深め、早期発見の重要性を知ってもらうため、キャンペーンを実施
	蚊の発生防止強化月間 地域での蚊の発生抑制対策の重要性を知ってもらうため、キャンペーンを実施
	らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日（6/22） ハンセン病の理解を深め、偏見や差別を解消するため、普及啓発を実施
	6・26国際麻薬乱用撲滅デー・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（6/20～7/19） 薬物乱用問題に対する認識を高めてもらうため、キャンペーンを実施
7月	夏の献血キャンペーン「愛の血液助け合い運動」 献血運動の一層の推進を図るため、重点的なPRを展開
	日本肝炎デー（7/28）・肝臓週間（7/22～7/28） 肝炎の予防や治療に係る正しい理解が進むよう、普及啓発やウイルス検査の受診勧奨を実施
9月	「自殺防止！東京キャンペーン」（自殺対策強化月間） ※3月にも実施 自殺防止を呼びかけるため、特別電話相談や講演会等を実施
	食生活改善普及運動（9/1～9/30） 食生活を改善し、生活習慣病の発症と進行を防ぐため、普及啓発を実施
	救急の日（9/9）・救急医療週間（9/9～15） 救急医療・救急業務に対する正しい理解と認識を深めるため、シンポジウム等を実施
	老人週間（9/15～21） 長寿をお祝いする等の趣旨で、各種施設の無料公開・割引等を実施
	動物愛護週間（9/20～26） 動物の愛護と適正な飼養の推進のため、フェスティバルを開催
	結核予防週間（9/24～30） 結核の正しい知識と予防の重要性を知ってもらうため、街頭キャンペーン等を実施

期間	名称・内容
10月	乳がん月間 「ピンクリボン in 東京」開催。都庁舎をピンク色にライトアップ
	臓器移植普及推進月間・骨髄バンク推進月間 臓器移植普及啓発のための街頭キャンペーン等を実施
	里親月間（10～11月） 養子縁組を目的としない養育家庭（ほっとファミリー）の普及
	麻薬・覚醒剤乱用防止運動（10～11月） 薬物乱用の根絶を図るため、キャンペーンを実施
	児童虐待防止推進月間 児童虐待防止普及啓発のためのキャンペーンを実施
11月	動物譲渡促進月間 保護犬、保護猫の譲渡活動を知ってもらうため、PR イベント等を実施
	世界糖尿病デー（11/14） 糖尿病の予防や早期発見・早期治療の重要性を周知するため都庁舎などをブルーにライトアップ
	エイズ予防月間（11/16～12/15） 世界エイズデー（12月1日）を中心に予防啓発キャンペーンを実施
12月	障害者週間（12/3～9） 「ふれあいフェスティバル」や啓発ポスター掲示等を実施
3月	女性の健康週間（3/1～3/8） 女性の健康づくりを支援するため、がんの検診受診促進キャンペーンを実施

■ 世界自閉症啓発デー

〔世界自閉症啓発デー〕4月2日 〔発達障害啓発週間〕4月2日～8日

* 平成19年12月の国連総会において、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」と定めることが決議されました。これを踏まえ、社会全体で自閉症等の発達障害の理解が進むよう、4月2日から8日までの1週間が「発達障害啓発週間」と設定されました。

ライトアップに用いるブルーの色は、癒しや希望などを表しています。



■ ピンクリボン運動

〔乳がん月間〕10月1日～31日

* 1980年代に、アメリカで、乳がんを患った女性が「同じ悲しみを繰り返さないように」との願いを込めて、孫にピンク色のリボンを手渡したのが、運動のきっかけになったとされています。



（乳がんの早期発見・早期診断・早期治療の重要性を伝えるシンボルマーク）



■ オレンジリボン運動

〔児童虐待防止推進月間〕11月1日～30日

* 平成16年9月に、栃木県小山市で幼い兄弟が虐待の末に亡くなった事件を契機として、児童虐待防止を目指す運動が始まりました。里親の元で暮らす子供たちが、明るい未来を願って選んだ色です。



（児童虐待防止を目指すシンボルマーク）



■ ブルーサークル運動

〔世界糖尿病デー〕11月14日

（インスリンを発見したカナダのフレデリック・バンティング博士の誕生日）

* 世界糖尿病デーは、平成18年12月20日の国連総会で指定されました。国連や空を表す青（ブルー）と団結を表す輪（サークル）を表現し、「糖尿病に対して団結しよう」という願いが込められています。



（糖尿病の予防・治療・療養を喚起する運動のシンボルマーク）



■ レッドリボン運動

〔エイズ予防月間〕11月16日～12月15日

（12月1日の世界エイズデーを中心とする1か月間）

* アメリカでエイズが社会問題化した1980年代の終わり頃から、エイズに倒れた仲間への追悼の気持ちと、エイズに対する理解と支援の意思を示すため、赤いリボンをシンボルとした運動が始まりました。



（HIV／エイズに対する理解と支援の象徴）



(キャンペーンキャラクター)

- 都には、各種取組を推進するためのキャラクターがいます。ここでは、そのうちの代表的なものを紹介します。

◆ OSEKKA Iくん



児童虐待防止に関心を持ち、地域で OSEKKA I していただくことを目指して作成した児童虐待防止に係る普及啓発のキャラクターです。

都民一人ひとりの OSEKKA I により、児童虐待の未然防止や、早期対応に繋がることとなります。皆さんに、「OSEKKA I」の理解と協力をしていただけるよう、「OSEKKA I くん」と一緒に広報していきます。

*OSEKKA I…従来の余計なお世話という意味でのお節介ではなく、子育てしている親と子供を優しく温かく見守る行動のこと

◆ フクシロウ



東京都福祉人材センター

福祉人材の確保・育成・定着を目的に設置している「東京都福祉人材センター」(本部：千代田区飯田橋、多摩支所：立川市)のキャラクターです。

同センターでは、福祉の仕事に関する各種相談支援や求人の紹介、求職者向けのイベントのほか、中高生や一般の方向けにも様々な取組を行っています。

「フクシをシロウ！」を合言葉に、福祉の仕事の魅力ややりがいを広く発信していきます。

◆ ホイクマ & ホイクマン



保育人材の確保・育成・定着を目的に設置している「東京都保育人材・保育所支援センター」のキャラクターです。

同センターでは、保育人材コーディネーターによる各種相談支援や都内保育所への就職斡旋、就職支援研修・相談会、就職支援セミナーなど、様々な取組を実施しています。

東京都では、「ホイクマ」「ホイクマン」と共に、保育の仕事に興味・関心のある皆さんや保育所を応援していきます。



ミンジー

きしよ
徽章をつけて
活動しています



◆ ミンジー

東京都民生委員・児童委員のキャラクターです。
みんなが協力して子育てをするペンギンの姿を通して、「地域における支え合いを目指す」「社会全体で子育てを応援する」活動に取り組む姿を表しています。
民生委員・児童委員の活動を広く都民の皆さんに知っていただけるよう、ミンジーと共に活動紹介を進めていきます。



「すけだちくん」

◆ すけだちくん

障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重しあうことのできる共生社会の実現に向けた、障害者理解促進のキャラクターです。
「ヘルプマーク」・「ヘルプカード」(P172参照)をはじめとした、障害及び障害のある方への理解を促進するための普及啓発を推進しています。
「一緒に、すけだちいたそう。」をキャッチフレーズに、障害のある方が困っていたら、ちょっとした配慮や手助けを行うことを広く都民に呼びかけています。



◆ ケンコウデスカマン

「ちょっと実行、ずっと健康。」をキャッチフレーズに、健康づくりに向けたちょっとした行動を呼びかける東京都健康づくり推進キャラクターです。
生活習慣病の予防や生活習慣の改善について、都民一人ひとりが負担感なく実践できるよう、「ケンコウデスカマン」と一緒に広報していきます。



◆ モシカモくん

がん検診の認知度が特に低い20代から30代の若年層に、がん検診を知ってもらうきっかけとするためのカモシカのキャラクターです。がん検診に行ってほしい。もっと自分を大事にしてほしい。そんな願いから生まれました。

皆さんに「モシカモくん」を知ってもらい、がん検診の大切さをお伝えするため、「じぶんにご献身、がん検診。」をキャッチフレーズに、普及啓発を行っています。



◆ PostPet「モモ」

乳がんの早期発見・早期治療による死亡率の減少を目指し、検診受診の大切さを呼びかける東京都乳がん検診普及啓発事業公式キャラクターです。

皆さんに、乳がん及び乳がん検診に関する正しい知識を知っていただき「40歳になったら2年に1回」の検診を受診していただけるよう、PostPet「モモ」と一緒に広報していきます。



◆ かんぞうくん

肝炎ウイルスの感染者の早期発見と早期治療による肝がんへの進行防止を目指して作成した、東京都における肝炎対策の啓発キャラクターです。

検査を受けたことがない皆さんに「一日」でも早く受けていただけるよう、そして、検査結果に応じて専門医を受診していただき、適時適切な治療を受けられるよう、「かんぞうくん」と一緒に広報していきます。

(シンボルマーク等)

- シンボルマークには、都が定めたもの、国や法令等に基づくもののほか、関係団体が独自に提唱しているものもあります。ここでは、そのうちの代表的なものを紹介します。

 <p>東京都認証保育所</p>	<p>□認証保育所適合証 0歳児保育や13時間以上の開所を義務付けるなど、独自の基準により東京都が認証する保育施設を示すマークです。</p>
	<p>■マタニティマーク 妊産婦が身につけ周囲が配慮を示しやすくするとともに、交通機関等が掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するものです。</p>
	<p>□赤ちゃん・ふらっとマーク 乳幼児を持つ親が安心して外出を楽しめるよう、公共施設やデパート内などに授乳やおむつ替え等のスペースがあることを示す東京都のマークです。</p>
	<p>□ほっとファミリー 養子縁組を目的とせず、親と一緒に暮らすことのできない子供を養育する養育家庭の愛称「ほっとファミリー」を表す東京都のマークです。</p>
	<p>□子育て応援とうきょうパスポート事業協賛ステッカー 子育て世帯や妊娠中の方に対して、粉ミルクのお湯の提供や商品の割引などのサービスの提供を行う、子育て応援とうきょうパスポート事業の協賛店であることを示すステッカーです。</p>
	<p>□東京都福祉のまちづくり整備基準適合証 東京都福祉のまちづくり条例の整備基準に適合する建築物・公共交通施設等には、請求に基づき、この適合証を交付しています。</p>
	<p>□福祉サービス第三者評価受審済ステッカー 専門的知識をもつ中立的な評価機関による福祉サービスの内容等の評価を受けた事業所に、評価を受けた目印となるステッカーを配布しています。</p>
	<p>□食品衛生自主管理認証制度の認証マーク 食品製造業者及び飲食業者等の自主的な衛生管理を促進する東京都独自の認証を取得した施設を示すためのマークです。</p>
	<p>■標準営業約款制度 (S マーク) 消費者が生活衛生関係営業（理容業、美容業、クリーニング業等）を安全に安心して利用するための目印です。 Safety（安全）、Sanitation（清潔）、Standard（安心）</p>

	<p>□受動喫煙防止対策推進シンボルマーク 「健康ファースト」をコンセプトとした受動喫煙防止対策を普及啓発するための東京都のマークです。</p>
	<p>■身体障害者標識（身体障害者マーク） 肢体不自由者であることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。</p>
	<p>■聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク） 政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。</p>
	<p>■ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。不特定多数の方が利用する施設では、補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）の受け入れが義務付けられています。</p>
	<p>○障害者のための国際シンボルマーク 障害のある方が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す世界共通のマークです（国際リハビリテーション協会が1969年に採択）。</p>
	<p>○盲人のための国際シンボルマーク 世界盲人連合で1984年に制定された世界共通のマークで、視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器等につけられています。</p>
	<p>○耳マーク 聴覚に障害があることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合などに使用されるマークです。</p>
	<p>○オストメイトマーク オストメイト（人工肛門・人工膀胱を造設した方）対応のトイレ等の設備があることを示す場合などに使用されています。</p>
	<p>○ハート・プラスマーク 心臓疾患などの内部障害・内臓疾患は外見からは分かりにくいいため、そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるためのマークです。</p>
	<p>○「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク 白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。</p>

【注】 □：都が定めたもの ■：国や法令等によるもの ○：関係団体等によるもの

◆ ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、又は、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方がいます。

そうした方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、「ヘルプマーク」を作成しました。

また、平成29年7月20日には、JIS（日本工業規格）に採用され、全国共通のマークとなりました。

障害者等で利用を希望する方に、都営地下鉄の駅等でヘルプマークを配布するとともに、全ての都営交通の優先席にステッカーを標示しています。

（ステッカー）



◆ ヘルプカード

障害者が、周囲に支援を求めるための手段として、緊急連絡先や必要な支援内容を記載した「ヘルプカード」を所持し、都内で統一的に活用できるよう、標準様式を策定しました。また、作成ポイントや支援者に必要な配慮をまとめた区市町村向けガイドラインを作成しました。

各区市町村において、標準様式による「ヘルプカード」の作成が進み、障害者が都内で広く活用できるよう、普及促進を図っていきます。

（表面：東京都標準様式）



（裏面：参考様式①）

下記に連絡してください。
私の名前
（ア）連絡先の電話
連絡先名(会社・機関等の場合)
呼んでほしい人の名前

（イ）連絡先の電話
連絡先名(会社・機関等の場合)
呼んでほしい人の名前

（裏面：参考様式②）

耳が不自由です。
（指差して使います。）
筆談で話してください。
手話通訳者を探しています。
何が起きているのか紙に書いて教えてください。
電話してください。
警察 消防車 救急車 タクシー
分かるように合図してください。

◆ 臓器提供意思表示カード

臓器提供に関して、最期を迎えるときに自分の意思が生かされるよう、あらかじめ明確な意思表示をしておくためのカードです。

- * 意思表示の方法には、他にインターネットでの意思登録、被保険者証や運転免許証の意思表示欄への記入などがあります。
- * カード単体での配布は行っておらず、リーフレットとセットになっています。保健所や区市町村、運転免許試験場、スーパー、コンビニエンスストア等に置いてあります。



臓器提供意思表示カード
厚生労働省(公社)日本臓器移植ネットワーク

ドナー情報用全国共通連絡先: 0120-22-0149
臓器移植に関するお問い合わせ先: (公社)日本臓器移植ネットワーク
フリーダイヤル: 0120-78-1069 <http://www.jotnw.or.jp>

〈 1. 2. 3. いずれかの番号を○で囲んでください。〉

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。

2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。

3. 私は、臓器を提供しません。

〈 1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、Xをつけてください。〉
【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・胆臓】

〔特記欄: 〕

署名年月日: _____ 年 _____ 月 _____ 日

本人署名(白筆): _____

家族署名(白筆): _____

登録番号(30)348

東京の福祉保健 2019 分野別取組

編集・発行／東京都福祉保健局総務部企画政策課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03(5320)4019(ダイヤルイン)
ファクシミリ 03(5388)1401

印刷／株式会社アライ印刷
電話 03(5376)9123

